

公共事業労務費調査の手引き

令和7年10月

公共事業労務費調査連絡協議会

ー公共事業労務費調査へのご協力についてのお願いー

●公共事業労務費調査の目的

本調査は、公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎資料等を得るための調査です。

●公共事業労務費調査の協力のお願い

正確な賃金実態を把握することで、適切な「公共工事設計労務単価」の設定に繋がります。調査の対象となった皆様におかれては、より正確な賃金実態の把握のため、調査にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、調査にあたり、虚偽の資料が提出された場合、適正な「公共工事設計労務単価」の決定への支障があるため、正確な資料を提出いただくよう、お願い申し上げます。

※本調査の結果を「公共工事設計労務単価」の設定、技能労働者の処遇改善、及びその理解の促進以外の目的に使用することはありません。

※なお、公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いる単価であり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。

令和7年10月

公共事業労務費調査連絡協議会

目 次

国土交通省の公共事業労務費調査の HP とお問い合わせ先について . . .	1
提出資料の直前チェックリスト	2
無効標本を有効標本へ	3
1 公共事業労務費調査とは	4
2 調査の手順	5
3 調査対象労働者	1 4
4 調査対象期間	1 7
5 調査票・確認資料	2 0
6 職種の分類	2 4
7 基準内手当・基準外手当の区分	2 6
8 補足調査	3 0
9 調査票様式	3 5
1 0 調査票の記入例	4 3
 <参考資料>	
参考資料－1 調査票記入時の早見表	6 3
参考資料－2 公共事業労務費調査 Q & A	7 1
参考資料－3 調査対象職種の定義・作業内容	7 6
参考資料－4 職種別資格及び検定表	9 2
参考資料－5 個人情報の取り扱いについて	9 8
参考資料－6 一人親方について	9 9
 調査票記入時のチェックリスト	 1 0 5

* 国土交通省の公共事業労務費調査の Web サイトとお問い合わせ先について *

- 「労務費調査について」と検索してください。
 - 国土交通省のHPトップページからは以下のとおりです。
 - > 国土交通省のHPトップページ
 - > 土地・不動産・建設業（ページ中央右部「政策情報・分野別一覧」内）
 - > 労働・資材対策（ページ中央右部「建設業関係」内）
 - > 公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について
 - > 公共事業労務費調査（令和7年10月調査）のご案内
- https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

本 Web サイトには、相談内容ごとのお問い合わせ先一覧を掲載しております。
不明な点がございましたら、**相談内容に応じて**いずれかにお問い合わせください。

○オンラインシステムに関するご相談

⇒「チャットボット」もしくは「オンラインシステムヘルプデスク」

○調査票の記入内容や提出資料等に関するご相談：

⇒発注機関ごとの「各調査業務委託先」

○その他のご相談

⇒「各発注機関窓口」もしくは「地方連絡協議会事務局担当者」

そのほか「調査票」、「公共事業労務費調査の手引き」、「対象企業名簿」、「郵送時の封筒に貼り付けるラベル」、「オンライン調査に関する資料」なども掲載しています。



※**昨年度までの**公共事業労務費調査の集計結果を元に決定した公共工事設計労務単価については、以下のHPに掲載しています。

公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

→令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00261.html

■提出資料の直前チェックリスト

●調査票【毎年変更されていますので、必ず令和7年10月調査用を使用してください】

手引き P20～22	資料等	チェック事項	チェック欄
① ② ③ ④	調査票 ・様式－1(賃金調査票) ・様式－2(各種手当内訳票) ⇒ 手当を支払った場合のみ必要 ・様式－3(年計票(労働日数・臨時の給与)) ・様式－1－1(補足調査票)	必要な調査票をすべて作成していますか？	様式－1【必須】 ☐ 様式－2(手当を支給していた場合のみ) ☐ 様式－3(過去1年間に臨時の給与が支払われている、または有給休暇取得義務の対象者がいる場合) ☐ 様式－1－1【必須】 ☐
		調査票は【令和7年10月調査用】のA3サイズで作成していますか？	☐
		様式－1の備考欄(一覧表の下部)は入力されていますか？	☐
		※印の欄を除き、すべて記入していますか？	☐
		同一の労働者が複数の調査票に記入されていませんか？(調査対象工事が複数ある場合)	☐
		調査月別に各一部ありますか？(9月分と10月分の両方が調査対象の場合)	☐

●確認資料【返却を行わず破棄するため、必ずコピーを提出してください。】(書面調査のみ)

【氏名を黒塗りし、イニシャルに変更してください。】(オンライン調査・書面調査共通)

【ホチキス等で綴じ、右肩に①～⑭の資料番号を記載してください。】(書面調査のみ)

【ファイル名に①～⑭の資料番号を記載してください。】(オンライン調査のみ)

①	・就業規則又は雇用契約書	就業規則は労働基準監督署に届け出を行った最新のものですか？(現行の労働基準法に準拠していますか？)	必須	☐
①	・変形労働時間制協定書 ⇒ 1ヶ月超単位の変形労働時間制の場合のみ	労働基準監督署に届け出を行った最新のものですか？ (調査月を含む期間となっていますか？) 過去1年分の休日カレンダー		☐ ☐
②	・手当支給に関する資料 ⇒ 手当の支払がある場合のみ	各種手当の内訳および支給基準が明確になっていますか？		☐
③	・賃金台帳、賃金日計表(調査月分) ⇒ 臨時の給与の支払いがある場合は過去1年間の臨時給与支払い月分も必要	法定福利費控除額が確認できますか？	必須	☐
④	・退職金の支給が確認できる資料 ⇒ 退職金の支給があった場合のみ	所得税の納付資料 等		☐
⑤	・作業日報(調査月分)	従事した工事現場別、作業内容等が確認できる資料がありますか？	必須	☐
⑥	・出勤簿等(過去1年分)、年次有給休暇管理簿等	過去1年分がありますか？ただし、過去1年間に臨時の給与(退職金を含む)が支払われた労働者がいない場合、及び有給休暇の取得義務の対象となる労働者がいない場合は調査月分のみでも可。	必須	☐
⑦	・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届もしくは同決定通知書 ⇒ 健康保険・厚生年金保険に加入している場合のみ	令和7年分のものでしょうか？		☐
⑧	・事業所の社会保険加入状況が確認できる資料 ⇒ 雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入している場合のみ	雇用保険被保険者資格取得届、同確認通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、同決定通知書 等		☐
⑨	・資格、免許	電工：電気工事士等の免状または認定証(P92 資格番号 1～4) 運転手(特殊)：各種免許、資格証明書(P93 資格番号 1、3) 運転手(一般)：各種免許(P93 資格番号 2) 潜水士：潜水士免許(P95 資格番号 1) 交通誘導警備員A、B：検定の合格証明書(P97 資格番号 1～2)		☐
⑩	・見積書	契約前の時点で最終的に元請負人(下請契約における注文者)に提出したもの		☐
⑪	・請負代金内訳書	契約時点で元請負人(下請契約における注文者)に提出したもの		☐
⑫	・在留資格が確認できる資料 ⇒ 外国人建設就労者又は特定技能外国人が調査対象に含まれる場合のみ	雇用契約書(在留資格が記載されている場合のみ) 在留カードの写し 外国人材の受入報告書 外国人雇用状況届出 等		☐
⑬	・建設キャリアアップシステムに関する資料 ⇒ 建設キャリアアップシステムに登録している場合のみ	レベル1の場合：建設キャリアアップカードのコピー レベル2・3・4の場合：レベル判定結果通知書等		☐
⑭	・一人親方に関する確認資料 ⇒ 一人親方のみ	P99 1. 調査票・確認資料 ① 確認書類		☐

●その他

①	・封筒	届け先、発信元、発注機関番号、工事番号を記載していますか？	☐
②	・本資料(提出資料の直前チェックリスト)	チェック欄に記入の上、必要資料が揃っているか確認しましたか？	☐

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

「無効標本」を減らすために、ご協力をお願いします

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、内容を確認のうえ、信頼性が担保されるものを「有効標本」として集計し、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。

しかし、確認資料に不備がある場合などは、せっかくご協力いただいたデータも「無効標本」となり、集計に使用することができません。有効なデータを確保するためには、「無効標本」を減らすことが非常に重要です。

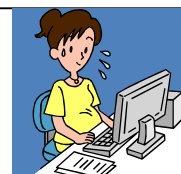
標本数の確保のためだけでなく、皆様のご協力を有効に活かすためにも、「無効標本」を減らすことにご理解とご協力をお願い申し上げます。

こんな理由で棄却されてしまいます!!（主な例）

就業規則に定める所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない

調査票への記入事項の根拠となる資料がない

例）作業日報、出勤簿等（過去 1 年分）等



棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間が、週 40 時間以内になるようにしてください。

※おおむね 10 年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

就業規則※や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届出てください。

現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。

※労働者の数が「常時 10 人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

1 公共事業労務費調査とは

農林水産省及び国土交通省（以下「二省」）では、公共工事の発注の際に工事費の積算に使用するため、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金を都道府県別及び職種別に調査し、その調査結果に基づいて「公共工事設計労務単価」を決定しています。この調査を「公共事業労務費調査」といいます。

この調査は、調査月に調査対象となった公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べるもので、昭和 45 年から毎年定期的に実施されています。

調査対象工事	二省（独立行政法人、特殊会社等を含む）、都道府県および政令指定都市等所管の公共工事等です。
調査月 (詳細はP14及びP17)	10月の賃金を調べます。 - ただし、「3 調査対象労働者（1）②」に示すとおり、一定基準に該当する労働者のみ、9月の賃金を調べます。
調査対象労働者 (詳細はP14)	- 調査月において、調査対象工事に従事した労働者です。 - 元請企業、下請企業（警備会社を含む）を問わず、調査対象職種（51職種）に該当する全ての労働者が対象です。

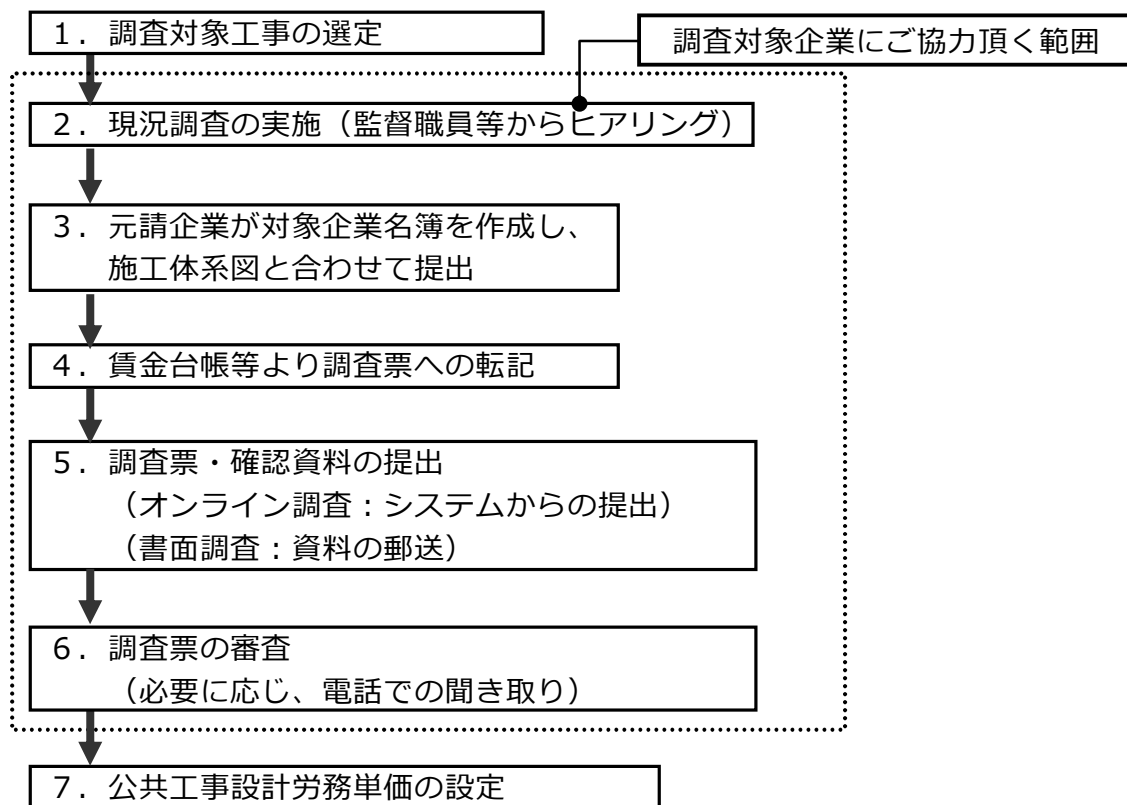


図-1-1 公共事業労務費調査の流れ

2 調査の手順

調査は下記の順序で行われます。

(1) 各発注機関から、元請企業に調査協力依頼があります。

- ① 各発注機関から、元請企業に調査協力依頼があります。
- ② 元請企業は、9 月(10 月に従事していない 38 職種)や 10 月に調査対象工事に従事し、調査対象職種(51 職種)に該当する技能労働者が在籍する全ての下請企業（2 次以下の下請企業、一人親方も含む）に対し、調査の協力依頼を行ってください。（労働者が調査対象か調査対象外かについては P14 を確認してください）
- ③ 連絡を受けた下請企業は、さらに下請がいる場合には、調査の協力依頼を行ってください。

※ **各発注機関から下請企業に対して直接調査の協力依頼は行いません。**

※ それぞれの下請企業によって賃金計算期間（P17 表-4-1 参照）が異なりますので、**下請企業に対してはその期間を確認の上、調査の協力依頼を行ってください。**

※ 調査対象工事が、中止、中断、完了または未着工等となり、調査期間中に工事が行われていない場合は調査対象外となりますので、元請企業は、事前に発注機関にその旨を連絡し、指示を受けてください。

※ 10 月に調査対象工事に参加せず、9 月に参加した下請企業で、38 職種（P15 表 3-2）に該当する労働者が従事していない場合は、調査対象となりませんので、下請企業はその旨を元請企業に伝えてください。

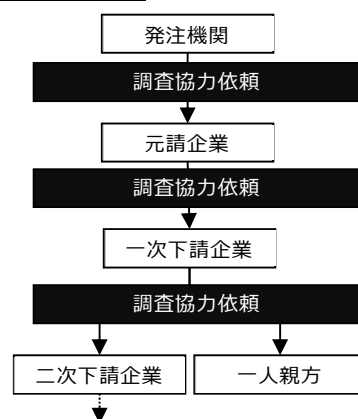


図-2-1
調査協力依頼のフロー

(2) 発注機関が現況調査を実施します。

調査対象となった企業から後日提出される調査票の記入内容が、現場の状況を的確に反映しているか確認するため、調査対象工事を発注した各地方連絡協議会の構成機関（国、都道府県及び政令市等）が、事前に工事現場の現況調査を行います。

現況調査では、労働状況の確認、元請企業及び下請企業からのヒアリング及び作業日報等により、現場の作業内容及び労働者数を確認します。

(3) 一部地域において、労務費調査説明会を開催します。（開催しない地域もあります。）

例年、実施している元請企業及び下請企業の調査対象者向けの労務費調査説明会については、**令和7年度においても、地域ごとに開催有無、開催方式が異なります。**地域ごとの開催有無、開催方式については、国土交通省の HP をご確認ください。また**同 HP 上には代替となる説明資料や動画も掲載します（9 月中を目途）**ので、あわせてご確認ください。

公共事業労務費調査（令和7年10月調査）のご案内

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

(4) 対象企業名簿を作成し、施工体系図とともに提出してください。

- ① 各発注機関等から、**元請企業に対象企業名簿の作成依頼**があります。
- ② 元請企業は、**9月(10月に従事していない38職種)や10月に調査対象工事に従事し、調査対象職種(51職種)に該当する技能労働者が在籍する全ての下請企業**（2次以下の下請企業、一人親方も含む）に対し、**対象企業名簿の作成に必要な情報の提供を依頼**してください。対象企業名簿は国土交通省のHPに掲載しております。
公共事業労務費調査（令和7年10月調査）のご案内
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html
- ③ **下請企業は元請企業からの提供依頼を受けて、以下の事項を元請企業に報告**してください。
複数工事において調査対象となった場合は、P18 図-4-1 を参照し、調査票の提出が必要な工事では以下の事項を報告し、提出が不要となった工事では不要となった旨を報告してください。さらに下請がいる場合は、以下の事項を元請企業に報告するよう依頼してください。
【元請企業に報告する事項】
 - 企業名、下請の次数
 - 会場調査への変更希望（原則、オンライン調査、書面調査としております。なお、オンライン調査の場合には書面調査への変更も可ですので、その旨報告ください。）
 - 調査票作成者氏名、電話番号、メールアドレス（フリーメール（Gmail、Yahoo!メール、Outlook.com 等）以外のアドレスの記載を推奨）または FAX 番号（聞き取り調査の連絡先、FAX 番号はメールアドレスが無い場合のみ。）
- ④ 元請企業は、オンライン調査・書面調査（・会場調査）問わず調査対象となったすべての下請企業からの報告をもとに対象企業名簿を作成し、**施工体系図とともに各発注機関等に提出**してください。提出先及び提出期限については発注機関等からの作成依頼の際に通知します。また、提出後に調査対象が追加・変更となった場合は、追加・変更となった企業の担当者様より対象企業名簿の提出先に直接ご連絡ください。

※ **対象企業名簿には9月（10月に従事していない38職種）や10月に稼働し、調査対象職種（51職種）に該当する技能労働者が在籍する企業のみを記入**してください。

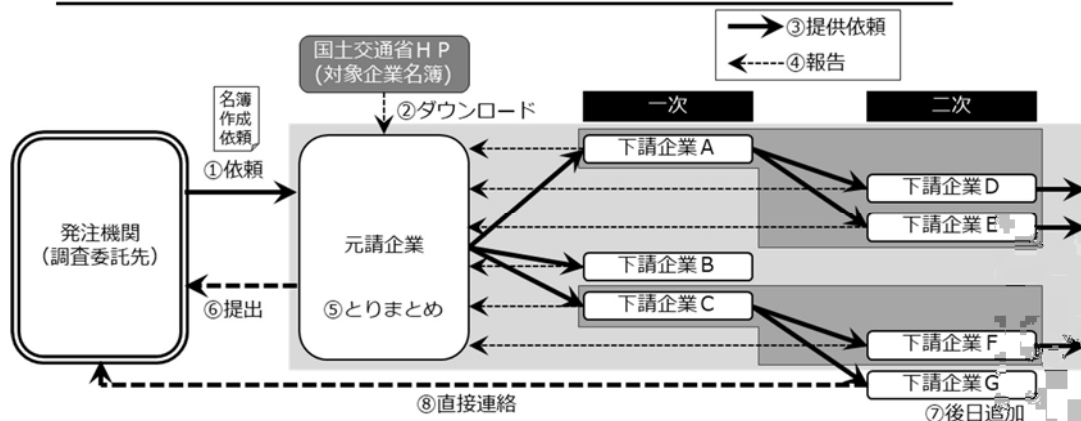


図-2-2 対象企業名簿の作成フロー図

(5) 調査票に記入してください。

手引き等の資料をもとに、調査票を作成してください。必要に応じて、元請企業は下請企業へ記入方法を説明してください。また元請企業は下請企業の調査票発送状況を進捗管理し、調査票等の提出期限を遵守するよう指導してください。

〔6〕－1【オンライン調査の場合】 調査票と確認資料を提出してください。

- ① 各発注機関等から、**対象企業名簿に記載されている調査対象企業（元請企業及び下請企業）にオンライン調査の案内がメール送信**され、オンラインシステムによる資料の提出先・提出期日及び聞き取り調査の実施日（期間）が案内されます（聞き取り調査の実施日は進捗状況により変更になる場合があります）。念のため、オンライン調査の案内を受領した元請企業においては、全ての**下請企業に、オンラインシステムによる資料の提出先・提出期日及び聞き取り調査の実施日（期間）を連絡**してください。連絡を受けた下請企業は、さらに下請がいる場合には、同様に上記内容を連絡してください。
- ② 案内を受けた調査対象企業は、9月(10月に従事していない38職種)や10月に調査対象工事に従事し調査対象職種(51職種)に該当する、全ての在籍する技能労働者を対象として、オンラインシステムによる調査へのご協力をいただきますよう、お願いします。
 ※ やむを得ない理由により書面調査または会場調査を希望する企業が含まれる工事の元請企業に対しては、オンライン調査の案内とあわせて書面調査または会場調査の案内を送付しますので、希望する企業に連絡してください。
- ③ 各企業の担当者は期日までにP20「5 調査票・確認資料」でお願いしている**調査票及び確認資料の電子データもしくは写しのPDFをオンラインシステムにて提出**してください。**提出先は元請企業ではありません**のでご注意ください。
 ※ 毎年度、ログインIDとパスワードは新たな発行が必要なため、昨年度調査で利用したログインIDとパスワードはご使用になれませんのでご注意ください。
 ※ 後日、電話での聞き取り調査にて調査票について質問させていただくことがありますので、**調査票の内容をオンラインシステムもしくはコピーにて確認できるようにしてください。**
- ④ 提出された調査票が正しく記入、作成されているか、調査員が審査します。審査の上、疑義や修正事項がある場合は、**システム内で質疑のやり取りを実施する**ほか、聞き取り調査の実施日（期間）に、各企業の担当者（対象企業名簿に記載されている各企業の調査票作成者）に**電話で聞き取り調査を行います**。なお、疑義や修正がない場合は聞き取り調査を行わない場合もあります。
 ※ 電話での聞き取り調査の上、調査票に誤記入があった場合は修正させていただきます。
 ※ 本調査において、調査員が賃金の内訳（調査票の記入内容）を審査しますが、この審査の中で、各企業の賃金・時間管理を指導することはありません。
 ※ 元請企業や上位請の企業等、他社に調査票を見せる必要はありません。

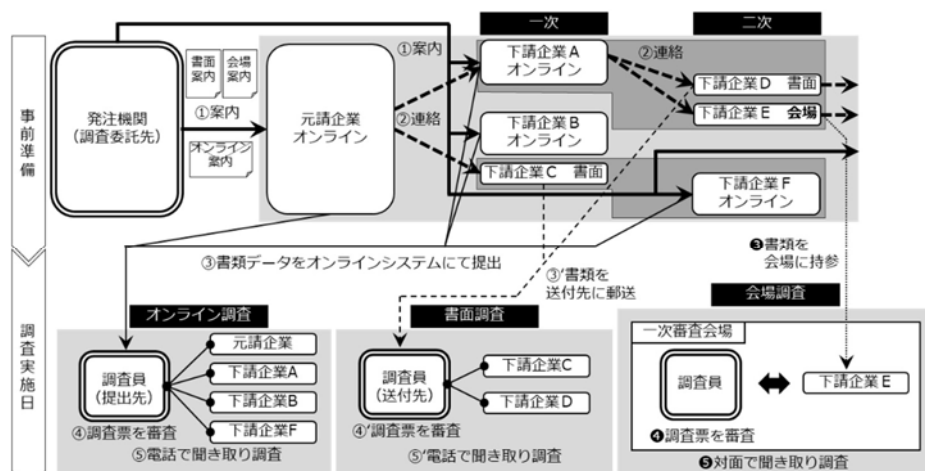


図-2-3 オンライン調査のフロー図

* 公共事業労務費調査のオンライン調査に係る各種資料の HP 掲載先について *

- 「労務費調査について」と検索してください。
- 国土交通省の HP トップページからは以下のとおりです。
 - > 国土交通省の HP トップページ
 - > 土地・不動産・建設業（ページ中央右部「政策情報・分野別一覧」内）
 - > 労働・資材対策（ページ中央右部「建設業関係」内）
 - > 公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について
 - > 公共事業労務費調査（令和 7 年 10 月調査）のご案内https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

本 Web サイトの下部に、オンライン調査に関する資料（オンラインシステムの**操作説明書**、**操作説明動画**、**FAQ**、**リンク先**）を掲載しております。また、調査対象企業用のオンラインシステムの URL は下記のとおりです。

https://romuhi-chosa.rm.keg.jp/rmh/RO050200100_kigyo

なお、本 Web サイトよりダウンロードできるエクセル調査票は、オンライン調査・書面調査ともに使用可能です。



07 オンライン調査に関する資料

令和 5 年 10 月調査より、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査の本格運用を開始しております。オンライン調査の対象工事となった場合は、下記資料をご確認いただき、オンライン調査にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【オンラインシステムの URL（調査対象企業向け）】
https://romuhi-chosa.rm.keg.jp/rmh/RO050200100_kigyo

オンラインシステムのリンク先で画面が正常に開かない場合の解決方法は[こちら](#)（PDF:191KB）

【オンラインシステムに関する問合せ先】

資料名	ファイルサイズ
操作説明概要書（元請企業向け）	(PDF:136KB)
操作説明概要書（下請企業向け）	(PDF:123KB)
操作説明動画（元請企業・下請企業向け）	(YouTube 上に動画をアップロードしています)
操作説明動画の PDF（元請企業・下請企業向け）	(PDF:495KB)
操作説明書（元請企業向け）	(PDF:188KB)
操作説明書（下請企業向け）	(PDF:174KB)
FAQ	(PDF:387KB)

(6) - 2 【書面調査の場合】 調査票と確認資料を提出してください。

- ① 各発注機関等から、**元請企業に書面調査の案内が送付**され、資料の送付先・送付期日及び聞き取り調査の実施日 **(期間)** が案内されます。（聞き取り調査の実施日は進捗状況により変更になる場合があります）
- ② 元請企業は、9 月(10 月に従事していない 38 職種)や 10 月に調査対象工事に従事し、調査対象職種(51 職種)に該当する技能労働者が在籍する全ての**下請企業に、資料の送付先・送付期日及び聞き取り調査の実施日 (期間) を連絡**してください。
- ③ 連絡を受けた下請企業は、さらに下請がいる場合には、資料の送付先・送付期日及び聞き取り調査の実施日 **(期間)** を連絡してください。9 月(10 月に従事していない 38 職種)や 10 月に調査対象工事に従事し、調査対象職種(51 職種)に該当する技能労働者が在籍する全ての下請企業(2 次以下の下請企業、一人親方も含む)にご協力いただきますよう、お願いします。
 ※ 会場調査を希望する企業が含まれる工事の元請企業に対しては、書面調査の案内とあわせて会場調査の案内を送付しますので、希望する企業に連絡してください。
- ④ 各企業の担当者は期日までに P20「5 調査票・確認資料」でお願いしている**調査票及び確認資料のコピーを簡易書留もしくはレターパックプラスによる郵送で調査会社**（協議会等その他指定の送付先があればそちら）**へ提出**してください。**送付先は元請企業ではありません。**
 ※ 提出の際は P10「※ 書面調査にて資料を提出する際の確認事項」をご確認ください。
 ※ 後日、電話での聞き取り調査にて調査票について質問させていただくことがありますので、**必ず調査票のコピーを手元に残しておいてください。**
 ※ レターパックプラスを使用する場合は、「郵便窓口からの発送」もしくは「集荷」のいずれかの方法により、確実に郵便配達員へ差し出すようにしてください。
- ⑤ 提出された調査票が正しく記入、作成されているか、調査員が審査します。審査の上、疑義や修正事項がある場合は、聞き取り調査の実施日 **(期間)** に、各企業の担当者（対象企業名簿に記載されている各企業の調査票作成者）に**電話で聞き取り調査を行います**。なお、疑義や修正がない場合は聞き取り調査を行わない場合もあります。
 ※ 電話での聞き取り調査の上、調査票に誤記入があった場合は修正させていただきます。
 ※ 本調査において、調査員が賃金の内訳（調査票の記入内容）を審査しますが、この審査の中で、各企業の賃金・時間管理を指導することはありません。
 ※ 賃金は、元請企業や上位請の企業等、他社に調査票を見せる必要はありません。

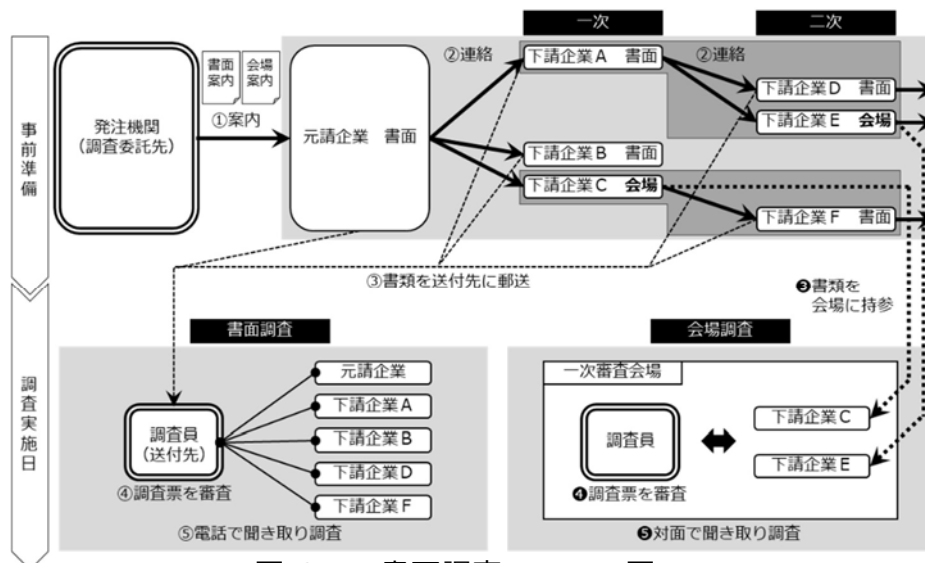


図-2-4 書面調査のフロー図

※ 書面調査にて資料を提出する際の確認事項

○送付先について

各発注機関等から、元請企業に送付する書面調査の案内に送付先等の記載がございます。

送付先は元請企業ではないのでご注意ください。

送付先が不明な場合は、調査委託先の相談窓口（P1「国土交通省の公共事業労務費調査のHPとお問い合わせ先について」参照）にご連絡いただき、送付先をご確認ください。**各発注機関で調査委託先が異なるため、送付先（届け先）にお間違いないようご注意ください。**

※ 送付の際は、届け先、発信元の記載に加えて、当該案内に記載の**発注機関番号及び労務費調査工事番号を封筒に記載**してください。

○送付方法について

原則、簡易書留もしくはレターパックプラスによる郵送とさせていただきます。また、大変お手数ですが、複数工事に該当している場合（P18 図-4-1 参照）は、**1工事毎に封筒を分けて**郵送してください。

やむを得ずメールでの送付を希望される場合は、容量の制限等により送付できない場合がありますので、事前に調査委託先の相談窓口（P1「国土交通省の公共事業労務費調査のHPとお問い合わせ先について」参照）にご連絡いただき、対応の可否をご確認ください。

○発注機関番号、労務費調査工事番号の記載について

郵送の際は届け先、発信元の記載に加えて、書面調査の案内に記載の**発注機関番号と労務費調査工事番号を封筒に記載**してください。封筒に貼り付けるラベルの様式例を下に掲載しますので、手書きで記入の上、切り取っていただくか、国土交通省HPより様式をダウンロードして作成ください。なお、発注機関番号、労務費調査工事番号が記載されていれば様式通り作成する必要はありません。

公共事業労務費調査（令和7年10月調査）のご案内

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

○提出資料について（P20～23「5 調査票・確認資料」参照）

以下の資料を提出してください。各企業の担当者は**P2「提出資料の直前チェックリスト」**

- ・調査票（様式－1、様式－1－1、様式－2、様式－3）
- ・確認資料一式（**P20～22「5 調査票・確認資料」（2）①～⑭のコピー**）
- ・提出資料の直前チェックリスト（チェック欄に記入のもの）

-----切り取り線-----

届け先	〒		
発信元	〒		
発注機関番号		労務費調査 工事番号	

【調査票と確認資料の提出時の注意点について】

1. 個人情報の適切な取り扱いのため、調査票と確認資料には「氏名」を記載せず、「イニシャル（姓・名）」を記載いただくよう、お願いいたします。
2. 確認資料は複数ありますので、それぞれの資料ごとにホチキス等で綴じていただき、右肩に①～⑭の資料番号を記載いただくよう、ご協力をお願いいたします。なお、調査票は綴じていただく必要はありません。

※ 企業に同一イニシャルの方がいる場合は、「番号＋イニシャル（姓・名）」を記載いただくよう、お願いいたします。（例）1番（N・I）、2番（N・I）…

※ 確認資料の個人情報は塗りつぶしいただくよう、お願いいたします。

（塗りつぶしする個人情報の例）氏名、性別、所属名、生年月日、住所、電話番号、建設キャリアアップカードや資格証の顔写真、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（調査票の例）

1 調査票にイニシャル（姓・名）を記載しているか

調査票

【令和2年10月調査】

姓・名 (イニシャル) N・I

（確認資料の例）

- 1 確認資料の氏名をイニシャル（姓・名）に変更しているか
- 2 確認資料をホチキス等で綴じ、右肩に①～⑭の資料番号を記載しているか
- 3 確認資料の氏名・性別・所属課等を塗りつぶしているか

ホチキス等で綴じる

各種確認資料
(賃金台帳の場合)

個人情報の氏名・性別・所属課等の個人情報を塗りつぶす

③ 1番 (N・I) の労働者

資料番号を記載

突き合わせ照合ができるよう、氏名を塗りつぶし後に労働者の番号とイニシャル（姓・名）を記載
※同一イニシャルの方がいる場合は「1番（N・I）、2番（N・I）…」のように番号を併記

【賃金台帳の抜粋について】

賃金台帳については冊子での提出ではなく、**対象となる労働者部分のみ抜粋した**コピーの提出で問題ありません。ただし、抜粋にあたっては「5 調査票・確認資料」(2)③の説明欄をよく読み、**以下の3点の内容が必ず読み取れるよう**にしてください。

- ・調査月分であること
- ・法定福利費控除額が確認できる資料であること
- ・過去1年間に臨時の給与を支給していた場合は、臨時の給与の支払月分も含むこと

【就業規則の抜粋について】

就業規則については冊子での提出ではなく、「5 調査票・確認資料」(2)①の説明欄に記載している**以下の4か所のみ抜粋**のコピーの提出で問題ありません。

- ・表紙（会社名が記載されている箇所）
- ・勤務（労働時間・休憩時間・休日が分かる箇所）
- ・休暇（有給休暇が分かる箇所）
- ・賃金（基本給、手当、割増賃金、給与の差引、実物給与、臨時の給与が分かる箇所）

（6）会場調査に変更した場合は、会場調査に出席し、調査票を提出してください。

- ① 調査対象工事に会場調査への変更を希望した企業が含まれる場合は、各発注機関等から、**元請企業に会場調査の日時、場所等を案内**します。
- ② 元請企業は、会場調査への変更を希望した**下請企業（2次以下や一人親方も含む）に、会場調査の日時、場所等を連絡**してください。
- ③ **会場調査への変更を希望した企業は会場調査に出席**してください。
- ④ 会場調査では、提出された調査票が正しく記入、作成されているか、調査員が審査します。その際、必要に応じて記入内容や工事現場での作業内容等について質問します。
 - ※ 元請企業は、一緒に出席していただく必要はありません。
 - ※ 記入内容確認後、調査票のイニシャル記入欄は切り取って返却しますが、記入内容等に関し後日問合せをする場合がありますので、返却したイニシャル記入欄は1ヶ月程度保管してください。（12月中旬まで、質問する場合があります。）
 - ※ 本調査において、調査員が賃金の内訳（調査票の記入内容）を審査しますが、この審査の中で、各企業の賃金・時間管理について指導することはありません。
 - ※ 調査員による確認は一社ごとに行います。会場調査の前後にかかわらず、元請企業や上位請の企業等、他社に調査票を見せる必要はありません。

（7）調査後に問い合わせをする場合があります。

調査票の記入内容（金額、労働日数等）等に関し、後日不明な点がでてきた場合には、調査員が電話等で確認させていただく場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

（8）事後調査を行う場合があります。

調査票の記入内容について、上記の電話等による問い合わせのほか、後日調査を実施する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

※ 今年度のスケジュールの一例

表-2-1 今年度のスケジュールの一例

	元請企業		下請企業	
9月上旬	発注機関より調査協力依頼通知を受領			
	下請企業に調査協力を依頼	▷	元請企業より調査協力依頼通知を受領	
			さらに下請企業がいる場合は、調査協力を依頼	▷
9月中旬	発注機関等より対象企業名簿作成依頼を受領			
	下請企業に対象企業名簿の作成に必要な情報の提供依頼	▷	元請企業より対象企業名簿の作成に必要な情報の提供依頼を受領	
			さらに下請企業がある場合は、元請企業への情報の提供を依頼	▷
	下請企業からの報告をもとに対象企業名簿を作成	◀	元請企業に必要事項を報告	
10月上旬	元請企業は発注機関等に対象企業名簿と施工体系図を提出			
10月中旬	【オンライン調査】【書面調査】 発注機関等より調査案内を受領		【オンライン調査】 発注機関等より調査案内を受領	
	【書面調査】 下請企業に調査案内を連絡 ※オンライン調査の場合にも、念のため全ての 下請企業に調査の案内内容の連絡を実施	▷	【書面調査】元請企業より調査案内を受領	
			【書面調査】 さらに下請企業がある場合は、調査案内を連絡	▷
11月上旬	【オンライン調査】 調査案内に記載されているシステムによる提出 先、提出期日に従い、調査票と確認資料を提出 【書面調査】 調査案内に記載されている送付先、送付期日に 従い、調査票と確認資料を送付		【オンライン調査】 調査案内に記載されているシステムによる提出 先、提出期日に従い、調査票と確認資料を提出 【書面調査】 調査案内に記載されている送付先、送付期日に 従い、調査票と確認資料を送付	
11月上旬 ～ 12月中旬	調査員が調査票の審査を行い、疑義や修正がある場合は電話で聞き取り調査		調査員が調査票の審査を行い、疑義や修正がある場合は電話で聞き取り調査	

※各発注機関等によって案内の時期や送付先等は異なります。

3 調査対象労働者

(1) 調査対象労働者は、以下のとおりです。

- ① 10 月の調査対象期間中に調査対象工事に従事した労働者（下請企業が雇用した労働者も含みます）のうち、調査対象職種（51 職種）に該当する労働者（10 月の賃金を調査します。）
- ② 10 月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9 月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、かつ表 3-2「職種一覧」のうち、*印の 38 職種に該当する労働者（9 月の賃金を調査します。）

- ※ 38 職種については元々サンプル数が少ないため、9 月も調査対象期間としています。
- ※ 9 月及び 10 月の両方の調査対象期間中に調査対象工事に従事していた労働者は、①に該当するため、10 月の賃金を調査します。
- ※ ①の労働者分（10 月分）と②の労働者分（9 月分）の調査票（様式－1、2、3、1－1）は、それぞれ分けて作成してください。
- ※ 9 月の調査対象期間中に調査対象工事での工事が完了し、10 月の調査対象期間中には工事に従事していなかった下請会社についても、9 月の調査対象期間中に 38 職種の建設労働者が調査対象工事に従事していた場合は調査対象となります。

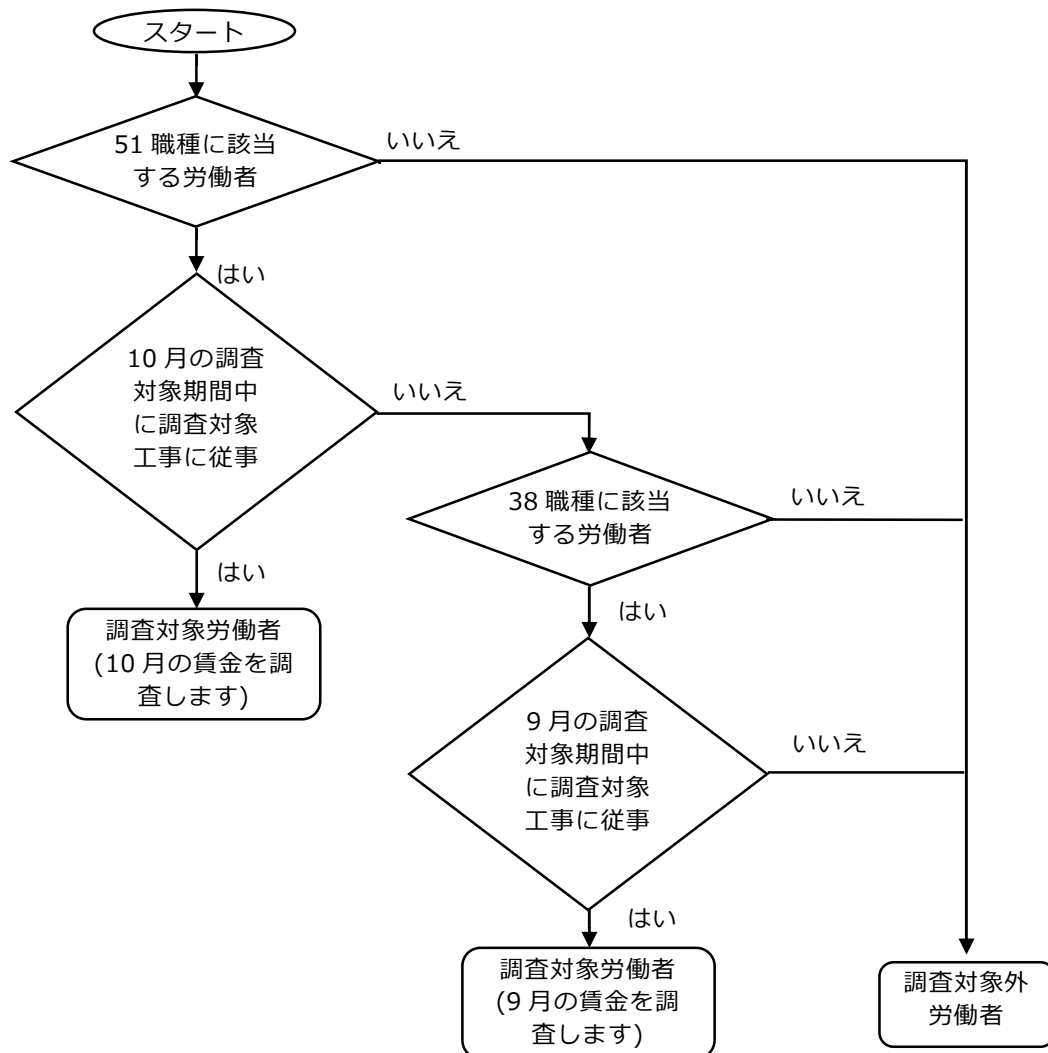


図-3-1 調査対象労働者の判断図

表-3-1 調査対象労働者と調査対象月

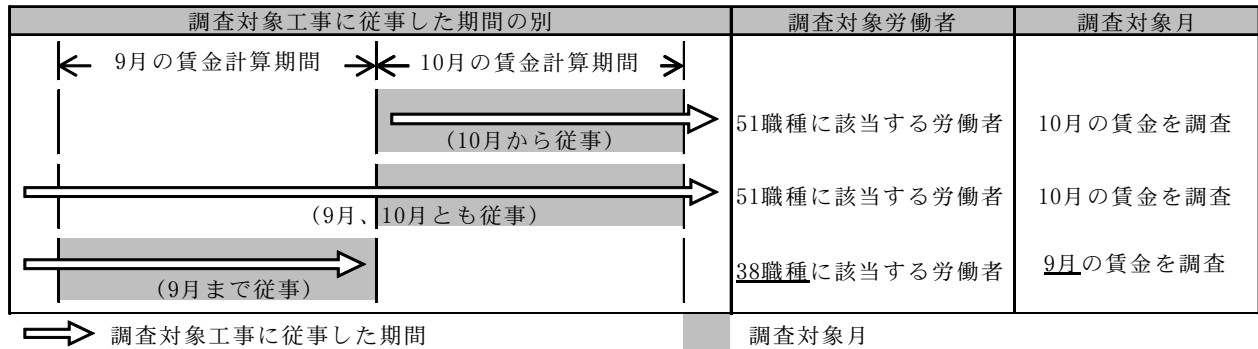


表-3-2 職種一覧

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18 *	さく岩工	35 *	左官
02	普通作業員	19 *	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20 *	トンネル作業員	37 *	はつり工
04 *	造園工	21 *	トンネル世話役	38 *	防水工
05 *	法面工	22 *	橋りょう特殊工	39 *	板金工
06	とび工	23 *	橋りょう塗装工	40 *	タイル工
07 *	石工	24 *	橋りょう世話役	41 *	サッシ工
08 *	ブロック工	25	土木一般世話役	42 *	屋根ふき工
09	電工	26 *	高級船員	43 *	内装工
10	鉄筋工	27 *	普通船員	44 *	ガラス工
11 *	鉄骨工	28 *	潜水土	45 *	建具工
12 *	塗装工	29 *	潜水連絡員	46 *	ダクト工
13 *	溶接工	30 *	潜水送気員	47 *	保温工
14	運転手（特殊）	31 *	山林砂防工	48 *	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32 *	軌道工	49 *	設備機械工
16 *	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員 A
17 *	潜かん世話役	34 *	大工	51	交通誘導警備員 B

※1 * は 38 職種を示す

※ 調査対象工事が除染工事の場合、環境省では、表-3-3 左のとおり建設労働者を区分していますが、それぞれ表-3-3 右の職種の定義に含まれますので、表-3-3 右の職種番号を使用してください。

表-3-3 除染工事の職種および公共工事設計労務単価での職種

除染工事での職種	読みかえる	本調査での職種
作業指揮者		2 5 土木一般世話役
特殊除染作業員		0 1 特殊作業員
普通除染作業員		0 2 普通作業員
運転手（除染特殊）		1 4 運転手（特殊）
運転手（除染一般）		1 5 運転手（一般）
樹木除染工		0 4 造園工
防水工（除染）		3 8 防水工
とび工（除染）		0 6 とび工
交通誘導警備員 A（除染）		5 0 交通誘導警備員 A
交通誘導警備員 B（除染）		5 1 交通誘導警備員 B

(2) 以下のいずれかに該当する労働者は調査の対象となりません。

	労働者	説明等
①	調査対象職種（51 職種）に該当しない労働者	調査対象職種（51 職種）に該当しない労働者 もしくは、10 月の調査対象期間中に従事せず、9 月に従事した労働者のうち、表-3-2 の 38 職種に該当しない労働者 ・調査対象職種（51 職種）に該当するかどうかは、P24「6 職種の分類」を参照の上、調査対象期間に 調査対象工事において個々の労働者が主に従事した作業内容で判断してください。 ・調査対象職種（51 職種）に該当する場合は、賃金の多寡を問わず調査対象となります。
②	会社の役員	役員としての所得と労働者としての賃金が分離でき、かつ労働者としての賃金の水準が企業で雇用している同職種の他の労働者と特に変わらない場合に限り、労働者としての賃金部分が調査対象となります。
③	賃金と経費（材料費、機械経費、燃料代など）の分離ができない労働者	企業との雇用契約によらず、請負契約（経費込み）による労働者等、賃金を経費込みで受け取っている労働者は、賃金と経費の分離ができない場合、調査対象外となることがあります。
④	現場技術者	現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者も含む）等
⑤	工事に直接携わらない労働者	事務員、営業員、給食担当者等（これらの職に専従する者が現場都合により作業員として従事した場合も対象外とする。）
⑥	オペレーター付きクレーンリースの運転手	—
⑦	アスベストの除去作業に従事している労働者	—
⑧	外国人研修生・技能実習生	—
⑨	見習い・手元等	見習い・手元等は原則として調査対象となりません。ただし、各職種の作業について補助的業務を主に実施した場合、技能の保有状況及び肉体的条件と作業内容に応じて「普通作業員」、「軽作業員」又は「トンネル作業員」に分類してください。
⑩	年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者	・老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金及び高年齢再就職給付金）を受給している方のうち、これらの受給にあたり、時給又は日給、月給を減らし、所属企業からの賃金月額を調整している場合は調査対象となりません。 ・年金等受給にあたり、労働日数又は労働時間数並びに時給又は日給、月給の両方を減らし、所属企業からの賃金月額を調整している場合も調査対象となりません。 ※上記の年金等を受給していても、賃金月額を調整していない場合、並びに労働日数又は労働時間数を減らし、賃金月額を調整している場合は調査対象となります。
⑪	本調査によらず、別途調査が行われている職種	例えば、設計業務や測量業務に従事する技術者、また、橋りょうや機械設備等の工場製作にかかわる労働者は、労務費調査ではなく、別の調査の対象です。

<労務費調査の対象となる労働者>			<対象外となる労働者>	
調査対象職種（51 職種）			51 職種以外の労働者	年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者
役員所得と労働者賃金を分離可能	賃金と経費を分離可能	普通作業員 軽作業員 トンネル作業員に該当	本調査によらず別途調査が行われている職種	外国人研修生・技能実習生
企業の役員	賃金と経費が分離不可能	見習い、手元等	現場技術者 事務員、給食担当者等	

図-3-2 調査対象労働者と調査対象外労働者

4 調査対象期間

(1) 調査対象期間

調査対象期間は、調査対象月に調査対象企業で定めている賃金締切日のある賃金計算期間（1 か月間）で、表-4-1 に示す賃金計算期間のいずれかになります。

なお、年間賞与等（臨時の給与）及び年間労働日数に関しては、調査対象期間となる賃金計算期間だけでなく、令和 6 年 11 月～令和 7 年 10 月までの賃金計算期間（合わせて 1 年間）についても、調査票への記入が必要となります。

表-4-1 調査対象となる賃金計算期間の範囲

調査対象月：10月					
賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間
10月1日	9月2日～10月1日	10月11日	9月12日～10月11日	10月21日	9月22日～10月21日
10月2日	9月3日～10月2日	10月12日	9月13日～10月12日	10月22日	9月23日～10月22日
10月3日	9月4日～10月3日	10月13日	9月14日～10月13日	10月23日	9月24日～10月23日
10月4日	9月5日～10月4日	10月14日	9月15日～10月14日	10月24日	9月25日～10月24日
10月5日	9月6日～10月5日	10月15日	9月16日～10月15日	10月25日	9月26日～10月25日
10月6日	9月7日～10月6日	10月16日	9月17日～10月16日	10月26日	9月27日～10月26日
10月7日	9月8日～10月7日	10月17日	9月18日～10月17日	10月27日	9月28日～10月27日
10月8日	9月9日～10月8日	10月18日	9月19日～10月18日	10月28日	9月29日～10月28日
10月9日	9月10日～10月9日	10月19日	9月20日～10月19日	10月29日	9月30日～10月29日
10月10日	9月11日～10月10日	10月20日	9月21日～10月20日	10月30日	10月1日～10月30日
				10月31日	10月1日～10月31日
調査対象月：9月					
賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間	賃金締切日	賃金計算期間
9月1日	8月2日～9月1日	9月11日	8月12日～9月11日	9月21日	8月22日～9月21日
9月2日	8月3日～9月2日	9月12日	8月13日～9月12日	9月22日	8月23日～9月22日
9月3日	8月4日～9月3日	9月13日	8月14日～9月13日	9月23日	8月24日～9月23日
9月4日	8月5日～9月4日	9月14日	8月15日～9月14日	9月24日	8月25日～9月24日
9月5日	8月6日～9月5日	9月15日	8月16日～9月15日	9月25日	8月26日～9月25日
9月6日	8月7日～9月6日	9月16日	8月17日～9月16日	9月26日	8月27日～9月26日
9月7日	8月8日～9月7日	9月17日	8月18日～9月17日	9月27日	8月28日～9月27日
9月8日	8月9日～9月8日	9月18日	8月19日～9月18日	9月28日	8月29日～9月28日
9月9日	8月10日～9月9日	9月19日	8月20日～9月19日	9月29日	8月30日～9月29日
9月10日	8月11日～9月10日	9月20日	8月21日～9月20日	9月30日	8月31日～9月30日
					9月1日～9月30日

※ 調査対象月：9月の賃金計算期間は、調査対象月：10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事しなかった 38 職種の労働者のみが対象です。

(2) 調査対象工事との関係

調査対象期間の 1 か月間に、調査対象工事以外の工事（民間発注工事や調査対象工事でない公共工事）で得た賃金も含め、賃金計算期間全体（1 か月間）の賃金、労働日数・時間等を表-4-2 を参考にして、調査票に記入してください。

- ※ 調査対象期間内に調査対象工事に **1 日でも従事したら** 1 か月分の賃金を記入します。
- ※ 賃金計算期間に調査対象工事に全く従事していない労働者は調査の対象になりません。
- ※ 企業で複数の調査対象工事に該当した場合は図-4-1 を参照してください。
- ※ 調査対象工事に従事した期間の分のみを抜き出して記入したり、同一の労働者について複数の調査票に記入したりすることのないようにしてください。

表-4-2 就労工事の別と調査票に記入する賃金等

就労工事の別	調査票に記入する賃金及び労働日数・時間			
調査の対象となる「賃金計算期間」に、調査対象工事以外の工事にも就労していた労働者の場合	賃金締切日 ← 労務費調査の対象となる賃金計算期間（1 か月間） → <table><tr><td>民間発注工事</td><td>調査対象工事</td><td>調査対象以外の公共工事</td></tr></table> 調査対象工事の「調査票」及び「手当の内訳票」には、調査の対象となる「賃金計算期間全体（1 か月間）」についての賃金及び労働日数・時間を記入する。	民間発注工事	調査対象工事	調査対象以外の公共工事
民間発注工事	調査対象工事	調査対象以外の公共工事		
調査の対象となる「賃金計算期間」に、複数の調査対象工事に就労していた労働者の場合	賃金締切日 ← 労務費調査の対象となる賃金計算期間（1 か月間） → <table><tr><td>民間発注工事</td><td>調査対象工事その1</td><td>調査対象工事その2</td></tr></table> 調査対象工事の内、就労期間の長い「調査対象工事その2」の「調査票」及び「手当の内訳票」に、調査の対象となる「賃金計算期間全体（1 か月間）」についての賃金及び労働日数・時間を記入する。（「調査対象工事その1」の調査票には、記入しない。）	民間発注工事	調査対象工事その1	調査対象工事その2
民間発注工事	調査対象工事その1	調査対象工事その2		

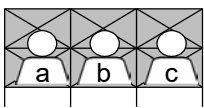
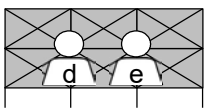
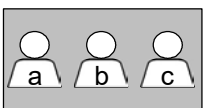
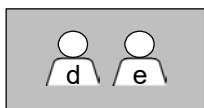
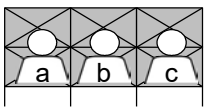
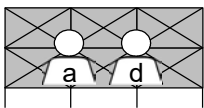
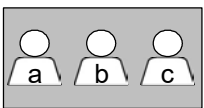
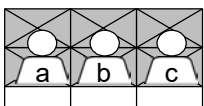
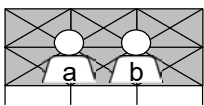
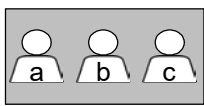
従事する労働者が異なる場合			
工事 A (オンライン調査) 	工事 B (書面調査) 	調査票 A (オンライン調査) 	調査票 B (書面調査) 
従事する労働者が異なる場合、すべての工事で調査票を作成してください。 それぞれ、調査票を作成した工事の調査にご協力ください。（A：オンライン調査、B：書面調査）			
従事する労働者が一部異なる場合			
工事 A (オンライン調査) 	工事 B (書面調査) 	調査票 A (オンライン調査) 	調査票 B (書面調査) 
複数工事に従事した労働者（労働者 a）はどちらか一つの調査票にだけ記入してください。 それぞれ、調査票を作成した工事の調査にご協力ください。（A：オンライン調査、B：書面調査）			
従事する労働者が全て重複する場合			
工事 A (オンライン調査) 	工事 B (書面調査) 	調査票 A (オンライン調査) 	
複数工事に従事した労働者（労働者 a、b）はどちらか一つの調査票にだけ記入してください。 その結果、記入する労働者がいなくなった場合には調査票を作成する必要はありません。 その場合、調査（工事 B）にご協力いただく必要もありませんので、元請（工事 B）にその旨（労務費調査工事番号等）を報告してください。			

図-4-1 複数の調査対象工事に該当した場合の調査票の作成について

- ※ 複数工事に従事した労働者は、主に従事した調査対象工事の調査票に記入してください。
- ※ 従事する労働者が全て重複する場合は、片方の調査票にまとめて記入してください。
- ※ オンライン調査・書面調査双方を含む場合、図-4-1 の内容に沿って該当する調査票の調査にご協力いただくこととなりますが、オンライン調査の実施が難しい場合、書面調査または会場調査に変更することが可能ですので、送付された案内に沿ってご対応ください。

5 調査票・確認資料

(1) 提出していただく調査票（「9 調査票様式」 参照）

	資料名	説明等
①	賃金調査票（様式－1）	必須
②	各種手当の内訳票（様式－2）	手当が支払われている方についてのみ提出
③	年計票（労働日数・臨時の給与）（様式－3）	・過去1年間に臨時の給与が支払われていない、かつ有給休暇の取得義務の対象とならない労働者は記入する必要はありません。 ・上記に該当する労働者のみの場合、提出の必要はありません。 ※有給休暇の取得義務の対象者は以下2点をともに満たしている場合です。 ①雇入れの日から6ヶ月以上継続して雇われている ②全労働日数の8割以上を出勤している
④	補足調査票（様式－1－1）	必須

※ ①～④については、9月分と10月分の両方が調査対象で、9月と10月に従事した労働者が異なる場合は、月別に一部ずつ作成し、提出してください。

※ 「一人親方」も、同様の資料を提出してください。

(2) 提出していただく確認資料（書面調査：すべてコピーで提出、オンライン調査：電子データもしくは写しのPDFをシステムに登録してください。）

※オンラインシステムに登録する資料のファイル名は、資料番号①～⑭＋中身がわかるファイル名に修正してからアップロードをお願いします。（例）「①就業規則.pdf」「①手当.pdf」

※確認資料については、返却を行わず破棄するため、書面調査の場合は**必ずコピーを提出してください。**オンライン調査で登録いただいた確認資料については、調査完了後、システムの使用ができなくなりますので、同時に資料も自動削除されます。

※「一人親方」は、P99「参考資料－6 一人親方について」の「1. 調査票・確認資料」も参照してください。

	資料名	説明等
①	就業規則【必須】、給与規定又は雇用契約書（雇入通知書、労働条件通知書も可）【必須】、変形労働使間協定書【1ヶ月超単位の変形労働時間制の場合のみ】	・所定労働日、休日及び所定労働時間、並びに支払い賃金の根拠となる資料です。（出来高給制についてはその根拠となる資料も必要です。） ・就業規則は労働基準監督署に届け出を行った最新のものを提出してください。 ・変形労働時間制を採用している場合は、労働基準監督署に届け出た労使間の協定書、貴社で取り決めた過去1年分の休日が分かるカレンダーを提出してください。 ・雇用者（労働者）が10人未満の場合は、労働時間について定めている雇用契約書を提出してください。 ———就業規則で提出を求める部分——— 就業規則は以下の部分を抜粋してコピーを提出してください。 ○表紙（会社名が記載されている箇所） ○勤務（労働時間・休憩時間・休日が分かる箇所） ○休暇（有給休暇が分かる箇所）

		○賃金（基本給、手当、割増賃金、給与の差引、実物給与、臨時の給与が分かる箇所） ※国土交通省の Web サイト（下記 URL）に参考資料として就業規則、労働条件通知書の様式を掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html
②	手当の支給に関する資料【手当を払っていた場合のみ】	各種手当の内訳及び支給基準が明確となる資料で、同じ名称の手当でも企業によって内容が異なる場合が多いため、手当の内容及び支給基準を確認する資料です。
③	賃金台帳、賃金日計表（調査月分）【必須】	- 法定福利費控除額が確認できる資料。 過去 1 年間に臨時の給与（賞与等）を支給していた場合は、調査月分に加え、過去 1 年間における臨時の給与支払額が確認できる資料（支払月分）についても提出してください。 - 書面調査の送付期日が調査対象となる賃金計算期間の賃金支払日以前の場合は、前月の賃金台帳等により確認します。 - 出来高給の場合は、出来高の計算内容を記した資料も提出してください。 国土交通省の Web サイト（下記 URL）に参考資料として就業規則、労働条件通知書の様式を掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html
④	退職金の支給が確認できる資料【退職金の支給があった場合のみ】	所得税の納付資料等、退職金の支給額が確認できる資料。
⑤	作業日報（調査月分）【必須】	従事した工事現場の別、作業内容等が確認できる資料。
⑥	出勤簿（過去 1 年分）、年次有給休暇管理簿等【必須】	日々の労働の有無や労働時間、有給休暇の取得状況、育児休業取得日数等、就労の実態を証明する資料。過去 1 年分を提出してください。ただし、過去 1 年間に臨時の給与（退職金を含む）が支払われていない労働者、かつ有給休暇の取得義務の対象でない労働者の場合は調査月分のみを提出してください。
⑦	健康保険・年金保険被保険者報酬月額算定基礎届もしくは同決定通知書	- 健康保険・年金保険に加入している場合のみ提出してください。 - 令和 7 年分の報酬月額算定基礎届もしくは同決定通知書を提出してください。
⑧	事業所の社会保険加入状況が確認できる資料【雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入している場合のみ】	雇用保険被保険者資格取得届、同確認通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、同決定通知書 等事業所番号の確認ができる資料を提出してください。
⑨	免許証もしくは資格証等【免許等の資格保有を義務づけられている職種のみ】	- 次の職種の労働者については、免許証もしくは資格証等を提出してください。 ○電工：第一種または第二種電気工事士、認定電気工事従事者、特種電気工事資格者（P92 資格番号 1～4） ○運転手（特殊）：大型特殊免許、労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了（P93 資格番号 1、3） ○運転手（一般）：大型運転免許、中型運転免許もしくは普通運転免許（P93 資格番号 2）

		○潜水土：潜水土免許（P95 資格番号 1） ○交通誘導警備員 A・B： 交通誘導警備業務に係る一級もしくは二級の検定合格証明書（P97 資格番号 1、2）
⑩	契約前に元請負人に提出した見積書	・法定福利費の内訳明示状況の根拠となる資料です。 ・契約前の時点で最終的に元請負人に提出したものを提出してください。提出資料については原則、押印された原本のコピーとしますが、保存していない場合は、原本と同等の押印がない資料でも可能とします。
⑪	契約時点で元請負人に提出した請負代金内訳書（請負額における法定福利費の内訳がわかる資料であれば契約書や注文請書も可）	・法定福利費の内訳明示状況の根拠となる資料です。 ・契約時点で元請負人に提出したものを提出してください。提出資料については原則、押印された原本のコピーとしますが、保存していない場合は、原本と同等の押印がない資料でも可能とします。
⑫	在留資格が確認できる資料【外国人建設就労者又は特定技能外国人が調査対象に含まれる場合のみ】	・雇用契約書（在留資格が記載されている場合のみ）、在留カードの写し、外国人材の受入報告書、外国人雇用状況届出 等、外国人材の在留資格が確認できる資料
⑬	建設キャリアアップシステムに関する確認資料【建設キャリアアップシステムに登録している場合のみ】	・建設キャリアアップシステムへの登録と技能レベル・判定分野（レベル 2・3・4 の場合のみ）が確認できる資料です。 ○レベル 1 の場合：建設キャリアアップカードのコピー ○レベル 2・3・4 の場合：レベル判定結果通知書 ※レベル判定結果通知書の発行にあたっては能力評価実施団体にお問い合わせください。 【CCUS ポータル】 能力評価制度について https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html ※レベル判定を受けず登録基幹技能者資格によりゴールドカード（レベル 4）を取得している場合は、建設キャリアアップカードのカラーコピーと登録基幹技能者講習修了証のコピーを提出してください。 ※レベル判定結果通知書のほか、CCUS の技能者画面における「技能レベルの詳細表示」の画面のうつしでも構いません。またその際、以下の 3 点が確認できるようにしてください。 ・イニシャル ・判定分野 ・技能レベル 「技能レベルの詳細表示」の画面へは以下のとおり ・「CCUS」で検索してください。 > 建設キャリアアップシステムのトップページ > ログイン（ページ右上） > 技能者 ID とパスワードを入力 > 310_閲覧（ページ左上） > 10_技能者情報 > レベル（色）（技能レベルの横）

⑭	一人親方に関する確認資料【一人親方のみ】	・ P99「参考資料－6 一人親方について」に記載された資料
その他の	提出資料の直前チェックリスト	・ P2「提出資料の直前チェックリスト」を活用して、必要資料が揃っているか確認の上、本資料もあわせて提出してください。
	対象企業名簿 施工体系図 【元請企業のみ】	・ 元請企業は対象企業名簿を作成し、施工体系図とともに各発注機関等に事前提出してください。（P5「2 調査の手順」参照） ※提出先及び提出期限は他の提出資料と異なりますので、ご注意ください。

※表中の①～⑥の「過去1年」とは、調査月に関わらず、令和6年11月～令和7年10月です。

※表中の⑩、⑪の元請負人とは下請契約における注文者のことを指します。一次下請業者であれば元請業者、二次下請業者であれば一次下請業者に対して行った契約の書類を提出してください。

※オンラインシステム上、【必須】の確認資料の提出がない場合、調査票をアップロードできません。【必須】の確認資料がない場合は、白紙の PDF ファイルで構いませんので、ファイル名を「添付ファイル無し.pdf」等に変更したうえで、必ずファイルをアップロードしてください。

(3) 必要に応じて、後日提出していただく確認資料

電話による聞き取りの結果、必要な場合は次の書類のコピーを別途送付していただきます。

	資料名	説明等
①	給与支払報告書	—
②	源泉徴収票	—
③	元請企業が保管している作業日報	—
④	過去 6 か月の賃金台帳、賃金日計表	—
⑤	過去 6 か月の作業日報、出勤簿等	—
⑥	年金等の受給の証明書類	・老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給している方については、必要に応じて、後日以下の資料を提出いただくことがあります。 1) <u>老齢厚生年金（在職老齢年金）を受給している方</u> (ア) 「年金額改定通知書」の写し (イ) 「年金振込通知書」の写し ※ (ア)、(イ)の資料がない場合に限り、氏名・受給額・保険の種類が確認できる通帳の写しでも可とします。 2) <u>高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金）を受給している方</u> (ア) 「受給資格確認通知書」の写し (イ) 「支給決定通知書」の写し

（４）確認資料の提出の注意点について

確認資料の提出の際には、P10「※ 書面調査にて資料を提出する際の確認事項」をご確認ください。提出の際に特に注意していただくのは以下の3点です。

- 1 確認資料の氏名をイニシャルに変更しているか（オンライン調査・書面調査共通）
- 2 確認資料をホチキス等で綴じ、右肩に①～⑭の資料番号を記載しているか（書面調査のみ）
- 3 確認資料のファイル名に①～⑭の資料番号を記載しているか。（オンライン調査のみ）

賃金台帳

(労働者に対するもの)

ホチキス等で綴じる

賃金計算期間	分	分	分	分	分	分	分	分	分	氏名
労働日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
休日労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
早出残業時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
深夜労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
基本賃金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
所定時間外割増賃金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
手	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
小計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
非課税分賃金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
税額の総	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
健康保険	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
厚生年金・保	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
雇用保険	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
小計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
差引額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
得	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
税市町村税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
小計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
実	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
物給	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
差引支払	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
収	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
付	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

③ 1番(N・I)の労働者

資料番号を記載

突き合わせ照合ができるよう、氏名等を塗りつぶし後に労働者の番号とイニシャル(姓・名)を記載
※同一イニシャルの方がいる場合は「1番(N・I), 2番(N・I)…」のように番号を併記

【黒塗りする個人情報の例】

氏名、性別、所属名、生年月日、住所、電話番号、建設キャリアアップカードや資格証の顔写真、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

6 職種の分類

職種の分類は、調査票を記入する元請企業、下請企業が、個々の労働者の技能及び作業内容を踏まえて判断して行うことになります。

本調査の職種の定義・作業内容は、独自に定義して使用しているものです。また、職種の分類は調査結果に大きく影響する項目ですので、以下の説明に従って慎重に判断してください。

(1) 職種の構成

職種の構成は、技能・技術の程度等に応じて、「世話役」－「一般技能労働者」－「作業員」に分類されるもの、及び世話役と一般技能労働者を区分しない「世話役・一般技能労働者」－「作業員」に分類されるもので構成しています（図-6-1 参照）。

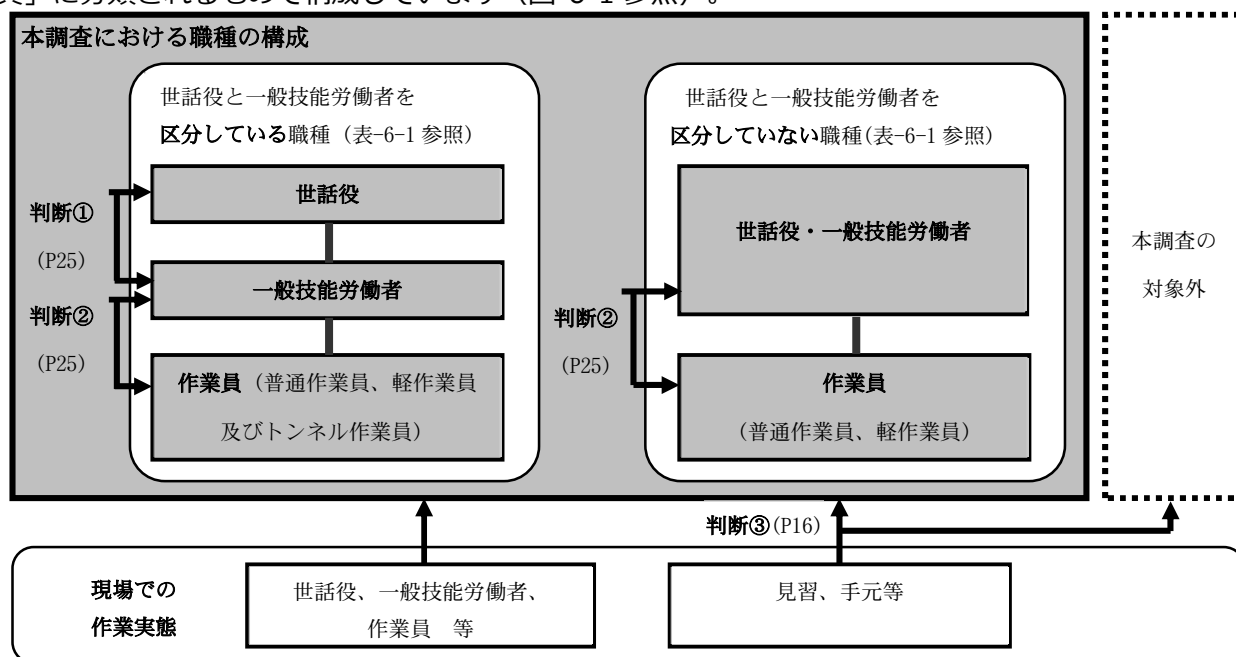


図-6-1 分類の考え方

(2) 職種の分類にあたっての注意点

職種の分類は、**本調査における職種の構成に分類することになるため、企業で使用している名称にとらわれず、P76「参考資料－3 調査対象職種の定義・作業内容」をよく読んで該当する職種を選んでください。**その際注意していただくのは、以下の点です。

- ① 調査対象職種（51 職種）に該当するか
- ② 「世話役」が設けられている職種では、「世話役」と「一般技能労働者」のどちらに該当するか
- ③ 「一般技能労働者」又は「世話役・一般技能労働者」と「作業員」のどちらに該当するか
- ④ 見習、手元等に該当しないか（原則として調査の対象外となります。ただし、各職種の作業について補助的業務を主に実施した場合には、技能の保有状況及び肉体的条件と作業内容に応じて「普通作業員」、「軽作業員」又は「トンネル作業員」に分類してください。）
- ⑤ 似かよった職種の分類の判断
- ⑥ 外国人材の職種については、建設就労者や特定技能外国人の受入対象職種にとらわれず、P76「参考資料－3 調査対象職種の定義・作業内容」をよく読んで該当する職種を選んでください。
- ⑦ 複数職種の作業を行っていた場合の分類の判断

※ 労務費調査上での職種が普段使用している名称と異なっても問題ありません。

- (3) 「世話役」－「一般技能労働者」－「作業員」、「世話役・一般技能労働者」－「作業員」の分類（図-6-1 の判断①と②）

項目	説明等
「世話役」	「…について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの」等 「世話役」が設けられている職種（表-6-1 参照）では、個々の労働者を「世話役」と「一般技能労働者」のどちらに分類するかの判断を、以下の基準に従って行ってください。 1) 船員以外の職種のの場合 一般技能労働者等の作業分担及び作業内容の指示、指導、監督等の世話役業務にのみ従事する労働者の場合は、世話役に分類します。 - 一般技能労働者等の作業内容に該当する作業も自らが行うが、率いている班等に所属する一般技能労働者等についての世話役業務の方が重要である労働者の場合は、世話役に分類します。 - 世話役業務を日常的には行っていないか、行っているとしても労働時間の管理等に限られており、世話役業務の方が従となっている（例えば、自己の出来高の方が世話役業務より重要である）労働者の場合は、一般技能労働者等に分類します。 2) 船員関係職種のの場合 作業船（土運船、台船等の雑船を除く。）における各部門の長または統括責任者（船長、機関長、操業長等の職名を標準とする。）の場合は、船員の「世話役」にあたる「高級船員」に分類し、それ以外の船員については、「普通船員」に分類します。
「一般技能労働者」又は「世話役・一般技能労働者」	「…について相当程度の技能を有し、…について主体的業務を行うもの」等 相当程度の技能を有する労働者を「02 普通作業員、03 軽作業員、20 トンネル作業員」に分類しないでください。
「作業員」	「各種作業についての補助的業務を行うもの」等

表-6-1 職種と「世話役」、「一般技能労働者」、「作業員」の対応関係

	土木関係職種	潜かん関係職種	橋りよう関係職種	建築専門関係職種	塗装関係職種	トンネル関係職種	港湾関係職種	潜水関係職種	交通誘導員
世話役	25 土木一般世話役	17 潜かん世話役	24 橋りよう世話役	34 大工 35 左官	43 内装工 44 ガラス工	12 塗装工 23 橋りよう塗装工	21 トンネル世話役	26 高級船員	50 交通誘導警備員 A
一般技能労働者	01 特殊作業員 04 造園工 05 法面工 06 とび工 07 石工 08 ブロック工 09 電工 10 鉄筋工 11 鉄骨工	13 溶接工 14 運転手（特殊） 15 運転手（一般） 18 さく岩工 31 山林砂防工 32 軌道工 33 型わく工	22 橋りよう特殊工	36 配管工 37 はつり工 38 防水工 39 板金工 40 タイル工 41 サッシ工 42 屋根ふき工	45 建具工 46 ダクト工 47 保温工 48 建築ブロック工 49 設備機械工	19 トンネル特殊工	27 普通船員	28 潜水土 29 潜水連絡員 30 潜水送気員	51 交通誘導警備員 B
作業員	02 普通作業員 03 軽作業員					20 トンネル作業員			

- (4) 複数職種の作業を行っていた労働者の分類

調査対象期間（1 か月間）に複数職種の作業を行っていた労働者の場合は、原則として、**本来の技能（技能労働者と作業員を兼務した場合は技能労働者とする等）や、調査対象工事において主に従事したと認められる作業内容（従事した日数がより長い等）に基づき**、該当する職種を判断してください。ただし、P90「表 3 職種分類の考え方」に示す職種の組合せの場合は分類が異なります。**調査対象職種の定義と作業内容については、P76「参考資料－3 調査対象職種の定義・作業内容」に記載しています。**

7 基準内手当・基準外手当の区分

(1) 公共工事の積算と公共工事設計労務単価

一般に労務関係費とされている費用には、賃金ではない経費も含まれています。また、賃金の中にも、所定労働時間内における各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容の労働に対する部分と、時間外、休日及び深夜の割増賃金や特殊な作業条件・内容の労働に対する手当等の部分があります。

公共工事設計労務単価は、所定労働時間内 8 時間当りにおける各職種の通常の作業条件・内容の労働に対する賃金の部分（図-7-1 の二重線部分）のみで、他の労務関係費は積算時に別途計上（共通仮設費、現場管理費、割増賃金等）しています。

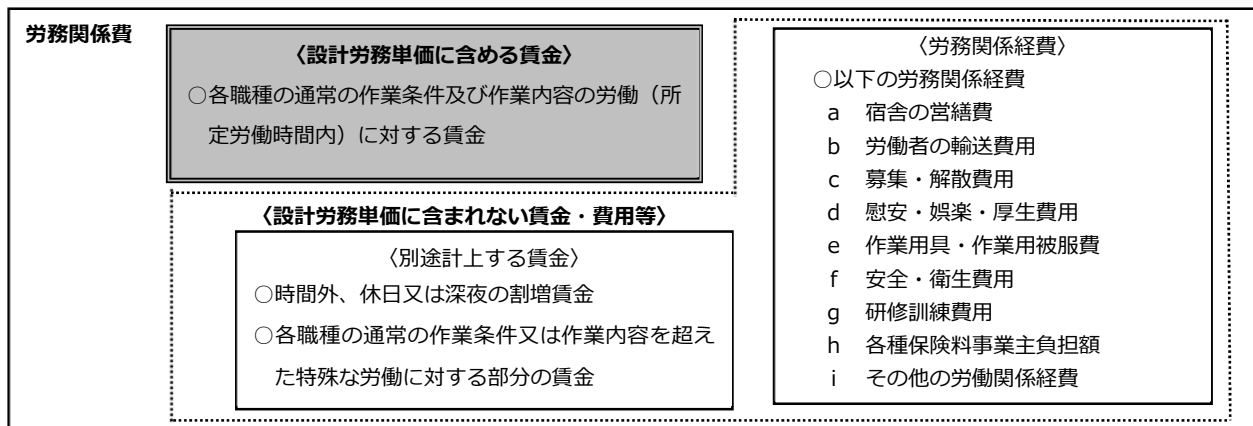
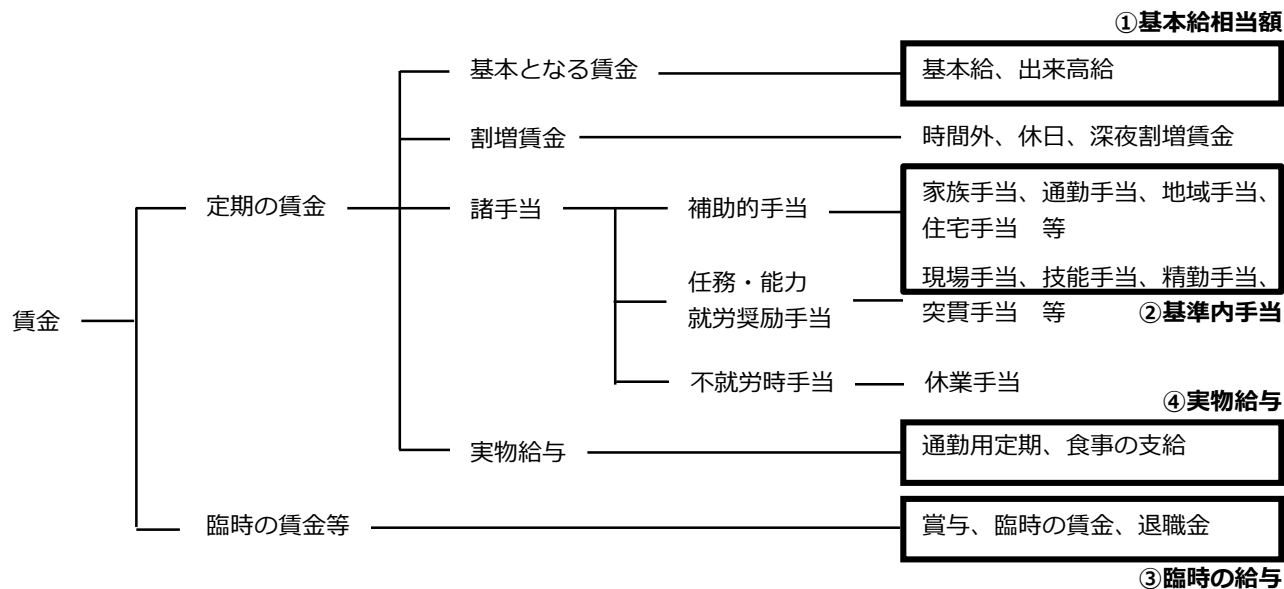


図-7-1 公共工事の積算における労務関係費

公共工事設計労務単価は、図-7-2 のとおり、所定労働時間内 8 時間当りの「①基本給相当額」及び「②基準内手当」、並びに労働日数 1 日当りの「③臨時の給与（賞与等）」及び「④実物給与（食事の支給等）」、の 4 つにより構成されています。



公共工事設計労務単価に含まれている範囲

図-7-2 公共工事設計労務単価の構成

(2) 基準内・基準外手当の判断

手当については、以下の例を参考に、名称のみでは判断せず、支給基準や支給実態等により基準内手当と基準外手当を判断してください（以下に示す手当の名称は一応の目安です）。

手当の内容から基準内手当・基準外手当を判断できる逆引きを国土交通省の Web サイト（下記 URL）に掲載していますので、活用してください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

① 特殊な労働に対する手当

各職種の労働者について、発注者が工事費積算の歩掛等において見込んでいる通常の作業条件または作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当。

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
休日手当	連続して休日労働した場合に支給される手当		○ ※1
坑内手当	坑内作業関係職種の労働者が坑内作業をした場合に支給される手当	○	
	坑内作業関係職種以外の労働者に支給される手当		○ ※1

※1 発注者が積算において見込んでいる通常の作業条件または作業内容を超えた特殊な労働に対する手当のため。

- 公共工事の工期は、雨天等の不稼働日及び休日等を考慮して設定してあるため、連続して休日労働した場合に支給されるような突貫手当は発注者が見込んでいない特殊な労働に対する手当であり、基準外手当となります。
- 職種によって「特殊な労働」の定義が異なるため、例えば、坑内で作業した場合に支給される坑内手当は、トンネル特殊工等の坑内作業職種の労働者にとっては基準内手当であり、それ以外の職種の労働者にとっては基準外手当となります。

② 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
代替手当	時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金の代替として支給される手当		○ ※2
みなし残業手当	時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当		○ ※2
	時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当ではなく、基本給を補填する性質をもつ手当	○	

※2 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金は、積算時に作業条件に応じて別途計上するため。

- 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金として支給される手当については、様式－1－1 基準外手当に記入してください。

③ 休業手当

労働者を休業させた場合に支払った手当。（ただし、悪天候等の不可抗力による休業および週休2日の導入等に伴う休業に対する手当は基準内手当となります）

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
休業手当	悪天候や発注者の工事中止命令等の不可抗力による休業に対して支給される手当	○	
	仕事が無いために労働者を休業させた場合に支給される手当		○ ※3
	週休2日の導入等の休日拡大に伴う休業（労働日数の減少）に対して支給される手当	○	

※3 工事に従事していない期間に支給されるものであり、工事費積算に含まれないため。

- 有給休暇手当を支給している場合は、④有給休暇手当の説明に従い記入してください。（休業手当欄には記載しないでください。）

④ 有給休暇手当

日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取得した場合に支払った手当。

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
有給休暇手当	日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給される手当 ※調査票では、手当の欄でなく、基本給または出来高給の欄に加算して記入してください。	(基本給又は出来高給として加算してください)	—

- 日給制または出来高給制の労働者が有給休暇を取った場合に支給された有給休暇手当は、基準内手当となります。調査票記入上は、手当の欄ではなく、基本給または出来高給の欄に加算して記入してください。

⑤ 本来は経費にあたる手当

労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に該当する手当。

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
工具手当	潜水土の個人持ち潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料として支給される手当	○	
	労働者個人持ちの工具損料として支給される手当		○ ※4
車両手当	労働者個人持ちのダンプ等の車両損料・燃料費等として支給される手当		○ ※5
遠隔旅費手当	遠隔地の工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁にあたる手当		○ ※4
運転手当 (送迎車運転手当)	労働者の送迎用車両の運転に対する運転手当		○ ※4
赴任等手当	労働者の赴任、帰省等に対して支給される手当(一時金)		○ ※4
研修手当	労働者の技能向上のために行われる研修期間の日当保証、研修参加への奨励に対して支給される手当		○ ※4
携帯電話手当	業務連絡のための携帯電話の通話料に対して支給される手当		○ ※4

※4 積算においては現場管理費等に含まれるため。

※5 積算においては機械経費に含まれるため。

- 工事費の積算では、設計労務単価に含めている潜水土の個人持ち潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を除き、作業に必要な工具損料は、経費として諸雑費（間接工事費の内の現場管理費）の中に計上されています。**したがって、労働者個人持ちの工具損料として支給されている工具手当は基準外となります。
- 同様に、工事の実施に必要な機械の損料や燃料費等についても、機械経費として計上しているため、労働者個人持ちのダンプ等の車両損料等として支給されている車両手当は、基準外となります。
- また、遠隔地の工事等で労働者個人が立替払いした旅費の弁済に当たる手当は、工事費の積算では現場管理費等に含まれているため、基準外となります。

⑥ その他の手当

主な手当名称	手当の内容	基準内手当	基準外手当
現場手当	現場作業に対して支給される手当	○	
技能手当	労働者の作業の熟練度（能力）等に応じて支給される手当	○	
役付手当	勤続年数、作業の熟練度等に応じ、主任、係長といった役職に対して支給される手当	○	
	「世話役」が設けられていない職種に該当する労働者に支給される手当	○	
	「世話役」が設けられている職種で、「世話役」に該当する労働者に支給される手当	○	
	「世話役」が設けられている職種で、「一般技能労働者」に該当する労働者が世話役業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に関係なく一定額支給される手当	○	
	「世話役」が設けられている職種で、「一般技能労働者」に該当する労働者が世話役業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に応じて支給される手当		○ ※6
資格手当	職種の作業を行うのに必要な資格に対して支給される手当	○	
	職種の作業を行うのに必要でない資格であるが、資格が必要な業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に関係なく一定額支給される手当	○	
	職種の業務を行うのに必要でない資格であるが、資格が必要な業務を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に応じて支給される手当		○ ※6
運転手当	職種の業務を行うのに必要な車両、機械等の運転・操作・管理に対して支給される手当	○	
	職種の業務を行うのに必要でない車両、機械等の運転・操作・管理を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に関係なく一定額支給される手当	○	
	職種の業務を行うのに必要でない車両、機械等の運転・操作・管理を行った場合に、その業務量（日数・時間等）に応じて支給される手当		○ ※6
精勤手当	1ヶ月以内の所定労働時間内の勤務成績の査定等により支給される手当	○	
	時間外、休日または深夜の勤務成績の査定等により支給される手当		○ ※7
	1ヶ月を越える期間の勤務成績の査定等によって支給される手当 ※調査票では、手当の欄でなく、臨時の給与として様式－3に記入してください。	(臨時の給与として加算してください)	－
家族手当	扶養している家族の有る労働者に支給される手当	○	
通勤手当	労働者の住居から、会社（事務所）または現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給される手当	○	
	会社（事務所）から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実際費用に応じて支給される手当		○ ※8
住宅手当	労働者が居住している住居の種類（借家、持ち家の別）や実際費用等に応じて支給される手当	○	
単身赴任手当	単身赴任期間中に継続して支給される手当	○	
都市手当	一般に賃金水準の高い都市部での就労に対して支給される手当	○	
へき地手当	へき地での就労期間中に継続して支給される手当	○	
所得税等補助手当	法令により労働者が負担すべき所得税等（雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料等を含む）に対する補助として支給される手当（就業規則、雇用契約書等に支給条件が明記されている場合）	○	
除染手当	除染特別地域内で労働者が除染作業をした場合に支給される手当		○ ※6
インフレ手当	急激な物価上昇（インフレ）を背景に、従業員の生活支援を目的として支給される手当 ※名称及び支給方法は企業により異なります。月額手当については様式－2の手当の欄に記載ください。一時金については様式－2の手当の欄でなく、臨時の給与として様式－3に記入してください。	○	

※6 発注者が積算において見込んでいる通常の作業条件または作業内容を超えた特殊な労働に対する手当のため

※7 時間外、休日又は深夜の労働に対する割増賃金は、積算時に作業条件に応じて別途計上するため。

※8 積算においては現場管理費等に含まれるため。

8 補足調査

本年度は、補足調査として次に示す 10 項目について確認させていただきます（P59～P62 に記入例があり、本章と同じ内容の説明が記載してあります）。

（1） 資格の取得状況

P92「参考資料－4 職種別資格及び検定表」に示す資格について、**様式－1「職種番号」欄に記入した職種に対応する資格のうち、取得している資格がある場合**には、その番号を「様式－1－1 補足調査票」の「資格の取得状況」欄に最大 7 つまで記入してください。

該当する資格がない場合は、「資格の取得状況」欄の一番左端にのみ「0」を記入してください。

同一資格で複数の級を保有する労働者は、**最上位級のみ**記入してください（〇〇技能士 1 級と 2 級を保有している場合は 1 級の番号のみ記入）。

（2） 複数職種の作業を行っていた労働者の兼務状況

調査対象期間（1 か月間）に複数職種の作業を行っていた労働者は、「様式－1－1 補足調査票」の「複数職種の兼務状況」の「職種番号」欄に、**様式－1「職種番号」欄に記入した職種「以外」**で作業を行っていた職種番号を最大 3 つまで記入してください。「従事日数」欄に、調査対象期間（1 か月間）でその兼務職種の作業を行った従事日数を記入してください。

複数職種の作業を行っていない場合は「複数職種の兼務状況」欄の一番左端に「00」を記入してください。兼務職種が 3 つ以上ある場合は、P59 の職種番号のうち、* 印の 38 職種を優先して記入してください。

（3） 建設業（交通誘導警備員の場合は警備業）の他の仕事の従事状況

令和 6 年度から現在までの期間に建設業（交通誘導警備員の場合は警備業）の他の仕事に従事していた労働者は、「様式－1－1 補足調査票」の「兼業状況」欄に、**従事していた仕事の産業のコード番号**を記入してください。

建設業の他の仕事には従事していない場合は「兼業状況」欄に「0」を記入してください。

兼業している仕事の産業が 2 つ以上ある場合は、最も多くの収入を得ている産業のコード番号を次表に従い記入してください。

建設業の他の仕事の従事状況	他の仕事の産業	コード番号
建設業の他の仕事には従事していない	－	0
建設業の他の仕事にも従事している (ある時期だけしている場合も含む)	農業	1
	林業	2
	漁業	3
	製造業	4
	運輸業	5
	卸売・小売業	6
	不動産業	7
	サービス業	8
	上記以外	9

※交通誘導警備員の場合は、「建設業」を「警備業」に読み替えてください。

(4) 就業地域

様式－１「職種番号」欄に記入した職種について、**令和４年度から現在までの期間**の就労範囲を、下記、①、②に従い「様式－１－１ 補足調査票」の「就労範囲の状況」欄に記入してください。

① 事業所所在地の欄には、調査対象の労働者それぞれについて、所属する事業所のある都道府県の県番号 01～47 のいずれかを記入してください。（P60 参照。建設業許可番号にかかわらず、北海道は 01 としてください。）

② その他の就労範囲の欄には、次表に従い記入してください。

就労範囲	記入数字
事業所所在地県内のみで就労する	欄の一番左に「00」を記入してください。
事業所所在地県の隣接県および近隣県で就労する	事業所所在地県を含めずに、県番号 01～47 を最大 4 つまで記入してください。（P60 参照。建設業許可番号にかかわらず、北海道は 01 としてください。）
地方ブロック単位で展開し、就労する	以下のブロック番号を最大 4 つまで記入してください。 東北…52、関東…53、北陸…54、中部…55、 近畿…56、中国…57、四国…58、九州…59 ※北海道、沖縄については、県番号と同じ 01 または 47 を記入してください。 ※事業所所在地が北海道又は沖縄の場合は、当該県番号の記入は必要ありません。
全国に展開し、就労する	「60」のみ記入してください。

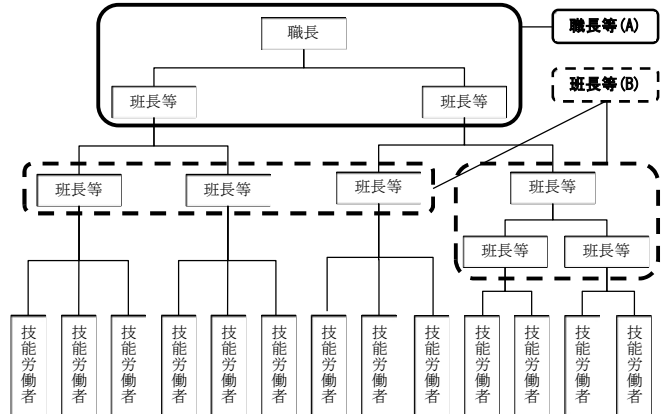
※ 記入欄に限りがありますので、地方ブロック番号を優先して記入してください。

(5) 調査対象工事の現場での職階

調査対象の労働者それぞれについて、調査対象工事の現場での職階を下記に従い「様式－１－１ 補足調査票」の「職階」欄に記入してください。

職階	記入数字
職長等（Ａ）： 職長及び職長の直近下位に配置され 複数の班を束ねる者	「１」
班長等（Ｂ）： 職長等（Ａ）以外の者であって、 複数の班や技能労働者を束ねる者	「２」
上記以外の技能者、作業員	「３」

※必ずしも職長が元請企業のみ、班長等が下請企業のみというわけではありません。現場での体制と照らして記入してください。



(6) 建設キャリアアップシステム（CCUS）による能力評価

調査対象の労働者それぞれについて、下記①、②に従い記入してください。

- ① 判定分野の欄には能力評価制度のレベル判定を行った分野を次表に従い記入してください。建設キャリアアップシステムに登録しており、レベル判定を受けていない場合は、今後レベル判定を受ける見込みのある判定分野を記入してください。建設キャリアアップシステムに登録していない、もしくは今後レベル判定を受ける見込みのある判定分野がない場合は 00 を記入してください。

番号	判定分野	番号	判定分野	番号	判定分野	番号	判定分野	番号	判定分野
01	電気工事	02	橋梁	03	造園	04	コンクリート圧送	05	防水施工
06	トンネル	07	建設塗装	08	左官	09	機械土工	10	海上起重
11	PC	12	鉄筋	13	圧接	14	型枠	15	配管
16	とび	17	切断穿孔	18	内装仕上	19	サッシ・カーテンウォール	20	エクステリア
21	建築板金	22	外壁仕上	23	ダクト	24	保温保冷	25	グラウト
26	冷凍空調	27	運動施設	28	基礎ぐい工事	29	タイル張り	30	道路標識・路面標示
31	消防施設	32	建築大工	33	硝子工事	34	ALC	35	土工
36	ウレタン断熱	37	発破・破砕	38	建築測量	39	圧入	40	さく井
41	解体	42	計装工事	43	土質改良技能者	44	潜函技能者		

※判定分野は令和 7 年 7 月末時点で 44 分野以外にありません。

- ② レベルの欄には、調査対象の労働者それぞれについて、能力評価制度によるレベル判定を受けている場合は技能レベル 2～4、建設キャリアアップシステムに登録しており、レベル判定を受けていない場合は 1、建設キャリアアップシステムに登録していない場合は 0 を記入してください。

(7) 民間発注工事の就労日数

調査対象の労働者それぞれについて、「労働日数」の「所定内」の欄に記入した労働日数のうち、民間発注工事に従事した労働日数について記入してください。1 日のうち、異なる複数の工事に従事した場合、主に従事した工事を 1 日としてカウントしてください。

現場作業以外（事務所作業・工場作業等）の従事日数はカウントしないでください。

「民間発注工事」には独立行政法人、特殊会社（高速道路株式会社、国際空港株式会社等）、JR グループ 7 社、関連公社（住宅公社、日本下水道事業団等）等は該当しません。また、個人発注の工事及び工事以外の交通誘導業務等を含みます。

(8) 基準内手当(賃金台帳に記載のない手当)

調査対象の労働者それぞれについて、基準内手当であるものの、賃金台帳に記載のない手当の額を記入してください。記入にあたっては、「賃金計算期間（1 か月）」において支給した金額（日額の手当の場合は、「賃金計算期間（1 か月）」の合計額）を記入してください。

※近年、適正な賃金を技能労働者へ行き渡らせるために、元請企業より下請企業を通さず、技能労働者に対して直接、技能レベルに応じた手当(優良技能労働者手当、優良職長手当等)を支払っている事例があり、このような手当等の受け取り実態の把握のため、本項目を追加しております。

※賃金台帳に記載のない手当については、様式-2 への記入はしないようにしてください。

(9) 基準外手当

調査対象の労働者それぞれについて、調査の対象となる「賃金計算期間（1 か月）」において支給した基準外手当の額（日額の手当の場合は、「賃金計算期間（1 か月）」の合計額）を記入してください。

① 時間外勤務手当（休日勤務手当、深夜勤務手当を含む）

所定時間外、休日、深夜の割増賃金として支払った手当の額を記入してください。

② 休業手当

仕事が無いために労働者を休業させた場合に支払った手当（悪天候や発注者の工事中止命令等の不可抗力による休業および週休2日の導入等の休日拡大に伴う休業に対して支給される手当は、基準内手当のため除くこと。）の額を記入してください。

③ その他

以下の1) 及び2) の手当の合計額を記入してください。

1) 特殊な労働に対する手当：各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当

2) 本来は経費に当たる手当：労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に当たる手当

（10）退職金

調査の対象となる「賃金計算期間（1 か月）」を含む過去1年間（令和6年11月～令和7年10月）について、退職金を受給している場合はその額を記入してください。なお、建設業退職金共済制度による給付は対象外です。

9 調査票様式

様式－１ 公共事業労務費調査・賃金調査票
【令和67年10月調査】

＜様式－１＞

※ 発注機関名称	
※ 工事番号	

調査対象月	月	
賃金計算 期 間	月	日 から 月 日 まで
上記期間の 賃金支払日	月	日

元請・下請別		1
--------	--	---

※ 免 記 注 入 機 欄	工事施工地名 及びコード番号	都 道 府 県		2	3
	発 注 機 関 名			4	5
	立 会 者 氏 名			6	

工 事 名			
工事請負者名(元請)			
資金支払事業主	名	姓	
	住	所	
	TEL		
調査実施作成者氏名			
資金支払事業主 建設業許可番号		13	14

[illegible]

※書類等の不備状況

※備考

○所定労働時間: 時間 分/日 ○就労形態: 4 週 休体制 ○変形労働時間制: 1 年間・() ヵ月 (計算式)

(注)

1. ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。

2. 備考欄は各調査対象企業でご記入をお願いします。

3. 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の促進以外の目的に使用することはありませんので、正確なデータを提出

4. 本調査の目的をよくご理解いただいた上で、ご記入をお願いします。

調査対象月

月

されるようご協力をお願い申し上げます。

<様式-2>

様式-2 公共事業労務費調査・各種手当内訳票

【令和6年10月調査】

※ 発注機関名称	
※ 工事番号	

この内訳票は、調査票様式-1に記入していただく「A 割増の対象としている基準内手当(a)」、「B 割増の対象としていない基準内手当(b)」の基礎資料となるものです。
調査対象労働者のそれぞれについて、調査対象期間に支給した各種の手当毎の内訳を記入し、各労働者について集計したものを、調査票様式-1の該当欄に転記してください。

割増対象の別		A 割増の対象としている手当									
手当の番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
手当の名称											
日額・月額	別	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月
インフレ手当(月額)											
基準内・外の別		内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外
番号	イニシャル	番号									
1		1									
2		2									
3		3									
4		4									
5		5									
6		6									
7		7									
8		8									
9		9									
10		10									
11		11									
12		12									
13		13									
14		14									
15		15									
16		16									
17		17									
18		18									
19		19									
20		20									

※ 備考

- (注)
- ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
 - 手当の種類が多くて記入欄が足りない場合は、欄を2つに区切って記入してください。(日額・月額の別及び基準内・外の別)
 - 日額の手当で、休日の労働に対する支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた額を、()書
 - いわゆる残業代などの時間外や深夜・休日労働の賃金は、様式1-1の「時間外・休日・深夜勤務手当」欄に記入してください。
 - 臨時の給与に該当する手当は、本票には記入せず、「様式-3臨時の給与年計票」の方に記入してください。
 - 休業手当はP27「(2)基準内・基準外手当の判断 ③休業手当」の説明に従い、様式-2または様式-1-1に記入してください。
 - 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の
 - 本調査の目的をよくご理解していただいた上で、ご記入をお願いします。

様式－３ 公共事業労務費調査・年計票(労働日数・臨時の給与) 【令和67年10月調査】

<様式－３>

※ 発注機関名称	
※ 工事番号	

この年計票は、調査票様式－１に記入していただく「年間労働日数」及び「臨時の給与」の基礎資料となるものです。
調査対象労働者のそれぞれについて、調査対象期間を含む過去１年間の月毎の「労働日数」及び「臨時の給与」を記入し、各労働者について集計したものを、調査票様式－１の該当欄に転記してください。
臨時の給与が支払われた労働者、または有給休暇の取得義務の対象となる労働者について記入してください。
(様式－１の番号に合わせて(臨時の給与の支給のない労働者の欄をツメずに)記入してください)
9月の賃金調査対象者についても、給与年計票は令和56年11月～令和67年10月の期間で作成してください。

種 別		労働日数(日)										
		令和56年		令和67年								
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年	月											
会社の所定労働日の 日数(日)												
番号	イニシャル	番号										
1		1										
2		2										
3		3										
4		4										
5		5										
6		6										
7		7										
8		8										
9		9										
10		10										
11		11										
12		12										
13		13										
14		14										
15		15										
16		16										
17		17										
18		18										
19		19										
20		20										

※ 備 考

- (注)
- ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
 - 各労働者の労働日数は、有給休暇日及び休日の労働日数を除いて記入してください。
 - 労働日数の記入に当たっては、１時間でも労働した日は１日とカウントし、１日単位(整数)で記入してください。また、所定労働日で１日
 - 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の促進以外の目
 - 本調査の目的をよくご理解していただいた上で、ご記入をお願いします。

＜10月調査用＞

調査対象月

11

月

(単位:日又は円)

[illegible]

1 全て休みとなった日は除いてください。
的に使用することはありませんので、正確なデータを提出されるようご協力をお願い申し上げます。

様式－１－１ 公共事業労務費調査・補足調査
【令和67年10月調査】

<様式－１－１>

※ 発注機関名称	
※ 工事番号	

番号	イニシャル	番号	様式 －１の 職種 番号	資格の取得状況 (様式－１の職種に対応する 資格)を左詰めで記入	複数職種の兼務状況 (様式－１の職種以外の兼務があれば、 その職種番号及び従事日数を最大３職種まで)を 記入																		兼 業 状 況	就労範囲の別									
					職種番号 従事日数 職種番号 従事日数 職種番号 従事日数																			事業所 所在地	その他の								
					175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200			
1		1																															
2		2																															
3		3																															
4		4																															
5		5																															
6		6																															
7		7																															
8		8																															
9		9																															
1 0		1 0																															
1 1		1 1																															
1 2		1 2																															
1 3		1 3																															
1 4		1 4																															
1 5		1 5																															
1 6		1 6																															
1 7		1 7																															
1 8		1 8																															
1 9		1 9																															
2 0		2 0																															

※ 備 考

- (注)
- ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
 - 休業手当はP27「(2)基準内・基準外手当の判断 ③休業手当」の説明に従い、様式-2または様式-3に記入してください。
 - 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、本調査の目的をよくご理解していただいた上で、ご記入をお願いします。

票

調査対象月

工 事 名	
工 事 請 負 者 名 (元 請)	
賃 金 支 払 事 業 主	
作 成 者 氏 名	
※ 工 事 番 号	

月

状況				職 階	CCUS 能力評価		民間発 注工事 の就労 日数	基準内手当								基準外手当								退職金																	
就労範囲					判定分野	レベル		賃金台帳に記載のない 手当(元請企業等から直 接支払われる手当)								時間外・休日・深夜 勤務手当																									
								十 日	万 千 百 十 円								万 千 百 十 円								万 千 百 十 円																
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			
					-	-																																			

式-1-1に記入してください。
り、上記及びその理解の促進以外の目的に使用することはありませんので、正確なデータを提出されるようご協力をお願い申し上げます。

10 調査票の記入例

調査票は、様式－1、様式－2、様式－3、様式－1－1の4種類です。

この章では、各票の記入例をそれぞれ示し、各欄に記入すべき事項の説明をしています。記入例は、以下の9つです。

(1) 賃金調査票（様式－1）

記入例1－1 一般項目①

記入例1－2 一般項目②

記入例1－3 労働日数、労働時間数

記入例1－4 基本日額、基本給・出来高給、手当の額

記入例1－5 臨時の給与、実物給与、法定福利費控除額

(2) 各種手当内訳票（様式－2）

記入例2－1

(3) 年計票（労働日数・臨時の給与）（様式－3）

記入例3－1

(4) 補足調査票（様式－1－1）

記入例4－1

記入例4－2

(5) 記入例の解説

① 日給制の場合（日給一郎（NI）：特殊作業員）

所定内労働時間8時間、4週8休制（祝日除く）で、有給休暇を1日取得しているため、所定内労働日数は19日、所定内労働時間数は19日×8時間＝152時間となります。

② 月給制の場合（月給二郎（GJ）：運転手（特殊））

月給制のため、基本日額は「－」（横線）、基本給の欄のみに記入してください。

③ 出来高給制の場合（出来高三郎（DS）：トンネル特殊工）

基本日額、基本給は「－」（横線）、出来高給の欄のみ記入してください。臨時の給与がないため、賞与等の臨時の給与には「0」（ゼロ）を記入してください。同様に「A割増の対象としている手当」欄は「0」（ゼロ）となります。

④ 変形労働時間制（年単位）の場合（変形年四郎（HS）：鉄筋工）

所定内労働時間数の欄には当月の時間の上に（ ）書きで変形労働期間内の平均の月労働時間数（協定書記載の年間の労働時間／12か月）を記入してください（但し、月給制の労働者のみ）。

⑤ 変形労働時間制（月単位）の場合（変形月五郎（HG）：電工）

所定内労働時間数の欄には当月の時間の上に（ ）書きで変形労働期間内の平均の月労働時間数を記入する必要はありません。

○記入上の注意

- ・「※」印の付いている欄を除き、全て記入してください。
- ・調査対象工事以外の工事（民間発注工事や調査対象工事でない公共工事）で得た賃金も含め、賃金計算期間全体（1か月間）の賃金、労働日数、時間等を記入してください。
- ・記入する数値の単位は、項目ごとに以下のとおりとなっています。

①日数

調査票の「労働日数」及び「年間労働日数」欄、並びに臨時の給与年計票の「労働日数」欄は「日」単位で記入してください。

②時間数

調査票の「労働時間数」及び「有給休暇時間数」欄は「時間」単位で記入してください（時間数は小数点以下第1位まで記入してください）。

③金額

全て「1円」単位で記入してください。

- ・保険料率については、毎年変更になるため、参考明示としています。毎年、全国健康保険協会から公表される保険料率に基づいて適切に算出してください。

様式－1

公共事業労務費調査・賃金調査票

【令和67年10月調査対象月】

調査対象月

10月

賃金計算期間

9月21日から10月20日まで

上記期間の賃金支払日

10月23日

元請・下請の別

0:元請
1～9:1～9次下請

1
2

番号

イニシャル

番号

調査対象月

賃金計算期間

上記期間の賃金支払日

元請・下請の別

労働時間

賃金支払日

出来高

元請・下請の別

調査対象工事における、元請、下請次数を記入してください。

元請 → 「0」
1次下請 → 「1」
2次下請 → 「2」
3次下請 → 「3」
・
・
8次下請 → 「8」
9次下請以降 → 「9」

一人親方は、請負契約を結んだ企業の下請として、次数を記入してください。

例)
二次下請企業と請負契約の一人親方 → 「3」を記入

元請・下請の別

調査対象月

賃金計算期間

上記期間の賃金支払日

元請・下請の別

労働時間

賃金支払日

出来高

備考

○所定労働時間: 8時間 0分/日

○就労形態: 4週 7休体制

○実労働時間制: (年間) ()ヵ月 (計算式)

表①「調査対象月」「賃金計算期間」

調査の別	記入する賃金期間
調査対象月: 10月	10月1日～31日の間に締切日のある賃金計算期間(1ヵ月間)
調査対象月: 9月	9月1日～30日の間に締切日のある賃金計算期間(1ヵ月間)

表②「賃金支払事業主建設業許可番号」

地方連 絡 協議会 名	都道府県名	番号	地方連 絡 協議会 名	都道府県名	番号	地方連 絡 協議会 名	都道府県名	番号	
国土交通大臣許可		00							
都道府県知事許可									
北海道	石狩振興局	80	東 関	茨城県	08	近 畿	兵庫県	28	
	渡島総合振興局	81		栃木県	09		奈良県	29	
	檜山振興局	82		群馬県	10		和歌山県	30	
	後志総合振興局	83		埼玉県	11	鳥取県	31		
	空知総合振興局	84		千葉県	12	島根県	32		
	上川総合振興局	85		東京都	13	岡山県	33		
	留萌振興局	86		神奈川県	14	広島県	34		
	宗谷総合振興局	87		山梨県	19	山口県	35		
	オホーツク総合振興局	88		長野県	20	徳島県	36		
	胆振総合振興局	89		北 陸	新潟県	15	四 国	香川県	37
	日高振興局	90	富山県		16	愛媛県		38	
	十勝総合振興局	91	石川県		17	高知県		39	
	釧路総合振興局	92	岐阜県		21	福岡県		40	
	東 北	根室振興局	93	中 部	静岡県	22	九 州	佐賀県	41
青森県		02	愛知県		23	長崎県		42	
岩手県		03	三重県		24	熊本県		43	
宮城県		04	近 畿		福井県	18		大分県	44
秋田県		05			滋賀県	25		宮崎県	45
山形県		06			京都府	26		鹿児島県	46
福島県		07			大阪府	27		沖縄県	47

また、10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、かつP48の表「職種番号」のうち、*印の38職種に該当する建設労働者は、9月が調査対象月となるため、「9」と記入してください。

1

○有給制度：有・無

建設業許可を受けている事業主の場合、左記表②「賃金支払事業主建設業許可番号」の分類に従い該当する番号及び建設業許可番号を記入してください。許可番号については、右づめで記入してください。
※警備業の事務所については記入不要です。

前回調査対象の有無等	番号
調査対象ではなかった	0
元請として調査対象となった	1
下請として調査対象となった	2

様式－1 賃金調査票 記入例1－2 一般項目②

様式－1 公共事業労務費調査・賃金調査票

○「番 号」
各労働者に1,2,3,...の順につける番号ですが、1の位は用紙に印刷されていますので、10の位のみ必要に応じて記入してください。
(左右2カ所とも)

○「イニシャル」
各労働者のイニシャルを、記入してください

【今】

○「就労形態」
会社が各労働者に定めている休日制度及び1日の所定労働時間について、該当する番号を下表①「就労形態」から選び、記入してください。
(注)
・平日が8時間、土曜日が4時間のように、曜日によって時間が異なる場合、時間給の場合、就労規則がなく所定労働時間が定まっていなかった場合(いわゆる「一人親方」)は、その他の「8」を記入してください。
・1年または1ヶ月超単位の変形労働制の場合は「6」を記入してください。

○「給与形態」
各労働者の賃金支払形態及び雇用形態について、該当する番号を下表②「給与形態」から選び、記入してください。

○「在留資格」
外国人材の在留資格を下表③から選び、記入してください。なお、日本人の場合は「0」を記入してください。

○「職種番号」
各労働者の該当する職種番号を右下表④「職種番号」から選び、記入してください(詳細については、P24「6 職種の分類」を参照してください)。

○「性別」
各労働者の該当する性別を下表⑤から選び、記入してください(育児休業取得日数との関連付けで確認しております)。

工事名

工事請負者名(元請)

賃金支払事業主

調査票作成者氏名

賃金支払事業主建設業許可番号

名称

住所

TEL

出来高給

番号	イニシャル	番号	就労形態	給与形態	在留資格	職種番号	性別	年齢	経験年数	賃金支払形態	雇用形態	コード番号			
								十 歳 十 年 十 日	十 日 十 百 十 時間	百 十 時間	百 十 時間	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円
1	NI (日給制の場合)	1	5	2	0	0	1	3	5	8	1				
2	GJ (月給制の場合)	2	5	3	0	1	4	1	4	0	1	2	1	8	
3	DS (出来高給制の場合)	3	5	2	0	1	9	2	4	5	1	0	2	0	
4	HS (定額労働時間給(多量給)の場合)	4	6	4	0	1	0	2	4	0	1	6	2	0	
5	HG (定額労働時間給(少量給)の場合)	5	7	3	0	0	9	3	5	3	2	5	2	0	

備 考

○所定労働時間: 8 時間 0 分/日

○就労形態: 4 週 7 休体制

○変形労働時間制: 1 年間 () 月 () 日 () 分 () 秒

表①「就労形態」

所定労働時間		休 日 制 度						1年または1ヶ月超単位の変形労働時間制	1ヶ月単位の変形労働時間制	その他
時間	分	4週4休制	4週5休制	4週6休制	4週7休制	4週8休制				
8	00	0	0	0	0	5				
7	55	0	0	0	0	5				
	50	0	0	0	0	5				
	45	0	0	0	0	5				
	40	0	0	0	0	5				
	35	0	0	0	4	5				
	30	0	0	0	4	5				
	25	0	0	0	4	5				
	20	0	0	0	4	5				
	15	0	0	3	4	5				
	10	0	0	3	4	5				
	05	0	0	3	4	5				
	00	0	0	3	4	5				
6	55	0	2	3	4	5				
	50	0	2	3	4	5				
	45	0	2	3	4	5				
40以下	1	2	3	4	5					

表②「給与形態」

賃金支払形態	雇用形態	コード番号
日給制(日給月給制及び時間給制を含む)	日雇い(日々雇用)又は臨時(1か月未満の期間を定めて雇用)労働者	1
又は出来高給制	上記以外の労働者(1か月以上の期間を定めて雇用しているか又は特に期間を定めずに継続雇用している常雇の労働者)	2
月給制	給与規定において欠勤による給与の差引がない労働者・完全月給制※ただし、欠勤を有給に振り替える場合はこれに該当しない	3
	給与規定において欠勤による給与の差引がある労働者: 月給日給制	4
経費込み賃金制(個人事業主・一人親方含む)	賃金を経費込みで受け取っている労働者	5
	賃金を経費込みで受け取っている労働者のうち、所定内労働時間を定めていない労働者	6

表③「在留資格」

在留資格	コード番号
日本人、永住者、定住者、日本人・永住者の配偶者等	0
特定活動	1
特定技能	2

表⑤「性別」

性別	コード番号
男性	1
女性	2
無回答	3

- 47 -

調査対象月

10

月

国道〇〇号線△△地区工事その1

〇〇建設株式会社

〇〇株式会社〇〇工務店

〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇-〇

48-666-〇〇〇〇

台帳 つけ代

国土交通大臣
知事

13 14
0 0

許可（持一20）第

↑許可番号は必ずお願ひします

賃金（通貨によるもの）																													
A 割増の対象としてい る基準内手当(a)					B 割増の対象としてい ない基準内手当(b)					インフレ手当(月額)					臨時の給与(賞与等)の 年					臨時の (インフレ手 年									
万 千 百 + 円					万 千 百 + 円					万 千 百 + 円					万 千 百 + 円					万 千									
97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126
3 5 5 0 0					3 6 9 0 0					6 5 0 0					3 5 0 0 0 0					5 0									
7 6 9 0 0					3 0 4 0 0					6 5 0 0					8 5 0 0 0 0					5 0									
0					2 0 0 0 0					0					0														
5 0 0 0 0					2 0 0 0 0					6 5 0 0					8 5 0 0 0 0					5 0									
5 9 5 0 0					1 1 0 0 0					6 5 0 0					8 9 5 0 0 0					5 0									

※Excel入力の場合
エクセル版調査票を入力の方は様式-1右上に以下の内容を入力してください。
手書き版調査票を入力の方は、様式-1一覽表下の「備考」に以下の内容を入力してください。

○「所定労働時間(〇時間〇分)」
所定労働時間
会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時刻から終業時刻までから休憩時間を除いた時間）を入力してください。
（例：8時間〇分/日）
○「就労形態(4週〇休体制)」
就労形態に一人でも「〇」の形態がある場合のみ入力してください。
（例：4週了休体制）
○「変形労働時間制(1年間・〇ヵ月)」
就労形態に一人でも「6」（1年間または1か月超の変形労働時間制）の形態がある場合のみ入力してください。
○「有給休暇制度(有・無)」
有給休暇の有無を入力してください。

(注)エクセル版調査票やウェブ版調査票の場合は、一覽表下の「備考」に入力

手書き版調査票の方は

所定労働時間 (〇時間〇分)	8	時	0	分/日
就労形態(4週〇休体制)	4	週	7	休体制
変形労働時間制 (1年間・〇ヵ月)				1年間
有給休暇制度 (有・無)				有

エクセル版調査票の方は
こちらに入力

○有給制度(有・無)

表④「職種番号」

調査対象職種（51職種）

世話役と一般技能労働者を区分している職種										世話役と一般技能労働者を区分していない職種									
「世話役」					「一般技能労働者」					「作業員」					「世話役・一般技能労働者」				
番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
17	* 潜かん世話役	01	特殊作業員	16	* 潜かん工	02	普通作業員	12	* 塗装工	41	* サッシ工								
21	* トンネル世話役	04	* 造園工	18	* さく岩工	03	軽作業員	23	* 橋りょう塗装工	42	* 屋根ふき工								
24	* 橋りょう世話役	05	* 法面工	19	* トンネル特殊工	20	* トンネル作業員	28	* 潜水士	43	* 内装工								
25	* 土木一般世話役	06	* とび工	22	* 橋りょう特殊工			29	* 潜水連絡員	44	* ガラス工								
26	* 高級船員	07	* 石工	27	* 普通船員			30	* 潜水送気員	45	* 建具工								
		08	* ブロック工	31	* 山林砂防工			34	* 大工	46	* ダクト工								
		09	* 電工	32	* 軌道工			35	* 左官	47	* 保温工								
		10	* 鉄筋工	33	* 型わく工			36	* 配管工	48	* 建築ブロック工								
		11	* 鉄骨工					37	* はつり工	49	* 設備機械工								
		13	* 溶接工					38	* 防水工	50	* 交通誘導警備員A								
		14	* 運転手(特殊)					39	* 板金工	51	* 交通誘導警備員B								
		15	* 運転手(一般)					40	* タイル工										

※1：*は38職種を示す。

記入例1-3 労働日数、労働時間数

【令和6年10月調査】

記入に当たっ

・「**所定内**」
各労働者の賃金支払形態に応じ、下表③「労働時間数・所定内」に従って、調査の対象となる「賃金計算期間」内の所定内労働時

(注) 休日

各労働者について、調査の対象となる「賃金計算期間」内の会社が定めている所定労働日において、所定労働時間以外の時間帯に労働した時間（所定労働時間外の深夜を含む）の合計を記入してください。

・「休日」

(注) 休日に全く働いていない場合は「0」を記入してください。

[illegible]

「労働日数」
・「所定内」
各労働者の賃金支払形態に応じ、下表①「労働日数・所定内」に従って調査の対象となる「賃金計算期間」内の該当する所定内労働日数を計算し、記入してください。
休日に労働した日数を除いて記入してください。

・「有給休暇」
会社が定めている所定労働日の内、各労働者が1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇の日数で、記入してください。
(注) 振替によって休日を所定労働日扱いとした上で、有給休暇をとった場合は、当該日数を有給休暇日数に含めて計算してください。

賃金支払形態	記入
--------	----

賃金支払形態	記入する所定内労働日数
日給制（日給月給制及び時間給制を含む）又は 出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日の内、実際に働いた日数（１日の所定労働時間フルに休職となった有給休暇日を除く。） (注) 1. 所定労働時間フルに働いていない労働日があった場合でも、その日は１として計算してください。 2. 振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除いて計算してください。
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日の日数から、１日の所定労働時間フルに休職をとった有給休暇日及び欠勤日を除いた日数。 (注) 1. 日給制又は出来高給制の労働者の場合と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。 2. 悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて計算してください。 3. 月給制で欠勤等による給与の引当がない労働者（雇用形態コード「3」）については、欠勤日を除く必要はありません。

端数時間の有無	記入する
---------	------

※例えば「160時間15分」は「160.25」時間となりますが、四捨五入を行うと「160.3」となります。

表③「労働時間数」・「所定内」

貸金支払形態	
--------	--

賃金支払形態	記入する所定内労働時間数
日給制（日給月給制と日給時間給を含む）又は出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時刻から終業時刻までから休憩時間を除いた時間）の内、実際に働いた時間（有給休暇時間及び欠勤時間、早退等により労働しなかった時間を除く）の合計。 ①振替によって所定労働日扱いとなつた休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなつた日は所定労働日から除いて計算してください。
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時刻から終業時刻まで時間から休憩時間分を除いた時間）の合計から有給休暇時間及び欠勤時間の合計を除いた時間。 また、変形労働時間制（単年度）を採用している場合、平均の月労働時間数を所定内労働時間の$\frac{1}{12}$（$\frac{1}{12}$）書で記入してください。 （計算例）1年間の変形労働時間制の場合…労基署に提出した年間所定内労働日数×$\frac{1}{12}$の日所定内労働時間÷12 例）260日×8h÷12ヶ月＝17.3 ①注 1. 日給制又は出来高給制の労働者の場合と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。 2. 悪天候等により所定労働日に就労しなかった時間数も除いて計算してください。 ②月給制で欠勤等による給与の差がない労働者（雇用形態コード「3」）については、欠勤時間の合計を除く必要はありません。

○「年間所定労働日数」

「様式」3「年計票（労働日数・臨時の給与）」の「所定労働日数の日数」の年計を転記してください。
以下の2つの条件を両方満たす場合には、年間所定労働日数を記入する必要はありません。

- ②調査の対象となる「賃金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与を支給しなかった

※ 賃金支払形態の違いにより、2以上の「年間所定労働日数」が存在する場合には、必ず「月給制」労働者の年間所定労働日数を転記してください。

※ 変形労働時間制の場合、労働基準監督署へ届け出ている年間労働日数とは、起算日が異なるため一致しない場合があります

※ 年間所定労働日数（カラム26～28）は、所定内（カラム130～132）、有給休暇（カラム133～135）、及び育児休業取得日数（カラム136～138）の合算と一致するとは限りません。

株式会社〇〇工務店

000-0000

玉県さいたま市大宮区〇〇町〇-〇

48-666-0000

台帳 つけ代

国土交通大臣 知事	13 0	14 0
--------------	---------	---------

許可 (特-20) 第

↑許可番号は右づめでお願いします

○「年間労働日数」

- 各労働者について、「様式-3 年計票（労働日数・臨時の給与）」の「年計（12か月計）」欄の数値を転記してください。

※以下の2つの条件を両方満たす場合には、所定内の労働日数を記入する必要はありません。

- ①有給休暇の取得義務の対象とならない労働者
②調査の対象となる「賃金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与を受給しなかった労働者

・「有給休暇」
各労働者について、令和5年11月～令和6年10月の間に取得した有給休暇
日数を記入してください。

※半日休については「0.5日」で計算し、時間休については含めないで下さい。
(計算例：1日取得が4回、半日取得が3回、時間有給が5時間の場合)

4日+0、5日×3+5時間×0=5、5日
※また、以下の2つの条件のうちどちらかの条件を満たしておらず、有給取得義務の対象とならない労働者は「99.9」を記入して下さい。

- ①雇入れの日から6ヶ月以上継続して雇われている
②全労働日数の8割以上を出勤している

- ・「育児休業取得日数」

各労働者について、令和5年11月～令和6年10月の間に取得した育児休業
取得日数を記入してください。

※育児休業に該当しない、又は取得をしていない場合には「0」を記入してください。

〈参考〉 労働時間と「労働時間数」欄との関係

労働日の別	労働時間と「労働時間数」欄との関係	凡例（計上すべき欄）
所定労働日		「所定内」欄 「時間外」欄
休日		「休日」欄

様式－1 賃金調査票 記入例1－4 基本日額、基本給・出来高給、手当の額

様式－1 公共事業労務費調査・賃金調査票
【令和6年10月調査】

調査対象月 10月

賃金計算期間 9月21日から

上記期間の賃金支払日

元請・下の

○「基本日額」
各労働者の賃金支払形態に応じ、下表①「基本日額」に従って、調査の対象となる「賃金計算期間」内の賃金の額を記入するか、横線を引いてください。
※交通誘導警備員等、昼単価と夜単価がある場合は、基本日額には昼単価を記入し、基本給には昼単価で計算した金額を記入してください。その結果生じた、実際に支給した基本給との差額は様式-1-1の「時間外・休日・深夜勤務手当」欄に記入してください。

○「基本給」及び「出来高給」
各労働者の賃金支払形態に応じ、下表②「基本給」及び「出来高給」に従って、調査の対象となる「賃金計算期間」内の賃金の額を計算して記入してください。
労働時間との関係については、下表「〈参考〉労働時間と「基本給」・「出来高給」欄との関係」を参考にしてください。

番号	イニシャル	番号	就労形態	在留資格	職種番号	性別	年齢	基本日額		基本給		出来高給																						
								時間外・休日・深夜勤務手当	基本日額	基本給	出来高給																							
1	NI (日給制の場合)	1	5	2	0	0	1	3	5	8	1	9	1	1	5	2	0	1	5	0	8	0	1	6	1	0	0	3	2	2	0	0	0	0
2	GJ (月給制の場合)	2	5	3	0	1	4	1	4	0	1	2	1	8	2	1	4	4	0	1	0	0	8	0	1	6	0	3	4	0	0	0	0	0
3	DS (出来高給制の場合)	3	5	2	0	1	9	2	4	5	1	0	2	0	0	1	6	0	0	1	2	0	8	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0
4	HS (定額労働時間制(定額給)の場合)	4	6	4	0	1	0	2	4	0	1	6	2	0	0	1	7	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0
5	HG (定額労働時間制(定率給)の場合)	5	7	3	0	0	9	3	5	3	2	5	2	0	1	1	6	0	0	0	0	0	0	0	8	0	2	3	5	0	0	0	0	

表①「基本日額」

賃金支払形態	記入する賃金の額(基本日額)等
日給制(日給月給制及び時間給制を含む)の労働者	会社が定めている通常の所定労働日の所定労働時間の労働に対して支払った、1日当たりの基本賃金(定額)
調査の対象となる「賃金計算期間」内に日給制と出来高給制を併用していた労働者	日給制で労働する場合について、会社が定めている通常の所定労働日の所定労働時間の労働に対して支払った、1日当たりの基本賃金(定額)
出来高給制又は月給制の労働者	該当欄に横線を引く

(注) 出来高給制の労働者の場合、保証給等の額を記入する必要はありません。

表②「基本給」及び「出来高給」

賃金支払形態	給与欄の別	記入する賃金の額
日給制(日給月給制及び時間給制を含む)の労働者	基本給	「労働時間数」の「所定内」欄に記入した所定内労働時間数及び「有給休暇時間数」欄に記入した有給休暇時間数について支払った「基本日額」及び有給休暇手当の合計。
	出来高給	(「0」を記入する)
出来高給制の労働者	基本給	(「-」を記入する)
	出来高給	「労働時間数」の「所定内」欄に記入した所定内労働時間数及び「有給休暇時間数」欄に記入した有給休暇時間数について支払った「出来高給」及び有給休暇手当の合計。 (注) 休日労働についての出来高給を除く。
調査の対象となる「賃金計算期間」内に日給制と出来高給制を併用していた労働者	基本給	「労働時間数」の「所定内」欄に記入した所定内労働時間数及び「有給休暇時間数」欄に記入した有給休暇時間数の内、日給制によって整理した時間数について支払った「基本日額」及び有給休暇手当の合計。
	出来高給	「労働時間数」の「所定内」欄に記入した所定内労働時間数及び「有給休暇時間数」欄に記入した有給休暇時間数について支払った「出来高給」及び有給休暇手当の合計。 (注) 休日労働についての出来高給を除く。
月給制の労働者	基本給	会社が定めている、所定労働日の所定労働時間の労働について支払った、月額「基本給(定額)」。 (注) 欠勤、悪天候等による不就労のため減給された場合は、減給された後の金額を記入してください。
	出来高給	(「0」を記入する)

10

– 52 –

記入例1－5 臨時の給与、実物給与、法定福利費控除額

公共事業労務費調査・賃金調査票
【令和6年10月調査】

[illegible]

〈参考〉 主な実物給与についての賃金とみなされる額は、法令等によって下表のとおり取り扱うこととされています。

実物給与の種類		賞金とみなされる額
通勤用定期券・回数券等を通勤手段の代替として支給		支給物の購入や食事の支給に実際にかかった費用の額
食事の支給	食事代を徴収しなかった場合	
	食事代を徴収した場合	
住宅の貸与		食事の支給や住宅の貸与に実際にかかった費用の3分の1の額から徴収した代金を除いた額(マイナスとなる場合には、賞金とは見なされません)

4. 振替によって所定労働日扱いとなった休日の労働に対して支給した部分は、計算の対象となります。

※支払い額が不明な場合は「00001」、未加入の場合は「00000」と記入してください。

様式－2 公共事業労務費調査・各種手当内訳票

○「番号」

様式－1の番号に合わせて（手当の支給のない労働者の欄をツメずに）記入してください。（左右2カ所とも）

○「イニシャル」

様式－1の番号と同じ欄に、労働者それぞれのイニシャルを記入してください。

割増対象の別			A 割増の対象としている手当											A 割増の対象と している 手当の計
手当の番号			3	4	5	6	7	8	9	10				
手当の名称			重機	重機	技能	インフレ	資格							
日額・月額の別			日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月				
インフレ手当(月額)						✓								
基準内・外の別			内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外			
番号	イニシャル	番号	内	内	外	内	内	内	内	内	内			
1	NI (日給制の場合)	1	(19,000) 20,000		1,800		10,000	6,500			(37,300) 38,300			
2	GJ (月給制の場合)	2	(18,000) 19,000			(32,400) 34,200	20,000	6,500			(76,900) 79,700			
3	DS (出来高給制の場合)	3												
4	HS (定額労働時間制(基本給)の場合)	4		36,000			7,500	6,500			50,000			
5	HG (定額労働時間制(基本給)の場合)	5		53,000				6,500			59,500			

○「割増対象の別」

調査の対象となる「賃金計算期間」内に労働者に支給した各種の手当を、下表①「割増対象の別」に従って「A 割増の対象としている手当」又は「B 割増の対象としていない手当」のいずれかに区分し、支給額等の必要事項をそれぞれ記入してください。

※割増の対象としていない手当：家族手当、通勤手当等。

○「手当の名称」

調査の対象となる「賃金計算期間」内に労働者に支給した各種手当を、「割増対象の別」により区分した後、会社で使用している名称毎に記入してください。「手当の番号」は単に整理上のものなので、記入はどのような順番で行っていただいても結構です。

同一名称の手当が、労働者によって基準内手当となったり基準外手当となったりする場合は、欄を2つ使用してください。

○「日額・月額の別」

名称を記入した各手当について、下表②「日額・月額の別」に従って、「日」又は「月」のいずれかを、プルダウンから選択してください。

○「基準内手当・基準外手当の別」

名称を記入した各手当について、下表③「基準内手当・基準外手当の別」に従って、「内」又は「外」のいずれかをプルダウンから選択してください。（基準内手当・基準外手当の区分に当たっては、必要に応じ、P26「7 基準内手当・基準外手当の区分」を参照してください。）

なお、日給制又は出来高給制の労働者に支払った有給休暇手当は「基本給」又は「出来高給」に含めて整理することになっています。（記入例1－4表②「基本給」及び「出来高給」欄の説明を参照してください。）

○月額手当としての「インフレ手当」

「インフレ手当」が月額手当として支給されている場合は、様式－2に記入し「インフレ手当(月額)」欄にチェックをしてください。なお、臨時の給与として支給されている場合は、様式－2ではなく様式－3に記入してください。

表①「割増対象の別」

割増対象の別	区分の基準
A 割増の対象としている手当	会社で、時間外、休日及び深夜の割増賃金を計算する際に、割増の対象となる賃金に含めている手当
B 割増の対象としていない手当	会社で、時間外、休日及び深夜の割増賃金を計算する際に、割増の対象となる賃金に含めていない手当

表②「日額・月額の別」

日額・月額の別	手当の支給条件
「日」をプルダウンから選択する	日単位で支給額を定めており、労働日数に応じて支給している手当
「月」をプルダウンから選択する	月単位で支給額を定めている等、上記以外の手当

表③「基準内手当・基準外手当の別」

基準内・外の別	区分の基準
基準外手当 「外」をプルダウンから選択する	以下のいずれかに該当する手当は、基準外手当に区分してください。なお、休業手当は様式－1－1に記入欄を設けているので、様式2には記入しないでください。 ①特殊な労働に対する手当 各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当 ②割増賃金の代替としての手当 時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当 (割増賃金については、様式-1-1「基準外手当」に記入してください) ③本来は経費に当たる手当 労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来賃金ではなく、経費の負担に当たる手当
基準内手当 「内」をプルダウンから選択する	上記以外の手当

※基準内手当・基準外手当の区分に当たっては、必要に応じ、P26「7 基準内手当・基準外手当の区分」を参照してください。

調査対象月

10

月

※様式－１と同じ内容を記入してください。

○「工事名」

調査対象工事の名称を記入してください。

○「工事請負者名(元請)」

元請会社の名称を記入してください。

○「賃金支払事業主」

本調査を受ける会社の名称を記入してください。

○「作成者氏名」

調査票作成者の氏名を記入してください。

○「調査対象月」

様式－１の「調査対象月」欄と同じ数字を記入してください。

工事名	国道〇〇号線△△地区工事その１
工事請負者名(元請)	〇〇建設株式会社
賃金支払事業主	株式会社〇〇工務店
作成者氏名	台帳 つけ代
※工事番号	

(単位:円)

B 割増の対象としていない手当											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
内 基準内 手当の計	家族	通勤	赴任旅費	週休２日等	通勤						B
(様式－１に転記)	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	割増の対象と
	月	日	日	日	月						していない
(a)	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	手当の計
	内	内	外	内	内						(b)
(35,500) 36,500	15,000	(1,900) 2,000	10,000	20,000							(46,900) 47,000
同左	25,000				5,400						30,400
	20,000										20,000
同左	20,000										20,000
同左					11,000						11,000

○「手当の額」

各労働者について、以下の説明に従って、調査の対象となる「賃金計算期間」において支給した毎月の手当の額（日額の手当の場合は、「賃金計算期間（１か月）」の合計額）を、１円単位で記入してください。

○「各手当の支給額」

名称を記入した各手当の支給額を記入してください。

日額の手当を、休日の労働に対して支給していた場合は、記入した支給額の上に、記入した支給額から休日の労働に対して支給した額を除いた額を、（ ）書きで記入してください。

(注) 振替によって休日扱いとなった所定労働日の労働に対する手当は、休日の労働に対する支給に含めて計算してください。

○「A 割増の対象としている手当の計」

「割増の対象としている手当」に区分した手当について、記入した個々の支給額の計を記入してください。

記入した支給額計に、休日の労働に対する日額の手当の支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた計の額を、記入した支給額計の上に、（ ）書きで記入してください。

○「B 割増の対象としていない手当の計」

「割増の対象としていない手当の計」に区分した手当について、記入した個々の支給額の計を記入してください。

記入した支給額計に、休日の労働に対する日額の手当の支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた計の額を、記入した支給額計の上に、（ ）書きで記入してください。

○「内 基準内手当の計」

「A 割増の対象としている手当の計」及び「B 割増の対象としていない手当の計」のそれぞれについて、その内、基準内に区分した手当だけの支給額の計を記入してください。

記入した基準内手当の支給額計に、休日の労働に対する日額の手当の支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた計の額を、記入した支給額計の上に、（ ）書きで記入してください。

※（ ）書きで休日の労働に対する支給額を除いた額を記入した場合は、手当の総支給額との差額を、様式１－１の「基準外手当」－「その他」欄に計上して下さい。

※Excel版調査票を使用して休日の労働に対する支給額を除いた額を記入する場合は、「入力2」シートの「休日出勤」欄にチェックを入れてください。手当の総支給額と休日の労働に対する支給額を除いた額の差額が様式１－１に自動計上されます。

※手当の種類が多くて記入欄が足りない場合は、手書きで欄を２つに区切って、金額の大きなものから順に記入してください。

様式－3 公共事業労務費調査・年計票(労働日数・臨時
【令和56年11月～令和67年10月分】

この年計票は、調査票様式－1に記入していただく「年間労働日数」及び「臨時の給与」の基礎資料となるものです。
各調査対象労働者について、調査対象期間を含む過去1年間の月毎の「労働日数」及び「臨時の給与」を記入し、「労働日数(日)」「年計(12か月計)」及び「臨時の給与(円)」「年計(12か月計)」欄の日数、額を、調査票様式－1の該当欄に転記して下さい。(様式－1の番号に合わせて記入してください)
9月の賃金調査対象者についても、給与年計票は令和56年11月～令和67年10月の期間で作成してください。

種 別		労働日数(日)										
年		令和56年		令和67年								
月		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
会社の所定労働日の日数(日)		(20)	(20)	(21)	(20)	(21)	(20)	(21)	(20)	(21)	(21)	
番号	イニシャル	番号	23	21	21	22	22	21	22	22	23	22
1	NI (日給制の場合)	1	20	20	20	20	21	20	19	19	18	21
2	GJ (月給制の場合)	2	23	18	19	22	22	21	21	15	16	19
3	DS (出来高給制の場合)	3	20	20	19	20	21	20	21	19	21	20
4	HS (変形労働時間制(年単位)の場合)	4	23	20	20	22	22	21	22	20	23	20
5	HG (変形労働時間制(月単位)の場合)	5	23	19	21	22	22	21	22	22	22	21

○「番号」

様式－1の番号に合わせて(臨時の給与支給のない労働者の欄をツメずに)記入してください(左右2カ所とも)。

○「イニシャル」

様式－1の番号と同じ欄に、各労働者のイニシャルを記入してください。

○「所定労働日の日数」

調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」を含む過去1年間(令和56年11月～令和67年10月)について、各「賃金計算期間(1か月)」毎に、会社が定めている所定労働日の日数を、会社が作成している営業カレンダー等に従って記入してください。

本調査票の対象者について、賃金支払形態の違いによって所定労働日の日数が異なる場合は、日給制又は出来高給制の労働者の数値を、月給制の労働者の数値の上に()書きで記入してください。

過去1年間の合計日数を、「年計(12か月計)」に記入してください。

○「労働日数」

調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」を含む過去1年間(令和56年11月～令和67年10月)について、各「賃金計算期間(1か月)」毎に、各労働者の賃金支払形態に応じ、下表①「労働日数」に従って労働日数を計算して記入してください。

過去1年間の合計日数を、「年計(12か月計)」に記入してください。

(注)

1. 雇用期間が上記の1年間に満たない労働者については、雇入れ日以降の労働日数について記入し、それ以前の「月」の「労働日数」欄には、横線を引いてください。

2. 調査の対象となる「賃金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与が支払われた労働者または有給休暇の取得義務の対象となる労働者について記入してください。

3. 休日に労働した日数及び育児休業取得日数は除いてください。

表①「労働日数」

賃金支払形態	記入する労働日数
日給制(日給月給制及び時間給制を含む)又は出来高給制の労働者	それぞれの「賃金計算期間(1か月)」内の、会社が定めている所定労働日の内、実際に働いた日数(1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日を除く)。 (注) 1. 所定労働時間フルに働いていない労働日があった場合でも、その日は1日として計算してください。 2. 所定労働日でない休日の労働は、労働日数の計算から除いてください。 3. 振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除いて計算してください。
月給制の労働者	それぞれの「賃金計算期間(1か月)」内の、会社が定めている所定労働日の日数から、1日の所定労働時間フルに休暇をとった有給休暇日及び欠勤日を除いた日数。 (注) 1. 日給制又は出来高給制の労働者と違って、休日の振替を考慮する必要はありません。 2. 悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて計算してください。 3. 月給制で欠勤等による給与の差引がない労働者(雇用形態コード「3」)については、欠勤日を除く必要はありません。

○「調査対象月」

様式－１の「調査対象月」欄と同じ数字を記入してください。

調査対象月

10

月

給与の給与) < 10月調査用 >

工 事 名	国道〇〇号線△△地区工事その１
工事請負者名(元請)	〇〇建設株式会社
賃金支払事業主	株式会社〇〇工務店
作成者氏名	台帳 つけ代
※ 工 事 番 号	

(単位: 日又は円)

			臨時の給与(円)				
年 計 (12か月計)			賞与 令和56年 12月	賞与 令和67年 7月	インフレ手当 令和67年 9月	月	年 計 (12か月計)
9月 (20)	10月 (21)	(246)					
21	21	261					
20	19	237	200,000	100,000	50,000		350,000
21	18	235	550,000	250,000	50,000		850,000
20	20	241					
20	20	253	500,000	300,000	50,000		850,000
21	20	256	300,000	545,000	50,000		895,000

※様式－１と同じ内容を記入してください。

○「工事名」

調査対象工事の名称を記入してください。

○「工事請負者名(元請)」

元請会社の名称を記入してください。

○「賃金支払事業主」

本調査を受ける会社の名称を記入してください。

○「作成者氏名」

調査票作成者の氏名を記入してください。

○「臨時の給与」

調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」を含む過去1年間(令和56年11月～令和67年10月)について、各「賃金計算期間(1か月)」毎に、各労働者に支給した「臨時の給与」の額を記入してください。

記入は、該当する「年・月」に賃金締切日のある「賃金計算期間(1か月)」についての数値をそれぞれ記入してください。

- (注) 1. 退職金は様式1-1の「退職金」に記入してください。
 2. 雇用期間が上記の1年間に満たない労働者については、雇入れ日以降について記入してください。
 3. 調査の対象となる「賃金計算期間」を含む過去1年間に、臨時の給与が支給された労働者、または有給休暇の取得義務となる対象の労働者について記入してください。
 4. 臨時の給与となる賃金には、下表の3種類のものがあります。

種別	臨時の給与等に該当する賃金
賞与 (ボーナス・一時金)	定期的(一年に2～3回)又は臨時に支給される賃金で、労働者の勤務成績等に応じて支給され、支給額があらかじめ確定していないもの
臨時に支払われる賃金	次の2種類のものがあります。 ○労災以外の傷病に対する手当、見舞金等、支給理由の発生が、臨時的かつ突発的なもの ○結婚手当、インフレ手当等、その発生が不確定かつ非常にまれであるもの
上記に準じるもの	1か月を超える期間の出勤成績、継続勤務等によって支給される精勤手当、勤続手当等

5. 冬期手当や農繁期手当等、支給額が限られている季節手当については、会社で割増賃金を計算する際に、割増の対象となる賃金に含めているか否かの別により、下表に従って「各種手当」又は「臨時の給与」として取り扱ってください。

割増対象の別	取 り 扱 い 方
割増の対象としている場合	調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」内の支給分について、「各種手当内訳表」において、「A 割増の対象としている手当」として取り扱います。 この場合、基準内・外の区分については、季節的な手当であることには関係なく、P26「7 基準内手当・基準外手当の区分」に従ってください。
割増の対象としていない場合	「臨時の給与」として取り扱います。

様式－1－1 補足調査票

記入例4－1

○「資格の取得状況」

P92「参考資料-4 職種別資格及び検定表」に示す資格のうち、各労働者が保有している資格（様式－1の職種に対応する資格に限る）の番号を記入してください。複数の資格を保有している場合は、各労働者にとって優先度の高い資格から順に記入してください。

該当する資格がない場合は「資格の取得状況」欄の左端に「0」を記入してください。

同一資格で複数の級を保有する場合は、最上位級のみ記入してください（〇技能士1級と2級を保有している場合は1級の番号のみ記入）。

登録基幹技能者と技能士をいずれも保有する場合は、どちらも記入してください。

○「兼業状況」

令和5・6年度から現在までの期間に建設業の他の仕事に従事していた労働者は、従事していた仕事の産業のコード番号を右表②「兼業状況」に従い記入してください。

なお、兼業している仕事の産業が2つ以上ある場合は、最も多くの収入を得ている産業のコード番号を記入してください。

※交通誘導警備員の場合は「建設業」を「警備業」に読み替えてください。

調査票

番号	イニシャル	番号	様式－1の 職種 番号	資格の取得状況 (様式－1の職種に対応する資格)	複数職種の兼務状況 (様式－1の職種以外の兼務があれば、その職種番号及び従事日数を最大3職種まで)を記入	兼業 状況	就労範囲の状況		職 階	OCUS 能力評 判定 分野
							事業所 所在地	その他の就労範囲		
1	NI (日給制の場合)	1	010							
2	GJ (月給制の場合)	2	14123							
3	DS (出来高給制の場合)	3	191346							
4	HS (変形労働時間制(年単位)の場合)	4	101							
5	HG (変形労働時間制(月単位)の場合)	5	0916							

○「番号」

様式－1の番号に合わせて記入してください。（左右2カ所とも）

○「イニシャル」

様式－1の番号と同じ欄に、各労働者のイニシャルを記入してください。

○「様式－1の職種番号」

様式－1に記入した職種番号と同じ番号を記入してください。

○「複数職種の兼務状況」

調査対象期間（1か月間）に複数職種の作業を行っていた労働者は、様式－1「職種番号」欄に記入した職種以外で職種番号及び従事日数を最大6・3つまで記入してください。

（兼務職種が6・4つ以上ある場合、下表①「複数職種の兼務状況」職種番号のうち、*印の38職種を優先して記入してください。）

兼務職種の従事日数は、原則として、当該職種に0・5日以上従事した場合に1日にカウントしてください。

複数職種の作業を行っていない場合は「複数職種の兼務状況」欄の左端に「00・00」を記入してください。

○「就労範囲の状況」

各労働者の事業所所在地及び令和3・4年度から現在までの期間の主な就労範囲を右表③「就労範囲の状況」に従い記入してください。

なお、全国に展開し、就労する場合「60」のみ記入してください。また、記入欄に限りがありますので、地方ブロック番号を優先して記入してください。

表①「複数職種の兼務状況」 職種番号

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	14	運転手（特殊）	27	* 普通船員	40	* タイル工
02	普通作業員	15	運転手（一般）	28	* 潜水士	41	* サッシ工
03	軽作業員	16	* 潜かん工	29	* 潜水連絡員	42	* 屋根ふき工
04	* 造園工	17	* 潜かん世話役	30	* 潜水送気員	43	* 内装工
05	* 法面工	18	* さく岩工	31	* 山林砂防工	44	* ガラス工
06	とび工	19	* トンネル特殊工	32	* 軌道工	45	* 建具工
07	* 石工	20	* トンネル作業員	33	型わく工	46	* ダクト工
08	* ブロック工	21	* トンネル世話役	34	* 大工	47	* 保温工
09	電工	22	* 橋りょう特殊工	35	* 左官	48	* 建築ブロック工
10	鉄筋工	23	* 橋りょう塗装工	36	配管工	49	* 設備機械工
11	* 鉄骨工	24	* 橋りょう世話役	37	* はつり工	50	交通誘導警備員A
12	* 塗装工	25	土木一般世話役	38	* 防水工	51	交通誘導警備員B
13	* 溶接工	26	* 高級船員	39	* 板金工	*：38職種を示す	

※様式－１と同じ内容を記入してください。○「賃金支払事業主」
本調査を受ける会社の名称を記入してください。

○「工事名」
調査対象工事の名称を記入してください。

○「作成者氏名」
調査票作成者の氏名を記入してください。

○「工事請負者名(元請)」
元請会社の名称を記入してください。

工事名	国道〇〇号線△△地区工事その１
工事請負者名(元請)	〇〇建設株式会社
賃金支払事業主	株式会社〇〇工務店
作成者氏名	台帳 つけ代
※工事番号	

調査対象月

10

月

面 レベル	民間発 注工事 の就労 日数	基準内手当										基準外手当										退職金												
		賃金台帳に記載のない 手当(元請企業等から 直接支払われる手当)					時間外・休日・深夜 勤務手当					休業手当					その他																	
		十	百	千	万	円	十	百	千	万	円	十	百	千	万	円	十	百	千	万	円	十	百	千	万	円	十	百	千	万	円			
208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242
2	0	0	○「退職金」 調査の対象となる「賃金計算期間(1か月)」を含む過去1年間 (令和5年11月～令和6年10月)について、退職金を受給し ている場合はその額を記入してください。 建設業退職金共済制度による給付は対象外です。 退職金を受給しなかった場合は「0」を記入してください。																												0			
4	0	8																													0			
3	1	4	0																												0			

○「退職金」
調査の対象となる「賃金計算期間（１か月）」を含む過去１年間（令和５年１１月～令和６年１０月）について、退職金を受給している場合はその額を記入してください。
建設業退職金共済制度による給付は対象外です。
退職金を受給しなかった場合は「０」を記入してください。

表②「兼業状況」

建設業の他の 仕事の 従事状況	他の仕事の 産業	コード 番号
建設業の他の 仕事には従事 していない	—	0
建設業の他の 仕事にも従事 している (ある時期だ けしている場 合も含む)	農業	1
	林業	2
	漁業	3
	製造業	4
	運輸業	5
	卸売 小売業	6
	不動産業	7
	サービス業	8
	その他	9

表③「就労範囲の状況」

	記入数字
事業所所在地	事業所所在地の県番号（右表④「都道府県番号」参照。建設業許可番号にかかわらず、北海道は01としてください。）を記入してください。

	記入数字
事業所所在地県内 のみで就労する	「就労範囲」欄の一番左端に「00」を記入してください。
事業所所在地県の 隣接県および近隣 県でも就労する	事業所所在地県を含めずに、県番号01～47を最大4つまで記入してください。（右表参照。建設業許可番号にかかわらず、北海道は01としてください。）
地方ブロック単位 で展開し、就労する	以下のブロック番号を最大4つまで記入してください。 東北…52、関東…53、北陸…54、中部…55、 近畿…56、中国…57、四国…58、九州…59 ※北海道、沖縄については、それぞれ県番号と同じ01または47を記入 ※事業所所在地が北海道又は沖縄の場合は、当該県番号の入力は必要ありません。
全国に展開し、就 労する	「60」を記入してください。

表④「都道府県番号」

番号	都道府県	番号	都道府県	番号	都道府県
01	北海道	15	新潟県	31	鳥取県
02	青森県	16	富山県	32	島根県
03	岩手県	17	石川県	33	岡山県
04	宮城県	21	岐阜県	34	広島県
05	秋田県	22	静岡県	35	山口県
06	山形県	23	愛知県	36	徳島県
07	福島県	24	三重県	37	香川県
08	茨城県	18	福井県	38	愛媛県
09	栃木県	25	滋賀県	39	高知県
10	群馬県	26	京都府	40	福岡県
11	埼玉県	27	大阪府	41	佐賀県
12	千葉県	28	兵庫県	42	長崎県
13	東京都	29	奈良県	43	熊本県
14	神奈川県	30	和歌山県	44	大分県
19	山梨県			45	宮崎県
20	長野県			46	鹿児島県
				47	沖縄県

様式－1－1 補足調査票

記入例4－2

〇「職階」

調査対象の労働者の方それぞれについて、調査対象工事の現場での職階を下表①「職階」に従い記入してください。

※労働安全衛生法第60条では、「事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、（略）安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」とされています。

〇「能力評価」

・「判定分野」

調査対象者の方が建設キャリアアップシステムと連動した能力評価基準のレベル判定を行った分野、または行う予定の分野を下表④「判定分野」から選び、記入してください。

※労務費調査の51職種と番号が一致していないため、注意してください。

※建設キャリアアップシステムに登録していない、もしくは今後レベル判定を受ける見込みのある判定分野がない場合は〇〇を記入してください。

※レベル判定における判定分野は424分野以外にありません。

・「レベル」

調査対象の労働者の方それぞれについて、能力評価基準によるレベル分けを、下表②「能力レベル」に従い記入してください。

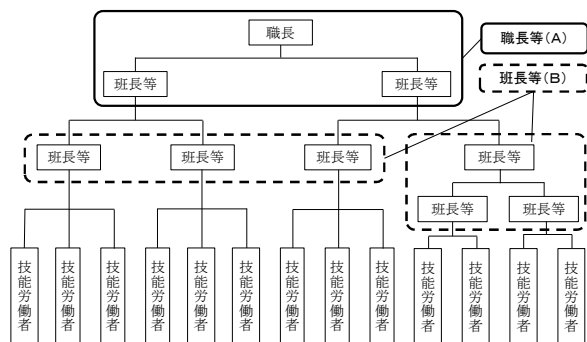
番号	イニシャル	番号	様式－1の職種番号	資格の取得状況 (様式－1の職種に対応する資格)	複数職種の兼務状況 (様式－1の職種以外の兼務があれば、その職種番号及び従事日数を最大3職種までを記入)	兼業状況	就労範囲の状況		OCUS 能力評価
							事業所所在地	その他の就労範囲	
				175 176 177 178 179 180 181	182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208				職階 判定 分野 レベル
1	NI (日給制の場合)	1	010		02031403		11100		3352
2	GJ (月給制の場合)	2	14123		1505		0111213		2092
3	DS (出来高給制の場合)	3	191346		1405		21153		2062
4	HS (変形労働時間制(年単位)の場合)	4	101		0000		31100		1124
5	HG (変形労働時間制(月単位)の場合)	5	0916		0000		01100		2013

表①「職階」

職階	記入数字
職長等（A）：職長及び職長の直近下位に配置され複数の班を束ねる者	「1」
班長等（B）：職長等（A）以外の者であって、複数の班や技能労働者を束ねる者	「2」
上記以外の技能者、作業員	「3」

表②建設キャリアアップシステムと連動したレベル判定における「能力レベル」

能力レベル	記入数字
建設キャリアアップシステムに登録していない	「0」
レベル1（建設キャリアアップシステムに登録しているが、レベル判定を受けていない）	「1」
レベル2	「2」
レベル3	「3」
レベル4	「4」



表③「基準外手当」

種類	区分の基準
時間外・休日・深夜勤務手当	所定時間外、休日、深夜の割増賃金として支払った手当
休業手当	仕事が無いために労働者を休業させた場合に支払った手当（ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は、基準内手当とするため、当該休業手当から除くこと。）
その他	以下の1）及び2）の手当の合計額 1）特殊な労働に対する手当 各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当 2）本来は経費に当たる手当 労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来賃金ではなく、経費の負担に当たる手当

※それぞれの基準外手当について、2重計上されないようご注意ください。

○「民間発注工事の就労日数」

各労働者について、様式－１「労働日数」の「所定内」の欄に記入した労働日数のうち、民間発注工事に従事した労働日数について記入してください。「民間発注工事」には独立行政法人、特殊会社（高速道路株式会社、国際空港株式会社等）、ＪＲグループ７社、関連公社（住宅公社、日本下水道事業団等）等は該当しません。また、個人発注の工事及び工事以外の交通誘導業務等を含みます。
※ 現場作業以外（事務所作業・工場作業等）の従事日数はカウントしないでください。
※ １日に異なる複数の工事に従事した場合、主に従事した工事を１日としてカウントしてください。

○「調査対象月」

様式－１の「調査対象月」欄と同じ数字を記入してください。

調査対象月

10

月

民間発注工事の就労日数	基準内手当						基準外手当																			
	賃金台帳に記載のない手当(元請企業等から直接支払われる手当)						時間外・休日・深夜勤務手当						休業手当						その他							
							万	千	百	十	円	万	千	百	十	円	万	千	百	十	円	万	千	百	十	円
208	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235
0	0	2	0	0	0	0	0	6	5	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	9	0	0	0	0
0	0						0	6	0	5	8	0	0					0		2	8	0	0	0	0	
0	0						0	5	5	3	3	0	0					0					0	0	0	
0																			0					0	0	
1																			0					0	0	

〇「賃金台帳に記載のない手当(元請企業等から直接支払われる手当)」

基準内手当であるものの、賃金台帳に記載のない手当の額を記入する。記入にあたっては、「賃金計算期間(1か月)」において支給した金額(日額の手当金額)を、「賃金計算期間

○「賃金台帳に記載のない手当（元請企業等から直接支払われる手当）」

基準内手当であるものの、賃金台帳に記載のない手当の額を記入する。記入にあたっては、「賃金計算期間（１か月）」において支給した金額（日額の手当の場合は、「賃金計算期間（１か月）」の合計額）を記入してください。

※元請企業から直接支払われる技能レベルに応じた手当（優良技能労働者手当、優良職長手当）等を記入してください。

※賃金台帳に記載のない手当については様式－２への記入はしないようにしてください。

○基準外手当

各労働者調査の対象となる「賃金計算期間（１か月）」において支給した基準外手当の額（日額の手当の場合は、「賃金計算期間（１か月）」の合計額）を、下表③「基準外手当」に従って記入してください。

※ 時間外・休日・深夜の割増手当及び、休業手当については、様式－２への記入はしないようにしてください。

表④建設キャリアアップシステムと連動したレベル判定における「判定分野」

番号	判定分野	番号	判定分野	番号	判定分野
01	電気工事	16	とび	31	消防施設
02	橋梁	17	切断穿孔	32	建築大工
03	造園	18	内装仕上	33	硝子工事
04	コンクリート圧送	19	サッシ・カーテンウォール	34	ALC
05	防水施工	20	エクステリア	35	土工
06	トンネル	21	建築板金	36	ウレタン断熱
07	建設塗装	22	外壁仕上	37	発破・破砕
08	左官	23	ダクト	38	建築測量
09	機械土工	24	保温保冷	39	圧入
10	海上起重	25	グラウト	40	さく井
11	PC	26	冷凍空調	41	解体
12	鉄筋	27	運動施設	42	計装工事
13	圧接	28	基礎ぐい工事	43	土質改良技能者
14	型枠	29	タイル張り	44	潜函技能者
15	配管	30	道路標識・路面標示	—	—

※ 公共事業労務費調査の詳細な流れ等については「公共事業労務費調査の手引き」等を適宜参照いただくよう、お願いします。

参考資料 1 調査票記入時の早見表
(手引き簡易版の早見表を使用した仮イメージです。
最終的には「参考資料 1 調査票記入時の早見表」としてセットします。
(体裁だけ手引き版に整えますが内容は変更ありません)

印刷はA3サイズ

<様式-2>

※ 発注機関名称

※ 工事番号

様式-2 公共事業労務費調査・各種手当内訳票

【令和67年10月調査】 手当の支給がない場合提出不要

手引き
P.55～56
参照

この内訳票は、調査票様式-1に記入していただく「A 割増の対象としている基準内手当(a)」、「B 割増の対象としていない基準内手当(b)」の基礎資料となるものです。
各調査対象労働者について、調査対象期間に支給した各種の手当毎の内訳を記入し、「A 割増の対象としている基準内手当(a)」、「B 割増の対象としていない基準内手当(b)」欄の金額を、調査票様式-1の該当欄に転記して下さい。

工事名	様式-1と同じ
工事請負者名(元請)	
賃金支払事業主	
作成者氏名	調査票作成者の氏名
※工事番号	

調査対象月

様式-1と
同じ

月

(単位:円)

割 増 対 象 の 別		A 割増の対象としている手当										B 割増の対象としていない手当															
手 当 の 番 号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	A 割増の対象と している 手当の計 (a)	内 基 準 内 手当の計 (b)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	B 割増の対象と していない 手当の計 (b)	内 基 準 内 手当の計 (c)		
手 当 の 名 称		現場	現場	重機	重機	技能	インフレ	資格						家族	通勤	赴任旅費	週休2日等	通勤									
日 額 ・ 月 額 の 別		日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月	日・月			内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外			内・外	内・外
インフレ手当(月額)		日	月	日	日	月	月					✓ インフレ手当(月額)の支給がある場合にはチェックを入れる															
基準内・外の別		内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	している	(様式-1に転記)	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	内・外	していない	(様式-1に転記)		
番号	イニシャル	番号	内	内	外	内	内	内				手当の計	(a)	内	内	外	内	内	内	内	内	内	内	手当の計	(b)		
1	NI (日給制の場合)	1	(19,000) 20,000	休日を除いた額 休日も含んだ額	1,800		10,000	6,500				(37,300) 38,300	(35,500) 36,500	15,000	(1,900) 2,000	10,000	20,000							(46,900) 47,000	(36,900) 37,000		
2	GJ (月給制の場合)	2	(18,000) 19,000			(32,400) 34,200	20,000	6,500				(76,900) 79,700	同左	25,000				5,400						30,400	同左		
3	DS (出来高給制の場合)	3												20,000										20,000	同左		
4	HS (定形労働時間制(本単位)の場合)	4		36,000			7,500	6,500				50,000	同左	20,000										20,000	同左		
5	HG (定形労働時間制(月単位)の場合)	5		53,000				6,500				59,500	同左				11,000							11,000	11,000		
6		6																									
7		7																									
8		8																									
9		9	●割増の対象としている手当: 時間外等の割増賃金計算時に、割増の対象となる賃金に含めている手当 ※時間外や深夜・休日労働の賃金(いわゆる残業代)は記入しない。(様式-1-1に記入)										る 休 割 日 増 対 象 に 手 当 の 合 計 額 を 除 いた 額 を () で 二 段 書 き に す る。 転 記 様 式 休 割 () 記 様 日 増 式 日 増 書 き 1 に 手 式 日 増 が 1 支 給 式 日 増 あ れ ば A 給 の 式 日 増 () の 割 増 式 日 増 の 増 割 式 日 増 金 額 を 基 割 増 を 対 準 式 日 増 を 除 内 式 日 増 いた 手 式 日 増 す 当 と 式 日 増 る () の 基 式 日 増 に 金 額 式 日 増 を 転 割 式 日 増 記 する 式 日 増 す 。 に	●割増の対象としていない手当: 割増賃金計算時に、割増の対象となる賃金に含めていない手当 ※時間外や深夜・休日労働の賃金(いわゆる残業代)は記入しない。(様式-1-1に記入)										る 休 割 日 増 対 象 に 手 当 の 合 計 額 を 除 いた 額 を () で 二 段 書 き に す る。 転 記 様 式 休 割 () 記 様 日 増 式 日 増 書 き 1 に 手 式 日 増 が 1 支 給 式 日 増 あ れ ば A 給 の 式 日 増 () の 割 増 式 日 増 の 増 割 式 日 増 金 額 を 基 割 増 を 対 準 式 日 増 を 除 内 式 日 増 いた 手 式 日 増 す 当 と 式 日 増 る () の 基 式 日 増 に 金 額 式 日 増 を 転 割 式 日 増 記 する 式 日 増 す 。 に			
10		10	●日額・月額の場合 当てはまるほうをプルダウンから選択する。 <日額>日単位で支給額を定め、労働日数に応じて支給している手当 <月額>毎月定額で支給している手当等、日額以外の手当											●記入欄が足りない場合: 手当の種類が多くて記入欄が足りない場合は、欄を2つに区切って、金額の多いものから順に記入してください。(日額・月額の別及び基準内・外の別についても、記入してください。)													
11		11	●基準内・外の別 当てはまるほうをプルダウンから選択する。 <基準外手当> ①各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当 ②割増賃金の代替としての手当 ③本来は経費に当たる手当 <基準内手当>上記以外の手当																								
12	様式-1と同じ順番で、 詰めずに記入する。	12																									
13		13																									
14		14																									
15	→10の位の番号を記入→	15																									
16		16																									
17		17	●各手当の支給額: 調査対象の賃金計算期間に支給した額を記入する。日額の場合は、1ヶ月間の合計額を記入する。 <日額の手当を休日労働に対して支給している場合> 休日の労働に対して支給した額を除いた額を()で二段書きにする。																								
18		18																									
19		19	●記入欄が足りない場合: 手当の種類が多くて記入欄が足りない場合は、手書きで欄を2つに区切って、金額の多いものから順に記入してください。(日額・月額の別及び基準内・外の別についても、記入してください。)																								
20		20																									
※ 備 考		※ 備 考												※ 備 考													

(注)

- ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
- 手当の種類が多くて記入欄が足りない場合は、欄を2つに区切って記入してください。(日額・月額の別及び基準内・外の別についても、記入してください。)
- 日額の手当で、休日の労働に対する支給額が含まれていた場合は、休日の労働に対する支給額を除いた額を、()書きで記入してください。
- いわゆる残業代などの時間外や深夜・休日労働の賃金は、様式-1-1の「時間外・休日・深夜勤務手当」欄に記入してください。
- 臨時の給与に該当する手当は、本票には記入せず、「様式-3年計票(労働日数・臨時の給与)」の方に記入してください。
- 休業手当はP27「(2)基準内・基準外手当の判断 ③休業手当」の説明に従い、様式-2または様式-1-1に記入してください。
- 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の促進以外の目的に使用することはありませんので、正確なデータを提出されるようご協力をお願い申し上げます。
- 本調査の目的をよくご理解していただいた上で、ご記入をお願いします。

※ 公共事業労務費調査の詳細な流れ等については「公共事業労務費調査の手引き」等を適宜参照いただくよう、お願いします。

参考資料1 調査票記入時の早見表
(手引き簡易版の早見表を使用した仮イメージです。
最終的には「参考資料1 調査票記入時の早見表」としてセットします。
(体裁だけ手引き版に整えますが内容は変更ありません)

5. 調査票記入時の早見表（様式－1－1）

※ 手引きP.69,70 参照

必ず提出
印刷はA3サイズ

＜様式－1－1＞

※ 発注機関名称

※ 工事番号

様式－1－1 公共事業労務費調査・補足調査票
【令和67年10月調査】

↓ 09(電工)、14(運転手・特殊)、15(運転手・一般)、28(潜水士)、50(交通誘導警備員A)は、
免許証・資格証等の写しの提示が必要です。

調査対象月

様式-1
と同じ

月

工 事 名

工事請負者名(元請)

賃 金 支 払 事 業 主

作 成 者 氏 名

※ 工 事 番 号

様式-1と同じ

調査票作成者の氏名

番号	イニシャル	番号	様式－1の職種番号	資格の取得状況 (様式－1の職種に対応する資格)	複数職種の兼務状況 (様式－1の職種以外の兼務があれば、その職種番号及び従事日数を最大3職種まで)を記入		兼業状況	就労範囲の状況		職階	CCUS能力評価		民間発注工事の就労日数	基準内手当		基準外手当				退職金
					職種番号	従事日数		職種番号	従事日数		職種番号	従事日数		事業所所在地	その他の就労範囲	判定分野	レベル	賃金台帳に記載のない手当 (元請企業等から直接支払われる手当)	時間外・休日・深夜勤務手当	
				175:176:177:178:179:180:181	182:183:184:185:186:187:188:189:190:191:192:193	194	195:196	197:198	199:200:201:202:203:204	205	206:207	208	209:210	211:212:213:214:215:216	217:218:219:220:221:222	223:224:225:226:227:228	229:230:231:232:233:234	235:236:237:238:239:240:241:242		
1	NI (日給制の場合)	1	010	←資格なしor職種に該当する資格がない。	02	14	111	00	←他県で就労していない	335	200	200	200	200	200	200	200	200		
2	GJ (月給制の場合)	2	14123		15		011	12	13	230	200	200		60580		0	2800	0		
3	DS (出来高給制の場合)	3	191346		14		211	53	←地域ブロック番号で記入	206	200	200		55330		0		0		
4	HS (変形労働時間制(年単位)の場合)	4	101		0000	←兼務している職種がない	311	30		112	408		0	35114		0		0		
5	HG (変形労働時間制(月単位)の場合)	5	0916		0000		011	00		201	314		0		0		0	0		
6		6																		
7		7																		
8		8																		
9		9																		
10		10																		
11	様式-1と同じ順番で、詰 めずに記入する。	11																		
12																				
13																				
14																				
15																				
16	←10の位の番号を記入→	16																		
17		17																		
18		18																		
19		19																		
20		20																		

※ 備 考

(注)

1. ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
2. 休業手当はP27「(2)基準内・基準外手当の判断 ③休業手当」の説明に従い、様式-2または様式-1-1に記入してください。
3. 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の促進以外の目的に使用することはありませんので、正確なデータを提出されるようご協力をお願い申し上げます。
4. 本調査の目的をよくご理解していただいた上で、ご記入をお願いします。

※ 公共事業労務費調査の詳細な流れ等については「公共事業労務費調査の手引き」等を適宜参照いただくよう、お願いします。

参考資料－２ 公共事業労務費調査 Q&A

Q 1 公共事業労務費調査とは、何のための調査ですか？

- A 1
- ・農林水産省及び国土交通省では、公共工事の発注の際の工事費の積算に使用するため、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金を都道府県別及び職種別に調査し、その調査結果に基づいて「公共工事設計労務単価」を決定しています。この調査を「公共事業労務費調査」といいます。
 - ・この調査は、調査月に調査対象となった公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べるもので、昭和 45 年から毎年定期的に実施されています。
 - ・公共事業労務費調査の対象工事となった場合、発注者と元請企業との契約事項に調査の協力義務を負う旨を記載しておりますのでご協力をお願いします。元請企業との契約事項には、下請契約を締結する場合に、一次下請企業のみでなく、二次以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定めることとしています。
 - ・公共事業労務費調査に要する費用は、積算上現場管理費に含まれております。

Q 2 公共工事設計労務単価とは、何ですか？

- A 2
- ・公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いる単価であり、公共事業労務費調査の集計結果をもとに決定しています。
 - ・公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成されています。
 - ① 基本給相当額
 - ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件又は作業内容の労働に対する手当）
 - ③ 臨時の給与（賞与等）
 - ④ 実物給与（食事の支給等）

Q 3 公共工事設計労務単価は、建設労働者への支払い賃金を定めたものですか？

- A 3
- ・公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や、雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。
 - ・また、公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものとして設定したものであり、法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は含まれていません。
 - ・公共工事の積算において、法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は、現場管理費に含まれています。

Q 4 基準内手当・基準外手当の区分は、どのように決まっているのですか？

A 4 ・手当の区分にあたっては、名称により判断するのではなく、支給基準や支給実態等により判断してください。

・基準外となる手当は原則として以下の4つに該当する手当です。

- ① 特殊な労働に対する手当：各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当
- ② 割増賃金の代替としての手当：時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当
- ③ 休業手当：仕事が無いために労働者を休業させた場合に支払った手当
(ただし、悪天候等の不可抗力による作業に対する手当は基準内手当となります)
- ④ 本来は経費に当たる手当：労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に該当する手当

・詳細については、P26「7 基準内手当・基準外手当の区分」をご覧ください。

Q 5 臨時の給与とは、どういうものですか？

A 5 ・臨時の給与（臨時の賃金等）となる賃金には、以下のものがあります。

- ① 賞与（ボーナス・一時金）：定期的（1年に1～複数回）又は臨時に支給される賃金で、企業の業績および労働者の勤務成績等に応じて支給され、支給額があらかじめ確定していないもの。
- ② 臨時に支払われる賃金：労災以外の傷病に対する手当、見舞金等、支給理由の発生が、臨時的かつ突発的なもの。結婚手当、退職手当、忌引手当、出産手当、インフレ手当等、その発生が不確定かつ非常にまれであるもの。
- ③ 上記に準じるもの：1か月を超える期間の出勤成績、継続勤務等によって支給される精勤手当、勤続手当等。

・記入方法については、P57～58「記入例3－1」をご覧ください。

Q 6 実物給与とは、どういうものですか？

A 6 ・実物給与とは、調査対象者のそれぞれについて、調査の対象となる「賃金計算期間」内に支給した実物給与（通勤用定期券・回数券・食事の支給・住宅の貸与等、通貨以外の物で賃金として支給した物）の賃金とみなされる額をいいます。

・（注意点）

- ① 残業時の食事の支給は、所定労働時間内の労働に対する賃金ではないので、対象外となります。
- ② 作業用具、作業被服の支給は、企業整備の一環であり賃金ではないので、対象外となります。
- ③ 通勤用定期券を1か月を超える期間（3か月、6か月等）毎に支給している場合は、1か月当たりの額となります。
- ④ 振替によって所定労働日扱いとなった休日の労働に対して支給した部分は、計算の対象となります。

・記入方法については、P53～54「記入例1－5」をご覧ください。

Q 7 調査票に記入する労働者が事業主の親族である場合はどのような扱いになりますか？

A 7 ・業務の実態として事業主の指揮命令に従っており、労働時間、賃金の設定基準等が親族以外の他の労働者と同様である場合は、労務費調査の対象となります。

Q 8 現場技術者や会社役員は労務費調査の対象となるのですか？

A 8 ・現場技術者や会社の役員は、調査の対象となりません。
・ただし、会社の役員については、役員としての所得と労働者としての賃金が分離でき、かつ労働者としての賃金の水準が会社で雇用している同職種の他の労働者と特に変わらない場合に限る、労働者としての賃金が調査対象となります。
・主任技術者等の現場技術者については、公共工事積算においては、現場管理費の中に含まれています。

Q 9 いわゆる「一人親方」は調査対象となりますか？

A 9 ・請負契約により工事の一部を受注している者は、企業・自営業者・一人親方に関わらず、調査対象です。一人親方の場合、P99～104 を参考に調査票を作成願います。

Q 10 施工体制台帳・体系図に掲載されていない一人親方は、調査対象ですか？

A 10 ・一定規模以上の下請契約がある場合、元請企業には、工事現場の実態に合った施工体制台帳を作成する責任があります（建設業法第 24 条の 7）。再下請契約を締結して工事を実施している企業や自営業者も同様に施工体制台帳等を作成する必要がありますので、施工体制台帳等に掲載のない一人親方が下請として現場で働いている場合は、施工体制台帳等を修正し、公共事業労務費調査へ参加するよう促すようお願いします。

Q 11 オペレーター付きクレーンリースの運転手は、調査の対象となりますか？

A 11 ・オペレーター付きクレーンリースの運転手の方については、原則として調査対象外となります。（クレーンはオペレーター付き賃料で積算すること、及びリース契約の場合、調査協力を明記した契約を交わしていないため。）

Q 12 外国人材に関する調査について、「高度専門職」や「技能」の在留資格は調査の対象となりますか？

A 12 ・「高度専門職」や「技能」はいずれも調査の対象外となります。
対象となる在留資格は「就労に制限のない在留資格（永住者、定住者、日本人・永住者の配偶者等）」、「特定活動」及び「特定技能」のみです。

Q13 造園関係作業を行うにあたって、その作業の大部分を軽機械の運転により行っていたが、職種分類はどうなるのでしょうか？

- A13 ・職種の分類は、原則として、従事した日数がより長い等の主に従事したと認められる作業に該当する職種へ分類することとしています。
- ・ただし、この原則の例外として、01 特殊作業員以外の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・技能労働者」の作業を行った方は、付随して 01 特殊作業員の作業に従事した場合でも 01 特殊作業員には分類せずに、他の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・技能労働者」の職種に分類することになります。
 - ・従って、造園関係作業に付随して 01 特殊作業員に該当する軽機械の運転を行った場合であっても、04 造園工に分類してください。
 - ・詳細は P24「6 職種の分類」をご覧ください。

Q14 調査月のほとんどを常圧の（圧気されていない）坑内での作業を行っていたが、圧気されたシールド内における作業も行っていた場合の職種分類はどうなるのでしょうか？

- A14 ・職種の分類は、原則として、従事した日数がより長い等の主に従事したと認められる作業に該当する職種へ分類することとしています。
- ・ただし、この原則の例外として、圧気されたシールド内（圧気されたトンネル工事を含む）において、16 潜かん工又は 17 潜かん世話役に関する作業を調査月に 1 日でも行った方は、16 潜かん工又は 17 潜かん世話役に分類してください。
 - ・詳細は P24「6 職種の分類」をご覧ください。

Q15 冷凍機等の大型重量機器の据付け等の作業とそれに付随する配管作業を行っていたが、主に配管作業を行っていた場合の職種の分類はどうなるのでしょうか？

- A15 ・職種の分類は、原則として、従事した日数がより長い等の主に従事したと認められる作業に該当する職種へ分類することとしています。
- ・ただし、この原則の例外として、49 設備機械工に関する冷凍機等の大型重量機器の据付け等の作業に従事した方は、付随する配管作業に主に従事した場合でも、49 設備機械工に分類してください。
 - ・詳細は P24「6 職種の分類」をご覧ください。

Q16 交通費は基準内手当に入るのでしょうか？

- A16 ・交通費の支給を通勤手当としている場合は基準内手当です。
- ・通勤定期券を直接渡す場合は、実物給与に該当します。
 - ・ただし、遠隔地の工事等で、労働者個人が立て替え払いした旅費の弁済にあたる手当は、工事費の積算では経費として現場管理費の中に計上されるため、基準外となります。

Q17 週給制の場合の記入はどうなりますか？

- A17 ・1 か月間（10 月）の所定労働日数に換算して扱ってください。

Q18 残業手当の記入は必要ですか？

- A18 ・様式－１－１の基準外手当の欄へ、時間外・休日・深夜勤務手当（超過勤務、残業手当等）、休業手当、その他に分類した上で記入が必要です。
- ・時間外の割増賃金の代替として支払った手当は基準外手当となります。
 - ・詳細はP26「７ 基準内手当・基準外手当の区分」及びP55「記入例2-1」をご覧ください。

Q19 様式－１の「労働日数」・「所定内」について、月給制のうち、欠勤による給与の差引がある労働者の場合はどのように記載すればよいのでしょうか？

- A19 ・労働日数・労働時間数も同様に欠勤分を控除する必要があります。
- ・会社が定めている所定労働日の日数から、１日の所定労働時間フルに休暇を取った有給休暇日及び欠勤日を除いた日数としてください。
 - ・悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も除いて計算してください。

Q20 様式１の「労働日数」・「所定内」について、現場作業以外の就労日数は含めるのでしょうか？

- A20 ・賃金が現場作業分とそれ以外に分けられる場合は、賃金・日数共に現場作業分のみとしてください。賃金が現場作業分とそれ以外に分けられない場合は、現場作業以外の就労日数を含めてご記入ください。

以上のほか、国土交通省の労務費調査 Web サイトにおいても、調査票の記入やオンラインシステムに関する FAQ を掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html

参考資料－３ 調査対象職種の定義・作業内容

P90～P91 「表３ 職種分類の考え方」もご参照ください。

表１ 調査対象職種の定義・作業内容

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞	
	定義と作業内容	
01 特殊作業員	＜一般技能労働者＞	
	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．軽機械（道路交通法第 84 条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）<u>を運転または操作</u>して行う次の作業（P88～89 表 2 「運転労務適用職種一覧参照」） イ．機械重量 3t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型） ・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 ロ．吊上げ重量 1t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5t 未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ．機械重量 3t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマー、タンバ等を運転または操作して行う土砂等の締め固め ニ．可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ．ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ．動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト．ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ．コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 ｂ．人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ ｃ．ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 ｄ．コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの ③ 除染工事において、上記の作業を行うもの 以下の職種との分類に注意してください。（P90 表 3 ③、④参照） 02 普通作業員、03 軽作業員、14 運転手（特殊）、15 運転手（一般）、20 トンネル作業員	
02 普通作業員	＜作業員＞	
	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの ａ．人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等 ｂ．人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等 ｃ．人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） ｄ．人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。） ｅ．人力による除草 ｆ．ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの ③ 除染工事において、上記の作業を行うもの 以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ③、④参照）。 01 特殊作業員、03 軽作業員、20 トンネル作業員、31 山林砂防工（P91 表 3⑨参照）	

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分> 定義と作業内容
03 軽作業員 <作業員>	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの 以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ③参照）。 01 特殊作業員、02 普通作業員、20 トンネル作業員
04 造園工 <一般技能労働者>	<u>造園工事について</u>相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置 ③ 除染工事において、上記の作業を行うもの 以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑤参照）。 07 石工、08 ブロック工、48 建築ブロック工 なお、下線部の工事を行っただけでは造園工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員
05 法面工 <一般技能労働者>	<u>法面工事について</u>相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ 以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑥参照）。 06 とび工、11 鉄骨工、22 橋りょう特殊工 なお、下線部の工事を行っただけでは法面工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>
	定義と作業内容
06	とび工 <一般技能労働者>
	① 高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く。） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く。） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。） ② 除染工事において、上記の作業を行うもの 以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑥参照）。 05 法面工、11 鉄骨工、22 橋りょう特殊工 なお、下線部の作業を行っただけではとび工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員
07	石工 <一般技能労働者>
	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ 以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑤参照）。 04 造園工、08 ブロック工、48 建築ブロック工 なお、下線部の作業を行っただけでは石工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員
08	ブロック工 <一般技能労働者>
	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48 建築ブロック工に該当するものを除く。） 以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑤参照）。 04 造園工、07 石工、48 建築ブロック工 なお、下線部の工事を行っただけではブロック工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員

職 種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞	
	定義と作業内容	
09	電工 ＜一般技能労働者＞	
	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第一種電気工事士 ② 第二種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特種電気工事資格者	
10	鉄筋工 ＜一般技能労働者＞	
	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの 下線部の作業を行っただけでは鉄筋工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
11	鉄骨工 ＜一般技能労働者＞	
	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの （工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。） 以下の職種との分類に注意してください（P90表3⑥参照）。 05 法面工、06 とび工、22 橋りょう特殊工 なお、下線部の作業を行っただけでは鉄骨工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
12	塗装工 ＜世話役・一般技能労働者＞	
	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行うもの （塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、舗装面の仕上げに従事するものおよび23 橋りょう塗装工に該当するものを除く。） 下線部の作業を行っただけでは塗装工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分> 定義と作業内容
13	溶接工 <一般技能労働者> 溶接作業について 相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。） 下線部の作業を行っただけでは溶接工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員
14	運転手（特殊） <一般技能労働者> ① 重機械 （主として道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの） の運転および操作について 相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次の作業について主体的業務を行うもの（P88～89 表 2「運転労務適用職種一覧参照」） a. 機械重量 3t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル ・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量 1t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン ・ホイールクレーン、吊上げ重量 5t 以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量 3t 以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW 級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く） ② 除染工事において、上記の作業を行うもの 以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ④参照）。 01 特殊作業員、15 運転手（一般）
15	運転手（一般） <一般技能労働者> ① 道路交通法第 84 条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、 主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について 主体的業務を行うもの （P88～89 表 2「運転労務適用職種一覧参照」） a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量 3t 未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量 1t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW 級ホイール））等の運転または操作 ② 除染工事において、上記の作業を行うもの 以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ④参照）。 01 特殊作業員、14 運転手（特殊）

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>	
	定義と作業内容	
16	潜かん工 <一般技能労働者>	
	加圧された密室内における作業について 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの	
	以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑦参照）。 19 トンネル特殊工、20 トンネル作業員	
17	潜かん世話役 <世話役>	
	加圧された密室内における作業について 相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの	
	以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑦参照）。 21 トンネル世話役 また、「一般技能労働者」との分類に注意してください（P25 (3)、1）参照）。	
18	さく岩工 <一般技能労働者>	
	岩掘削作業について 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの	
	なお、下線部の作業を行っただけではさく岩工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
19	トンネル特殊工 <一般技能労働者>	
	トンネル坑内における作業について 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの	
	a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業	
	以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑦参照）。 16 潜かん工、20 トンネル作業員	
20	トンネル作業員 <作業員>	
	トンネル坑内における作業について 普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの	
	a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務	
	以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ③、P91 表 3 ⑦参照）。 01 特殊作業員、02 普通作業員、03 軽作業員、16 潜かん工、19 トンネル特殊工	

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞	
	定義と作業内容	
21	トンネル世話役 ＜世話役＞	
	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの	
	以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑦参照）。 17 潜かん世話役 また、「一般技能労働者」との分類に注意してください（P25 (3)、1）参照）。	
22	橋りょう特殊工 ＜一般技能労働者＞	
	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの a. P C 橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等	
	以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑥参照）。 05 法面工、06 とび工、11 鉄骨工 なお、下線部の作業を行っただけでは橋りょう特殊工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
23	橋りょう塗装工 ＜世話役・一般技能労働者＞	
	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの	
	下線部の作業を行っただけでは橋りょう塗装工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
24	橋りょう世話役 ＜世話役＞	
	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）	
	「一般技能労働者」との分類に注意してください（P25 (3)、1）参照）。	
25	土木一般世話役 ＜世話役＞	
	① 土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの （17 潜かん世話役、21 トンネル世話役または 24 橋りょう世話役に該当するものを除く。） ② 除染工事において、上記の作業を行うもの	
	「一般技能労働者」との分類に注意してください（P25 (3)、1）参照）。	

職 種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>	
	定義と作業内容	
26	高級船員	<世話役>
	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く。）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。） 以下の水面は、海面に含める。（27 普通船員、28 潜水土、29 潜水連絡員および 30 潜水送気員についても同様） ①海岸法第 3 条により指定された海岸保全区域内の水面 ②漁港法第 5 条により指定された漁港の区域内の水面 ③港湾法第 4 条により認可を受けた港湾区域内の水面	
27	普通船員	<一般技能労働者>
	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む。）の船員で、 高級船員以外 のもの	
28	潜水土	<世話役・一般技能労働者>
	潜水土免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いつつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの 潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む。 「潜水土免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう。 以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑧参照）。 29 潜水連絡員、30 潜水送気員	
29	潜水連絡員	<世話役・一般技能労働者>
	潜水土との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水土と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水土に連絡する業務 以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑧参照）。 28 潜水土、30 潜水送気員	
30	潜水送気員	<世話役・一般技能労働者>
	潜水土への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの 以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑧参照）。 28 潜水土、29 潜水連絡員	

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分> 定義と作業内容
31	山林砂防工 <一般技能労働者>
	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防工事（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務 なお、下線部の工事を行っただけでは山林砂防工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑨参照）。 02 普通作業員
32	軌道工 <一般技能労働者>
	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業 なお、下線部の工事を行っただけでは軌道工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員
33	型わく工 <一般技能労働者>
	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く。） b. 木坑、木橋等の仕拵え等 以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑩参照）。 34 大工 なお、下線部の工事を行っただけでは型わく工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員
34	大工 <世話役・一般技能労働者>
	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの 以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑩参照）。 33 型わく工 なお、下線部の工事を行っただけでは大工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員

職種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>	
	定義と作業内容	
35	左官 <世話役・一般技能労働者>	
	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの	
	なお、下線部の工事を行っただけでは左官になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
36	配管工 <世話役・一般技能労働者>	
	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの	
	a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護	
	以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑩参照）。 49 設備機械工 なお、下線部の工事を行っただけでは配管工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
37	はつり工 <世話役・一般技能労働者>	
	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの（建築物を対象とするものに限る。）	
	a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） b. 建築物の床または壁の穴あけ	
	なお、下線部の作業を行っただけでははつり工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
38	防水工 <世話役・一般技能労働者>	
	① 防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの	
	② 除染工事において、上記の作業を行うもの	
	なお、下線部の工事を行っただけでは防水工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
39	板金工 <世話役・一般技能労働者>	
	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46 ダクト工 に該当するものを除く。）	
	なお、下線部の作業を行っただけでは板金工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	

職 種	<世話役・一般技能労働者・作業員の区分>	
	定義と作業内容	
40	タイル工 <世話役・一般技能労働者>	
	タイル工事について 相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの	
	なお、下線部の工事を行っただけではタイル工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
41	サッシ工 <世話役・一般技能労働者>	
	サッシ工事について 相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの	
	なお、下線部の工事を行っただけではサッシ工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
42	屋根ふき工 <世話役・一般技能労働者>	
	屋根ふき作業について 相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39 板金工に該当するものを除く。）	
	なお、下線部の作業を行っただけでは屋根ふき工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
43	内装工 <世話役・一般技能労働者>	
	内装工事について 相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの	
	なお、下線部の工事を行っただけでは内装工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
44	ガラス工 <世話役・一般技能労働者>	
	ガラス工事について 相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの	
	なお、下線部の工事を行っただけではガラス工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
45	建具工 <世話役・一般技能労働者>	
	建具工事について 相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの	
	なお、下線部の工事を行っただけでは建具工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞	
	定義と作業内容	
46	ダクト工 ＜世話役・一般技能労働者＞	
	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39 板金工に該当するものを除く。）	
	なお、下線部の工事を行っただけではダクト工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
47	保温工 ＜世話役・一般技能労働者＞	
	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの	
	なお、下線部の工事を行っただけでは保温工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
48	建築ブロック工 ＜世話役・一般技能労働者＞	
	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08 ブロック工に該当するものを除く。）	
	以下の職種との分類に注意してください（P90 表 3 ⑤参照）。 04 造園工、07 石工、08 ブロック工 なお、下線部の工事を行っただけでは建築ブロック工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
49	設備機械工 ＜世話役・一般技能労働者＞	
	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの	
	以下の職種との分類に注意してください（P91 表 3 ⑩参照）。 36 配管工 なお、下線部の工事を行っただけでは設備機械工になるとは限りません。相当程度の技能を有していない場合は、以下の職種との分類に注意してください。 02 普通作業員、03 軽作業員	
50	交通誘導警備員 A ＜世話役・一般技能労働者・作業員＞	
	① 警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員 なお、下線部のとおり交通誘導員 A に分類されるためには、資格を有しているだけでなく、配置義務のある現場に従事している必要がありますので、分類に注意してください。（配置義務のある現場以外に従事している有資格者は交通誘導警備員 B となります。） ② 除染工事において、上記の作業を行うもの	
51	交通誘導警備員 B ＜世話役・一般技能労働者・作業員＞	
	① 警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの ② 除染工事において、上記の作業を行うもの	

表2「運転労務適用職種一覧」

(国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編) を参考に作成)

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
ブ ル ド ー ザ	1t	－			○	
	3t以上	－	○			
	リッパ装置付	－	○			
レ ー キ ド ー ザ タ イ ヤ ド ー ザ	3t級未満	－			○	
	3t級以上	－	○			
ト ラ ク タ	クローラ	3t級未満	－		○	
		3t級以上	－	○		
	ホイール	3t未満		○		
		3t以上	○			
スクレーブドーザ スクレーパー モータスクレーパー	各 種	－	○			
バックホウ, クラムシェル ド ラ グ ラ イ ン	機 械 式		3t以上	○		
	クローラ	山積0.08m ³ 級以下 (平積0.06m ³)	－		○	
		山積0.11m ³ 級以上 (平積0.08m ³)	－	○		
	ホイール	山積0.28m ³ 級以上 (平積0.2m ³)	－	○		
ク ロ ー ラ ロ ー ダ	山積0.25m ³ 級以下		－		○	
	山積0.4 m ³ 級以上		－	○		
ホ イ ール ロ ー ダ	山積0.4 m ³ 級以下		－		○	
	山積0.5 m ³ 級以上		－	○		

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
ク ロ ー ラ ク レ ーン	1t吊未満	－			○	
	1t吊以上	－	○			
トラッククレーン ラフテレーンクレーン	1t吊未満	－		○		
	1t吊以上	－	○			
モ ー タ グ レ ー ダ	各 種	－	○			
サ ン ド パ イ ル 打 機	パイプロ式	－	○			
ク ロ ー ラ 杭 打 機	ブーム式	－	○			
	直結式	－	○			
路 面 清 掃 車	ブラシ式フロントリフトダンプ		－	○		
	上記以外		－	○		
トラック式アースオーガ	各 種	－	○			
大 型 プ レ ー カ	〃	－	○			バックホウ架装
散 水 車	〃	－		○		
側 溝 清 掃 車	〃	－		○		
排 水 管 清 掃 車	〃	－		○		
ガードレール清掃車	ブラシ式	－		○		
トンネル清掃車	〃	－		○		
ト ラ ッ ク	普 通 クレーン装置付1t吊未満		－	○		
	クレーン装置付1t吊以上		－	○		

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
ダンプトラック	オンロード オフロード（建設専用）	－		○		
不 整 地 運 搬 車	積載質量 1t未満	－			○	
	積載質量 1t以上	－	○			
水陸両用運搬車（泥上車）	各 種	－	○			
作 業 車	各 種 （クレーン装置付 1t吊以上を除く）	－		○		クレーン装置付 1t吊以上の機種であって、クレーンを使用しない場合は、運転手（一般）のみ計上
	各 種 （クレーン装置付 1t吊以上）	－	○			
高 所 作 業 車	作業床高10m未満	－		○		
	作業床高10m以上	－	○			
コンクリートポンプ車	配 管 式	－	○			
	ブ ーム 式	－	○			
ラ イ ン マ ー カ	自 走 式	－		○		
	車 載 式	－		○		
ロ ー ド ロ ー ラ	マカダム	－	○			
	タンデム	－	○			
タ イ ヤ ロ ー ラ	各 種	－	○			
振 動 ロ ー ラ	自走式2.5～2.8 t 以下	－			○	
	〃 3.0～5.0 t 以上	－	○			

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
コンクリートフィニッシャ	3.0～4.5m以上	－	○			
コンクリートスプレッタ	ブレード式・ボックス式	－	○			
コンクリートレベラー	3.0～7.5m	－	○			
アスファルトフィニッシャ	各 種	－	○			
アスファルトブランチ	〃	－	○			
アスファルトディストリビュータ	〃	－		○		
アスファルトスプレッタ	自走式・各種	－		○		
ス タ ビ ラ イ ザ	路上混合自走式各種	－	○			
ト レ ン チ ャ	自 走 式	3t未満			○	
	〃	3t以上	○			
アジテータトラック (トラックミキサ)	各 種	－		○		
ヒ ー タ ブ レ ー ナ		－	○			
路 面 切 削 機	クローラ式・ホイール式	－	○			
マ イ ク ロ バ ス		－		○		
ラ イ ト バ ン		－		○		
ウ イ ン チ	5 t吊未満	－			○	
	5 t吊以上	－	○			
草 刈 車	大型自走式（履帯式）	－			○	
草 刈 機	肩掛式・ハンドガイド式	－			○	

表3 職種分類の考え方

① 「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」	
「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」として相当程度の技能等を有する労働者は、「作業員（02普通作業員、03軽作業員、20トンネル作業員）」には分類しないでください。	
② 01特殊作業員と他の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」	
01特殊作業員以外の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」に該当する職種の作業に従事した方は、付随して01特殊作業員の作業を行った場合でも01特殊作業員には分類せずに、他の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・一般技能労働者」の職種に分類してください。	
③ 01特殊作業員及び「作業員」	
01 特殊作業員	軽機械の運転・操作や重労働を伴う作業を主体的に行う技能労働者は、01特殊作業員に分類してください。
02 普通作業員	主として人力による作業で、重労働を伴わない作業に従事する方は、02普通作業員に分類してください。
03 軽作業員	工事現場の清掃、後片付け等、主として人力による軽易かつ軽度の補助作業に従事する方は、03軽作業員に分類してください。
20 トンネル作業員	常圧の（圧気されていない）坑内において、一般の工事現場における02普通作業員に相当する方は、20トンネル作業員に分類してください。
④ オペレータ関係職種（P88～89 表2「運転労務適用職種一覧」参照）	
01 特殊作業員	運転免許等を要しない軽機械の運転・操作に従事する方は、01特殊作業員に分類してください。
14 運転手（特殊）	大型特殊免許等を要する重機械の運転・操作に従事する方は、14運転手（特殊）に分類してください。
15 運転手（一般）	主として路上を通行する車両等の運転に従事する方は、15運転手（一般）に分類してください。
オペレーター付きクレーンリースの運転手	オペレーター付きクレーンリースの運転手は、調査対象外となります。
⑤ 造園関係職種	
04 造園工	造園関係作業に従事し、下記の07石工、08ブロック工、48建築ブロック工に該当しない方は、04造園工に分類してください。
07 石工	造園関係作業に従事した場合でも、主として自然石の加工、積み、張り等の作業に従事した方は、07石工に分類してください。
08 ブロック工	造園関係作業に従事した場合でも、主として2次製品ブロックの積上げ、布設等の作業に従事した方は、08ブロック工に分類してください。
48 建築ブロック工	造園関係作業に従事した場合でも、主として空洞コンクリートブロック等の積上げ等の作業に従事した方は、48建築ブロック工に分類してください。
⑥ 高所・中空作業関係職種	
05 法面工	高所、急勾配法面において金網・鉄筋張り作業等に従事する方は、05法面工に分類してください。
06 とび工	高所・中空において、05法面工、11鉄骨工及び22橋りょう特殊工の作業内容以外の一般的な作業に従事する方は、06とび工に分類してください。
11 鉄骨工	鉄骨構造物（鋼橋を除く）の建設現場において、鉄骨の組立等に従事する方は、11鉄骨工に分類してください。
22 橋りょう特殊工	コンクリート橋または鋼橋の建設現場において、桁架設に係る作業に従事する方は、22橋りょう特殊工に分類してください。

⑦ 坑内作業関係職種	
16 潜かん工 17 潜かん世話役	圧気されたシールド内（圧気されたトンネル工事を含む）において、16潜かん工又は17潜かん世話役に関する作業を調査月に1日でも行った方は、16潜かん工又は17潜かん世話役に分類してください。
19 トンネル特殊工	圧気されたシールド内における作業を行っていない方で、常圧の（圧気されていない）坑内において一般の工事現場における18さく岩工または01特殊作業員に相当する作業に従事する方は、19トンネル特殊工に分類してください。
20 トンネル作業員	圧気されたシールド内における作業を行っていない方で、常圧の坑内において一般の工事現場における02普通作業員に相当する方は、20トンネル作業員に分類してください。
21 トンネル世話役	圧気されたシールド内における作業を行っていない方で、常圧の坑内において一般の工事現場における25土木一般世話役に相当する方は、21トンネル世話役に分類してください。

⑧ 潜水関係職種	
28 潜水土	ヘルメットまたはマスクを装着し、かつホースにより船上等から送気を受ける送気式により潜水し海中で作業を行う方は、28潜水土に分類してください。 自給気式（アクアラング式）と送気式を併用して海中で作業を行っていた方も、28潜水土に分類してください。 なお、ホースによる送気を受けず、自給気式（アクアラング式）のみにより水中作業を行っていた方は、調査の対象外としてください。
29 潜水連絡員 30 潜水送気員	28潜水土に該当する労働者が交互に29潜水連絡員または30潜水送気員の業務を行っていた場合は、全員を28潜水土に分類してください。

⑨ 山地治山工事における職種	
31 山林砂防工	山地治山工事に従事した方のうち、下記の02普通作業員に該当しない方は、31山林砂防工に分類してください。
02 普通作業員	山地治山工事に従事した方のうち、主として次の条件のいずれかを満たす工事または作業に従事した方に限り、02普通作業員に分類してください。 ア) 苗木運搬、植栽、下刈、雪起し、伐採、本数調整伐、枝落し、施肥等の保育作業 イ) 車道または歩道の開設・改良工事 ウ) 以下の条件のいずれにも該当しない工事 a. 斜面勾配が概ね30%以上の箇所 b. 運搬距離が概ね100m以上のケーブルクレーンを仮設した箇所 c. コンクリートを現場練りとした箇所 d. 山泊を必要とした箇所

⑩ 大工関係職種	
33 型わく工	合板製のコンクリート型枠の製作等を行う型枠大工は、33型わく工に分類してください。
34 大工	木造家屋の築造、屋内における造作等に従事する造作大工は、34大工に分類してください。（宮大工等の特殊な大工は、調査対象外としてください）

⑪ 機械設備関係職種	
49 設備機械工	冷凍機等の大型重量機器の据付け等の作業に従事した方は、付随して配管作業に従事した場合でも、49設備機械工に分類してください。
36 配管工	もっぱら配管作業に従事した方は、36配管工に分類してください。

⑫ 見習、手元等	
全職種	見習、手元等の方については原則として調査対象外となります。ただし、各職種の作業について補助的業務を主に実施した場合には、作業内容に応じて 02 普通作業員、03 軽作業員又は 20 トンネル作業員に分類してください。 ※見習、手元等の方については、「相当程度の技能」を有することが定義されている職種には含めないようご注意ください。

参考資料－４ 職種別資格及び検定表

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
01 特殊作業員	1	登録機械土工基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本機械土工協会
	2	登録コンクリート圧送基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		全国コンクリート圧送事業団体連合会
	3	登録切断穿孔基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		ダイヤモンド工事業協同組合
	4	登録ＡＬＣ基幹技能者		ＡＬＣ協会
	5	上記以外の従事した作業に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
04造園工	1	造園技能士１級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	造園技能士２級		
	3	造園技能士３級		
	4	登録造園基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本造園建設業協会、日本造園組合連合会
	5	上記以外の造園工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
05法面工	1	法面工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
06とび工	1	型枠支保工の組立等作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	足場の組立等作業主任者		
	3	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者		
	4	とび技能士１級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	5	とび技能士２級		
	6	とび技能士３級		
	7	登録鳶・土工基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会
	8	上記以外のとび工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
07石工	1	石材施工技能士１級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	石材施工技能士２級		
	3	上記以外の石工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
08ブロック工	1	コンクリート積みブロック施工技能士	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	上記以外のブロック工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	－	－
09電工	1	第一種電気工事士	電気工事士法	都道府県知事
	2	第二種電気工事士		経済産業大臣
	3	認定電気工事従事者		
	4	特種電気工事資格者		日本電設工業協会
	5	登録電気工事基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	
	6	上記以外の電工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士、主任技術者	－	－

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
10鉄筋工	1	鉄筋施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	鉄筋施工技能士 2 級		
	3	登録鉄筋基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	全国鉄筋工事業協会
	4	上記以外の鉄筋工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
11鉄骨工	1	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	上記以外の鉄骨工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
12塗装工	1	有機溶剤作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	危険物取扱者（甲種）	消防法	都道府県知事
	3	危険物取扱者（乙種）		
	4	危険物取扱者（丙種）		
	5	塗装技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	6	塗装技能士 2 級		
	7	塗装技能士 3 級		
	8	登録建設塗装基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本塗装工業会
	9	上記以外の塗装工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
13溶接工	1	ガス溶接作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	ガス溶接技能講習修了者		
	3	溶接技能者	日本工業規格 (JIS) 及び日本溶接協会規格 (WES)	日本溶接協会
	4	登録圧接基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	全国圧接業協同組合連合会
	5	上記以外の溶接工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士、管理技術者	—	—
14運転手 （特殊） 15運転手 （一般）	1	大型特殊免許	道路交通法	都道府県公安委員会
	2	大型免許、中型免許、普通免許		
	3	労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格の保有者もしくは技能講習の修了者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	4	登録機械土工基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本機械土工協会
	5	登録コンクリート圧送基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		全国コンクリート圧送事業団体連合会
	6	上記以外の運転手 2 職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
16潜かん工 17 潜 かん 世 話役	1	酸素欠乏危険作業主任者（旧第 1 種酸素欠乏危険作業主任者）	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第 2 種酸素欠乏危険作業主任者）		
	3	高圧室内作業主任者		
	4	上記以外の潜かん 2 職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
18 さく岩工	1	火薬類取扱保安責任者甲種	火薬類取締法	都道府県知事
	2	火薬類取扱保安責任者乙種		
	3	発破技士	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	4	上記以外のさく岩工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
19 トンネル 特殊工 20 トンネル 作業員 21 トンネル 世話役	1	火薬類取扱保安責任者甲種	火薬類取締法	都道府県知事
	2	火薬類取扱保安責任者乙種		
	3	発破技士	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	4	ずい道等の掘削等作業主任者		
	5	ずい道等の覆工作業主任者		
	6	酸素欠乏危険作業主任者（旧第1種酸素欠乏危険作業主任者）		
	7	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）	建設業法	日本トンネル専門 工事業協会
	8	登録トンネル基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		
	9	上記以外のトンネル3職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
22 橋りょう 特殊工 24 橋りょう 世話役	1	鋼橋架設等作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	コンクリート橋架設等作業主任者		
	3	登録橋梁基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本橋梁建設協会 プレストレスト・ コンクリート工事 業協会
	4	登録 PC 基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		
	5	上記以外の橋りょう2職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
23 橋りょう 塗装工	1	有機溶剤作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	危険物取扱者（甲種）	消防法	都道府県知事
	3	危険物取扱者（乙種）		
	4	危険物取扱者（丙種）		
	5	塗装技能士1級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は 都道府県知事
	6	塗装技能士2級		
	7	塗装技能士3級		
	8	上記以外の橋りょう塗装工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
25 土木一般 世話役	1	業務に関連する技能士1級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は 都道府県知事
	2	業務に関連する技能士2級		
	3	業務に関連する技能士3級		
	4	業務に関連する登録基幹技能者（旧制度基幹技能者含む）	建設業法	各団体
	5	上記以外の職種に関連する民間資格、施工管理技士	—	—
26 高級船員 27 普通船員	1	海技士免許	船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通大臣
	2	小型船舶操縦士免許		
	3	玉掛技能講習修了者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	4	登録海上起重基幹技能者（旧制度基幹技能者含む）	建設業法	日本海上起重技術協会
	5	上記以外の船員2職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
28潜水土	1	潜水土	労働安全衛生法	都道府県労働局長
29潜水連絡員	2	上記以外の潜水3職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
30潜水送気員				
31山林砂防工	1	山林砂防工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
32軌道工	1	軌道工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
33型わく工	1	型枠支保工の組立等作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	型枠施工技能士1級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	3	型枠施工技能士2級		
	4	登録型枠基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本型枠工事業協会
	5	上記以外の型わく工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
34大工	1	木造建築物の組立て等作業主任者	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	建築大工技能士1級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	3	建築大工技能士2級		
	4	建築大工技能士3級		
	5	上記以外の大工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
35左官	1	左官技能士1級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	左官技能士2級		
	3	左官技能士3級		
	4	登録外壁仕上基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本外壁仕上業協同組合連合会
	5	登録左官基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		日本左官業組合連合会
	6	上記以外の左官に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
36配管工	1	配管技能士1級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	配管技能士2級		
	3	配管技能士3級		
	4	冷凍空調和機器施工技能士1級		
	5	冷凍空調和機器施工技能士2級		
	6	登録配管基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本空調衛生工事業協会、日本配管工事業団連合会、全国管工事業協同組合連合会
	7	上記以外の配管工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
37はつり工	1	はつり工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
38防水工	1	防水施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	防水施工技能士 2 級		
	3	登録防水基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	全国防水工事業協会
	4	上記以外の防水工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
39板金工	1	建築板金技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	建築板金技能士 2 級		
	3	建築板金技能士 3 級		
	4	登録建築板金基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本建築板金協会
	5	上記以外の板金工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
40タイル工	1	タイル張り技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	タイル張り技能士 2 級		
	3	上記以外のタイル工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
41サッシ工	1	サッシ施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	サッシ施工技能士 2 級		
	3	サッシ施工技能士 3 級		
	4	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本サッシ協会、カーテンウォール・防火開口部協会
	5	上記以外のサッシ工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
42 屋根ふき工	1	かわらぶき技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	かわらぶき技能士 2 級		
	3	スレート施工技能士 1 級		
	4	スレート施工技能士 2 級		
	5	上記以外の屋根ふき工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
43内装工	1	内装仕上げ施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	内装仕上げ施工技能士 2 級		
	3	内装仕上げ施工技能士 3 級		
	4	表装技能士 1 級		
	5	表装技能士 2 級		
	6	表装技能士 3 級		
	7	登録内装仕上工事基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	全国建設室内工事業協会、日本建設インテリア事業協同組合連合会、日本室内装飾事業協同組合連合会
	8	上記以外の内装工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
44ガラス工	1	ガラス施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	ガラス施工技能士 2 級		
	3	上記以外のガラス工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—

職 種	番号	資格名称	根拠法令	認定者
45建具工	1	建具製作技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	建具製作技能士 2 級		
	3	上記以外の建具工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
46ダクト工	1	建築板金技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	建築板金技能士 2 級		
	3	登録ダクト基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本空調衛生工事業協会、全国ダクト工業団体連合会
	4	上記以外のダクト工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
47保温工	1	熱絶縁施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	熱絶縁施工技能士 2 級		
	3	建築板金技能士 1 級		
	4	建築板金技能士 2 級	建設業法	日本保温保冷工事業協会
	5	登録保温保冷基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）		
	6	上記以外の保温工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
48 建築ブロック工	1	ブロック建築技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	2	ブロック建築技能士 2 級		
	3	れんが積み技能士		
	4	登録エクステリア基幹技能者（旧制度基幹技能者を含む）	建設業法	日本建築ブロック・エクステリア工事業協会
	5	上記以外の建築ブロック工に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—
49 設備機械工	1	ボイラー技士特級	労働安全衛生法	都道府県労働局長
	2	ボイラー技士 1 級		
	3	ボイラー技士 2 級		
	4	特別ボイラー溶接士		
	5	普通ボイラー溶接士		
	6	冷凍空調和機器施工技能士 1 級	職業能力開発促進法	厚生労働大臣又は都道府県知事
	7	冷凍空調和機器施工技能士 2 級		
	8	登録冷凍空調基幹技能者（旧制度基幹技能者含む）	建設業法	日本冷凍空調設備工業連合会
	9	上記以外の設備機械工に関連する技能士（冷凍空調和機器施工技能士 3 級を含む）、民間資格、施工管理技士	—	—
50 交通誘導警備員 A 51 交通誘導警備員 B	1	交通誘導警備業務に係る一級検定	警備業法	都道府県公安委員会
	2	交通誘導警備業務に係る二級検定		
	3	上記以外の交通誘導警備員 2 職種に関連する技能士、民間資格、施工管理技士	—	—

公共事業労務費調査における個人情報の取り扱いについて

■ 個人情報とは

公共事業労務費調査を通じて公共事業労務費調査連絡協議会、各地方連絡協議会が提供を受けた、氏名、事業所名、住所、電話番号、等の特定の個人を識別できる情報をいい、他の情報と照合することで識別することができる情報を含みます。

■ 個人情報の収集の目的

公共事業労務費調査を通じて個人情報を収集する目的は「公共工事設計労務単価」の設定、技能労働者の処遇改善、及びその理解の促進のためであり、その目的以外に使用することはありません。

■ 個人情報の適切な管理

公共事業労務費調査を通じて収集した個人情報は、紛失や盗難、誤った利用などを防ぐために、適切に管理します。必要の無くなった調査票、確認資料、対象企業名簿については、確実に、かつ、速やかに廃棄します。

- ・ オンライン調査、書面調査、会場調査ならびに調査結果の集計業務を委託する外部機関に対して、公共事業労務費調査における個人情報の安全管理を適切に行うよう求めます。
- ・ 会場調査の場合、確認資料及び調査票のイニシャル欄は、調査会場にて記入内容の確認後、返却いたします。

■ 個人情報の利用・提供の制限

皆様から提供いただいた個人情報は、調査目的の範囲内で利用いたします。個人情報は、法令等の規定に基づく場合や本人の同意がある場合など一定の例外にあたる場合を除き、調査目的以外の目的に利用したり、第三者に提供したりすることはありません。

参考資料－６ 一人親方について

一人親方とは、一般に、「業務委託・請負といった名称の契約に基づき、人を雇わずに事業を行うことを常態とする自営業者」を指します。

いわゆる「一人親方」で、建設会社との雇用契約によらず請負契約（経費込み）等により、賃金を経費込みで受け取っている労働者の場合、調査票の記載にあたり、賃金と経費を分ける必要があります（積算体系上、経費は労務費とは別計上するため）。

一人親方は、一人親方と契約した事業者の調査票に記載するのではなく、一人親方個々に調査票を作成してください。

1. 調査票・確認資料

提出する調査票については P20 を、確認資料については P20～23、以下の①確認書類を参照してください。

また、賃金と経費の分離を確認するために、以下の確認書類が必要となりますので、忘れずに提出してください。

その他、調査票の記入方法については P99～104 に、調査票の早見表については P103～104 に掲載しておりますので、そちらを参照してください。

なお、下記の書類により確認出来ない場合は調査対象外とすることがあります。

① 確認書類（いずれもコピー）

1) 当該工事にかかる請負契約の書面【必須】

※ 建設業法により、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して工事内容等の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない、とされています。

2) 施工体系図

3) 確定申告時の書類【必須】

- ・ 「令和 6 年分の所得税の確定申告書 B 第一表(控)」
- ・ 「令和 6 年分の所得税の確定申告書 B 第二表(控)」
- ・ 「令和 6 年分所得税青色申告決算書」（※青色申告者の場合）
- ・ 「令和 6 年分収支内訳書」（※白色申告者の場合）

4) 上記 3) の根拠となる書類

- ・ 申告用に整備している備付帳簿（月別総括集計表、現金出納帳、経費帳など令和 6 年 1 月 1 日～令和 7 年 10 月分まで。）【必須】

5) 令和 7 年調査月分（9 月又は 10 月）の作業日数、及び時間がわかる書類（出面表、カレンダーなど）【必須】

6) 労働時間が 1 日 8 時間、週 40 時間を超える場合、または深夜作業の場合に請負代金の割増等の取り決めがわかる資料

※確認書類 3), 4), 5) のイメージ

	令和 6 年	令和 7 年	
3) 確定申告時の書類	→		
4) 備付帳簿	→	→	令和 7 年調査月分から賃金を確認
5) 出面表、カレンダー		→	令和 7 年調査月分から日数と時間を確認

② 一人親方の調査票への記入方法

「一人親方」は、下請企業と同様に、個別に調査票を作成してください。

作成にあたってはP103～P104の早見表（様式－1：一人親方の記入例）も参照してください。

なお、早見表には下表の該当箇所と同じ数字を付けておりますので、参考としてください。

様式－2、様式－3、様式－1－1の記入例は、P65～70の早見表を参照してください。

No.	調査票項目	記入数字等	備考
1	調査対象月	10 または 9	10 月中に調査対象工事に従事した場合は「10」と記入してください。 10 月には従事していないが、9 月には従事していた場合、かつ職種が38 職種（P.15 表-3-2 職種一覧参照）の場合は「9」と記入してください。
2	賃金計算期間	該当する日付	調査対象月の賃金計算期間を入力してください。 （P.17 表-4-1 調査対象となる賃金計算期間の範囲参照）
3	上記期間の賃金支払日	該当する日付	賃金計算期間中の賃金支払日を記入してください。
4	元請・下請の別	該当する数字	一人親方と請負契約を結んだ企業の下請として、次数を記入してください。
5	工事名	名称	調査対象工事の名称を記入してください。
6	工事請負者名（元請）	名称	調査対象工事の元請会社の名称を記入してください。
7	賃金支払事業主	名称、住所、 電話番号	一人親方の氏名、住所、電話番号を記入してください。
8	調査票作成者氏名	氏名	調査票を記入した人の氏名を記入してください。
9	賃金支払事業主建設業 許可番号	許可番号	建設業許可を有している場合、許可番号を記入してください。
10	見積書の法定福利費	0～2	見積書が無い場合は「0」、見積書に法定福利費の明示が無い場合は「1」、見積書に法定福利費の明示がある場合は「2」を記入してください。
11	請負代金内訳書の法定 福利費	0～2	請負代金内訳書が無い場合は「0」、請負代金内訳書に法定福利費の明示が無い場合は「1」、請負代金内訳書に法定福利費の明示がある場合は「2」を記入してください。
12	雇用保険	0	「0」と記入してください。
13	健康保険	0	「0」と記入してください。
14	厚生年金	0	「0」と記入してください。
15	年間所定労働日数	－	横線を引いてください。
16	事業所規模	1	一人親方と請負契約を結んだ企業の事業所規模に関わらず、「1」としてください。
17	法人・個人	1 または 2	一人親方が「法人」である場合は「1」、そうでない場合は「2」と記入してください。
18	前回対象	1 または 2	令和 6 年 10 月調査の対象であった場合は「2」、対象でなかった場合は「0」と記入してください。
19	イニシャル	名称	一人親方のイニシャルを記入してください。
20	就労形態	8（その他）	一人親方は「8」と記入してください。
21	給与形態	5 または 6	一人親方は「5」または「6」としてください。 所定内労働時間を定めている場合は「5」、定めていない場合は「6」と記入してください。
22	在留資格	0～2	在留資格が「特定活動」の場合は「1」、「特定技能」の場合は「2」、日本人、永住者、定住者、日本人・永住者の配偶者等は「0」を記入してください。
23	職種番号	該当する数字	該当する職種番号を記入してください。（P.15 表-3-2 職種一覧参照）
24	性別	1～3	性別について、男性の場合は「1」、女性の場合は「2」、無回答の場合には「3」を記入してください。
25	年齢	該当する数字	10 月 1 日現在の満年齢を記入してください。

No.	調査票項目	記入数字等	備考
26	経験年数	該当する数字	記入した職種での経験年数を記入してください。他の会社での経験年数も含まれます。 端数（月数）は切り捨ててください。（21 年 6 ヶ月の場合、「21」と記入）
27	労働日数 所定内	該当する数字	出面表、カレンダー等から令和 7 年調査月分を記入してください。 ※労働日数や時間に取り決めが無い場合でも、「所定内」欄に実際に労働した日数を記入してください。
	有給休暇	該当する数字	
28	労働時間数 所定内	該当する数字	
	時間外 休日	該当する数字	
29	有給休暇時間数	該当する数字	
30	基本日額	—	横線を引いてください。
31	基本給	該当する数字	月別総括集計表の令和 7 年調査月分の所得相当額を記入してください。 基本給と時間外・休日・夜間手当等が分けられない場合、給与総額を記入してください。 ※請負金額に基本給や手当等の取り決めが無い場合でも、所得相当額を「基本給」の欄に記入してください。 所得相当額＝調査月分の収入合計－調査月分の仕入金額合計 －調査月分の必要経費合計－(年間計上の経費合計)/12 ※年間計上の経費例：固定資産の減価償却費等 (令和 6 年度のもので代用)
32	出来高給	0	「0」と記入してください。
33	A 割増の対象としている基準内手当	該当する数字	様式-2 から転記してください。「内 基準内手当の計 (a)」割増の対象としている基準内手当がない場合は「0」と記入してください。
34	B 割増の対象としていない基準内手当	該当する数字	様式-2 から転記してください。「内 基準内手当の計 (b)」割増の対象としている基準内手当がない場合は「0」と記入してください。
35	インフレ手当（月額）	該当する数字	様式-2 のインフレ手当（月額）の合計の値を記入してください。インフレ手当（月額）がない場合は 0 を記入してください。
36	臨時の給与（賞与等）の年計	該当する数字	臨時の給与（賞与等）の年計額を記入してください。臨時の給与がない場合は、「0」と記入してください。
37	臨時の給与（インフレ手当）の年計	該当する数字	様式-3 の「臨時の給与」内のインフレ手当の合計の値を記入してください。様式-3 にインフレ手当がない場合は 0 を記入してください。
38	年間労働日数 所定内	該当する数字	臨時の給与（賞与等）がある場合は、様式 3 から年間労働日数を転記してください。 臨時の給与がない場合は、横線を引いてください。
39	年間労働日数 有給休暇	99.9	一人親方は有給休暇の取得義務がないので「99.9」と記入してください。
40	年間労働日数 育児休業取得日数	0	一人親方は、「0」と記入してください。
41	実物給与	該当する数字	通勤用定期券、回数券、食事の支給、住宅の貸与等、通貨以外のもので賃金として支給したものの 1 ヶ月あたりの額を記入してください。 実物給与がない場合は、「0」と記入してください。
42	雇用保険 種別	0	一人親方は、「0」と記入してください。
	金額	0	

No.	調査票項目	記入数字等	備考
43	健康保険 (介護保険料含む) 種別	該当する数字	健康保険の種別に応じて、1～8のうち当てはまる数字を記入してください。(P.54 表①「種別」参照) 加入していない場合は、「0」と記入してください。
	金額	該当する数字	加入している場合、調査月の本人負担額を記入してください。 40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号保険者)は、介護保険料も含めた金額を記入してください。
44	年金保険 種別	該当する数字	年金保険の種別に応じて、1～3のうち当てはまる数字を記入してください。(P.54 表①「種別」参照) 加入していない場合は、「0」と記入してください。
	金額	該当する数字	加入している場合、調査月の本人負担額を記入してください。 年金基金にも加入している場合は、年金基金の掛金を含めた額を記入してください。
45	所定労働時間(○時間 ○分)	該当する数字	所定労働時間(始業時刻から終業時刻までから休憩時間を除いた時間)を記入してください。
	就労形態(4週○休体制)	—	一人親方は、記入不要です。
	変形労働時間制(1年間・○ヵ月)	—	一人親方は、記入不要です。
	有給休暇制度(有・無)	「無」	一人親方は、「無」と記入してください。

一人親方の早見表
(今年度版作業中のためR6版を使用した仮イメージです。備考欄について本文同様、吹き出し4 5を追加予定です。)

**必ず提出
印刷はA3サイズ**

＜様式－１＞

※ 発注機関名称

※ 工事番号

懷式一 | 公共爭未力務實調宜·具並調宜示

手引きP.45参照

【令和6年10月調査】

一人親方の記入方法
手引き P.99～102参照

調査対象月	10	1	月
賃金計算 期 間	2	9 月 21 日 から 10 月 20 日まで	
上記期間の 賃金支払日	10	月 23 日	3

↑ 2回ある場合は2段書き

※発注機関 記入欄	工事施工地 名及びコード番号	記入不要		都府県	2	3
	発注機関 発名	記入不要			4	5 6
	立氏 会 者名	記入不要				

7 資金支払事業主		工事請負者名(元請) 名称 御社の名称 〒○○○-○○○ 住所 御社の所在地 TEL 電話番号
調査票作成者氏名		調査票作成者の氏名
資金支払事業主 建設業許可番号		国土交通大臣 知事

↑ 一人親方と請負契約を結んだ企業の下請として、次数を記入

[illegible]

※書類等の不備状況

※ 備

○所定労働日数: 日/月 ○所定労働時間: 時間 分/日 ○就労形態: 週 体制 ○変形労働時間制: 1年間・()ヶ月

調査票への記入事項の根拠となる資料がありませんでした。

(注)

1. ※ 印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。
2. 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の促進以外の目的に使用することはありませんので、正確に記入してください。
3. 本調査の目的をよくご理解していただいた上で、ご記入をお願いします。

所定労働時間が40時間以内であることの確認が出来ませんでした。

調査対象月を入力

・計算式は欄外へ記載 ○有給制度: 有・無

※調査員氏名

- 104 -

■ 調査票記入時のチェックリスト

● 全般

手引き ページ	項目	チェック事項	チェック欄
35～42	調査票	令和7年10月調査用の調査票を使用していますか？	☐
14～19	調査対象労働者・調査月	10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、調査対象職種(51職種)に該当する労働者を対象としていますか？	☐
14～19	調査対象労働者・調査月	10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、手引きのP15の表-3-2「職種一覧」の*印の38職種に該当する労働者を対象としていますか？	☐
18～19	複数の工事に従事	調査対象期間中に複数の調査対象工事に従事した労働者の場合、主に従事した調査対象工事の調査票に記入していますか？ (同一の労働者を複数の調査票に記入していませんか？)	☐
18～19	複数の工事に従事	調査対象期間中に複数の調査対象工事に従事した労働者の場合、調査対象工事に従事した期間分のみを抜き出して記入しないようにしていますか？	☐
99～104	一人親方	賃金と経費の分離は確認できますか？	☐
		単独の調査票に記入していますか？	☐
24～25	職種の分類	調査対象労働者に対し、適切に職種进行分类していますか？	☐
25	複数職種	複数の職種に従事していた場合は、主に従事した作業内容に基づき職種进行分类していますか？	☐

● 様式－1

手引き ページ	項目	チェック事項	チェック欄
14 45	調査対象月	9月の調査対象者と10月の調査対象者が両方いる場合、9月分(38職種のみ)と10月分の調査票は、それぞれ1部ずつ作成していますか？	☐
46	工事名等	右上の調査対象月、工事名、工事請負者名、賃金支払事業主、作成者氏名を正しく記入していますか？	☐
46	工事請負者名(元請)	施工体系図上の元請け会社名を記入していますか？ (二次下請け以下の場合、ここで記入する元請け会社は、その上の次数の下請け会社ではありません)	☐
47	就労形態	自社の就業規則に沿った形で就労形態を記入していますか？	☐
47	給与形態	以下のとおり記入していますか？ ・日給制で1ヶ月未満の短期雇用労働者は「1」 ・日給制で1ヶ月以上の常勤労働者は「2」 ・月給制で給与規定において欠勤による給与の差引がない労働者は「3」 ・月給制で給与規定において欠勤による給与の差引がある労働者は「4」 ・賃金を経費込みで受け取っている労働者は「5」 ・賃金を経費込みで受け取っている労働者のうち、所定内労働時間を定めていない労働者は「6」	☐
47	職種番号	正しい職種番号を記入していますか？	☐
47	経験年数	全ての労働者について経験年数を記入していますか？	☐
47	備考欄	所定労働時間、就労形態(就労形態で「0」と入力した方のみ)、変形労働時間制の対象期間(就労形態で「6(1年間または1か月超単位)」と入力した方のみ)、有給制度の有無を正しく記入していますか？	☐
15 48	調査対象月 職種番号	調査対象月が9月の場合、手引きのP15の表の職種名の左側に*印がついている38職種の労働者のみとなっていますか？	☐
49	労働日数 所定内	日給制・・・休日出勤分を含めずに記入していますか？	☐
49	所定内と 有給休暇	月給制・・・合計日数が貴社の所定労働日数と一致していますか？	☐

49	労働時間数 所定内	日給制・・・休日出勤分を含めず記入していますか？	☐
49	所定内と 有給休暇	月給制・・・合計時間数が貴社の所定労働時間数と一致していますか？	☐
51	基本日額、 基本給等	所定内労働日数、所定内労働時間数と基本日額、基本給の整合はとれていますか？	☐
51	基本日額、 基本給等	日給制・・・基本給は休日出勤分を含めない額ですか？	☐
52	インフレ手当 (月額)	様式－2に記載しているインフレ手当のみの合計を記入していますか？	☐
54	臨時の給与 (インフレ手 当)の年計	様式－3の臨時の給与に記載しているインフレ手当のみの合計を記入していますか？	☐

●様式－2

手引き ページ	項目	チェック事項	チェッ ク欄
56	工事名等	右上の調査対象月、工事名、工事請負者名、賃金支払事業主、作成者氏名を正しく記入していますか？	☐
26～29 55	手 当 の 基 準 内・外 の 別	手当の基準内・外の別を正しく記入していますか？ (基準内手当とは、「原則、毎日又は毎月の所定労働時間における労働、又は一定の作業条件における労働に対して支給される賃金」のことです。)	☐

●様式－3

手引き ページ	項目	チェック事項	チェッ ク欄
58	工事名等	右上の調査対象月、工事名、工事請負者名、賃金支払事業主、作成者氏名を正しく記入していますか？	☐
57～58	各月の 労働日数	各労働者の労働日数は、会社の定めた所定労働日数と同じか小さい数字となっていますか？ (労働日数は、休日に労働した日数は除きますので、記入するのは会社の定めた所定労働日に労働した日数のみです。)	☐

●様式－1－1

手引き ページ	項目	チェック事項	チェッ ク欄
60	工事名等	右上の調査対象月、工事名、工事請負者名、賃金支払事業主、作成者氏名を正しく記入していますか？	☐
59	イニシャル、 職種番号	様式－1の番号にあわせてイニシャル、職種番号を正しく記入していますか？	☐
59	資格の取得 状況	「0」と他のコードを同時に記入しないようにしていますか？	☐
59	複数職種の 兼務状況	調査対象期間(1か月間)の兼務状況とその従事日数を記入していますか？	☐
59	複数職種の 兼務状況	「00」と他のコードを同時に記入しないようにしていますか？	☐
59	兼業状況	令和6年度から現在までの兼業状況を記入していますか？	☐
59	就労範囲	「00」と他のコードを同時に記入しないようにしていますか？ 「60」と他のコードを同時に記入しないようにしていますか？	☐
61	CCUS 能力評価 判定分野	判定分野表より、正しく判定分野番号を記入していますか？ (51 職種と番号が一致していないため、注意してください。)	☐